

# 山梨県公報

号外第十七号の二

平成十八年

三月三十日

木 曜 日

## 目 次

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………

## 規 則

### 山梨県規則第三十一号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号及び第七号を削り、同条第八号中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改め、「女子短期大学」を削り、「第十八条第十項」を「第十八条第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二項」に、「事務長」を「事務局長」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号中「組織規則第十五条の七第三項に規定する次長」を削り、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に改め、「同条第十二項に規定する事務次長」を削り、「同条第十四項」を「同条第十六項」に、「副校長並びに」を「副校長」に改め、「事務局次長」の下に「並びに組織規則第二十二條第三項に規定する次長」を加え、同号を同条第七号とし、同条第十号中「局長、局部長、局副部長(組織規則第十五条の七第二項に規定する副部長をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第八号とし、同条第十一号を同条第九号とする。

第三条第三項第四号中「局部長及び」を削る。

第五条第一項中「局長、局部長」を削り、同条中第七項を削り、第六項を第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7 第五項の規定にかかわらず、所長は、特に必要がある場合には、同項に規定する固

山梨県公報号外 第十七号の二 平成十八年三月三十日

有専決事項のうち、あらかじめ指定する所長固有専決事項については、支所長の専決についての細則を定め、これについて企画部長の承認を得て、その事務を支所長に専決させることができる。

第五条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「局長、局部長」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、所長(中北保健福祉事務所長、中北保健所長、中北建設事務所長及び富士・東部建設事務所長に限る。以下この項及び第七項並びに第十条第四項において同じ。)は、特に必要がある場合には、前項に規定する共通専決事項のうち、あらかじめ指定する所長共通専決事項については、支所長の専決についての細則を定め、これについて企画部長の承認を得て、その事務を支所長に専決させることができる。

第十条及び第十一条を削る。

第十二条の見出し中「所長」を「所長等」に改め、同条第一項中「組織規則第十五条の七第三項に規定する次長を除く。」を削り、「第十八条第三項」を「第十八条第四項に規定する副所長、同条第七項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に、「同条第十一項」を「同条第十四項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項に規定する副所長、同条第十七項に規定する副所長、同条第十八項」に、「同条第十五項」を「同条第十九項」に、「同条第十六項」を「同条第二十項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 支所長(第五条第二項及び第七項の規定により専決を行う支所長に限る。)が不在で急務を要するときは、あらかじめ所長の指定する出先次長がその事務を代決する。第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第五条関係)

共通専決事項

事務の種類	事項	専決区分			
		本庁	出先機関	出先機関	出先機関
一 所属職員の仕事分掌に関すること。	1 本庁に係るもの	長部	長次	長課	佐補長課
	2 出先機関に係るもの				佐補長課担当
			長所	長次	出先機関

二 旅行の命令及びその復命の受理に関すること。

<p>1 部長、林務長、組織規則第十三条第一項に規定する理事（以下「理事」という。）、県民室長、次長及び県民室次長に係るもの</p>	<p>2 組織規則第十二条第五項に規定する技監、参事、企画調整主幹、主幹、副主幹、主査及び副主査（以下「技監等」という。）、政策参事、組織規則第十三条の二第三項に規定する主幹（以下「県民室主幹」という。）、課長並びに組織規則第十五条第八項に規定する出納局に置かれる主幹、副主幹、主査及び副主査（以下「出納局主幹等」という。）に係るもの</p>	<p>3 課（組織規則第七条第一項の課、同条第三項の室、組織規則第七条の二第一項の課及び組織規則第八条第一項の課をいう。以下この項、三の項から五の項まで及び八の項において同じ。）に所属する職員で課長に相当する職のものが及び課長補佐並びに組織規則第十二条の二第五項に規定する政策主幹、政策補佐、副主幹、主査及び副主査（以下「政策主幹等」という。）に係るもの</p>	<p>4 課に所属する職員に係るもの（2及び3に掲げるものを除く。）</p>	<p>5 所長及び出先次長に係るもの</p>	<p>6 出先機関に所属する職員</p>

<p>三 年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。）、介護休暇、職務に専念する義務の免除の承認及び週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。）に関すること。</p>	<p>7 所長の県外旅行に係る届出に関するもの</p>	<p>1 部長、林務長、理事、県民室長、次長及び県民室次長に係るもの</p>	<p>2 技監等、政策参事、県民室主幹、課長及び出納局主幹等に係るもの</p>	<p>3 課に所属する職員で課長に相当する職のものが及び課長補佐並びに政策主幹等に係るもの</p>	<p>4 課に所属する職員に係るもの（2及び3に掲げるものを除く。）</p>	<p>5 所長に係るもの（年次有給休暇の付与等に限る。）及び出先次長に係るもの</p>	<p>6 出先機関職員に係るもの（5に掲げるものを除く。）</p>	<p>7 所長の年次有給休暇の付与等に係る届出、介護休暇の承認及び週休日の振替に係るもの</p>	<p>四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の規定による部分休業の承認に関すること。</p>	<p>1 部長、林務長、理事、県民室長、次長、県民室次長、技監等、政策参事、県民室主幹、課長、出納局主幹等及び所長に係るもの</p>	<p>2 課に所属する職員及び政策主幹等に係るもの（1に掲げるものを除く。）</p>

八 身分証明書	1 部長、林務長、理事、県民	七 規則又は規程により設けられた委員及び委員会の構成員（特に重要なものを除く。）の任命及び委嘱に関すること。	六 臨時的任用に関すること。	五 時間外勤務、休日勤務（休日の代休日を含む。）及び当直勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。	3 出先機関職員に係るもの（1に掲げるものを除く。）	1 部長、林務長、理事、県民室長、次長及び県民室次長に係るもの	2 技監等、政策参事、県民室主幹、課長及び出納局主幹等に係るもの	3 課に所属する職員で課長に相当する職のもの及び課長補佐並びに政策主幹等に係るもの	4 課に所属する職員に係るもの（2及び3に掲げるものを除く。）	5 所長及び出先次長に係るもの	6 出先機関職員に係るもの（5に掲げるものを除く。）	1 二月を超える期間のもの	2 本庁に係るもののうち、二月以内の期間のもの	3 出先機関に係るもののうち、二月以内の期間のもの

九 扶養親族の認定並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定に関すること。	十 児童手当の認定に関すること。	十一 定例的な表彰の計画及び執行に関すること。	十二 告示、公告及び広報に関すること。	十三 通知、申請、照会、回答、報告、届出及び進達並びに督促に関すること。	の書換えの検認に関すること。	3 出先機関職員に係るもの	2 課に所属する職員及び政策主幹等に係るもの（1に掲げるものを除く。）	1 本庁に係るもの	2 出先機関に係るもの	1 本庁に係るもの	2 出先機関に係るもの	1 本庁に係るもので重要なもの	2 本庁に係るもの（1、3及び4に掲げるものを除く。）	3 本庁に係るもので軽易なもの（4に掲げるものを除く。）	4 本庁に係るもので軽易かつ定例的なもの	5 出先機関に係るもの（6に

















十二 山梨県消費生活条例(平成十七年山梨県条例第百十二号)の施行に関する事務											十一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の施行に関する事務		
1 第十条の規定による合理的な根拠を示す資料の提出の要求											1 第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証		
2 第十一条の規定による危険商品等による危害の防止の指導及び勧告											2 第二十五条第三項の規定による特定非営利活動法人の定款変更の認証		
3 第十二条の規定による危険商品に係る情報の提供											3 第三十一条第二項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定		
4 第十四条第一項の規定による商品及び役務の表示、計量及び規格に関する基準の設定											4 第三十四条第三項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証		
5 第十五条の規定による基準の遵守に係る指導及び勧告											5 第三十一条第二項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定		
6 第十七条の規定による不当な取引行為の改善の指導及び勧告											6 第二十五条第三項の規定による特定非営利活動法人の定款変更の認証		
7 第十八条の規定による不当な取引行為に係る情報の提供											7 第三十一条第二項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定		
8 第十九条第二項の規定による消費生活相談員の委嘱											8 第二十五条第三項の規定による特定非営利活動法人の定款変更の認証		
9 第二十一条の規定による消費生活に係る紛争について山梨県消費生活紛争処理委員会のおつ											9 第三十一条第二項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定		
県民室長											県民室長		

青少年保護													
1 第五節第三項の規定による有											10 第二十三条の規定によるあつせん又は調停の経過及び結果の周知		
20 第三十五条の規定による勧告											11 第二十四条第二項の規定による消費者訴訟を維持するための資料の提供等の援助		
19 第三十四条の規定による意見陳述等の機会の付与											12 第二十五条第二項の規定による消費者訴訟に係る貸付金の返還の免除		
18 第三十三条第一項の規定による事業者に対する報告の徴収及び立入調査											13 第二十五条第三項の規定による消費者訴訟に係る貸付金の返還の猶予		
17 第二十九条の規定による試験、検査等の結果の公表											14 第二十六条第一項の規定による指定生活関連商品の指定		
16 第二十七条の規定による指定生活関連商品の買占め及び売惜しみ行為の中止及び停止並びに適正な価格での売渡しの勧告											15 第二十六条第二項の規定による指定生活関連商品の指定の解除		
県民生活センター所長											県民室長		
県民室長											県民室長		
県民室長											県民室長		
県民室長											県民室長		

年課	国際課				
育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）の施行に関する事務	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の施行に関する事務				
害図書 の指定	1 第五条の規定による一般旅券の作成	2 第八条第一項（第九条第三項、第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による一般旅券の交付	3 第九条第一項の規定による旅券への渡航先の追加記載	4 第十条第一項及び第三項の規定による一般旅券の記載事項の訂正	5 第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補
県民室長	県民室長	県民室長	県民室長	県民室長	県民室長

注  
 1 所長名は、備考欄に記載する。  
 2 県民室長が専決する事項は、備考欄に「県民室長」と表記する。

二 総務部

組織名	事務の種類	事項	専決区分	備考
人事課	一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の施行に関する事務	1 第三条第三項第三号の規定による雇用する者の決定 2 第六条第一項の規定による派遣研修、兼職、休職、復職、無給休暇、職務復帰及び補職の発令 3 第三十五条の規定による在籍専従許可 4 第三十八条第一項の規定による営利企業等の従事許可	本庁 長部 長課 長所	
	二 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の施行に関する事務	1 第七条第二項の規定による職務の級への格付 2 第八条の四の規定による職務の級及び給料月額の設定 3 第八条の五第一項及び第二項の規定による昇給 4 第十四条の六第一項及び第二項の規定による給与の初任給調整手当の支給		
	三 山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）の施行に関する事務	1 第五条の二第二項の規定による職務の級への格付 2 第七条の四の規定による職務の級及び給料月額の決定 3 第八条第一項及び第二項の規定による昇給		

職員 厚生 課		四 山梨県職 員の退職手 当に関する 規則(昭和 六十一年山 梨県人事委 員会規則第 十五号)の 施行に關す る事務		五 地方公務 員の育児休 業等に関する 法律(平成 三年法律 第一百十号) の施行に關 する事務		第二條第三項の規定による育児休 業の承認		1 第九條ノ二の規定による受給 権の調査		2 第十一條第二項の規定による 支給の差止め		3 第十二條の規定による恩給を 受ける権利の裁定		4 第四十六條第二項の規定によ る傷病恩給受給者に対する普通 恩給及び増加恩給の支給の決定 並びに増加恩給への改定		5 第四十六條第三項の規定によ る期間経過後で審査会が議決し た場合の相当の恩給への改定		6 第四十六條第四項の規定によ る公務員に重大な過失があつた	
<p>7 第五十二條第一項の規定によ る在職者に対する支給の停止</p> <p>8 第五十二條第二項の規定によ る他の公務員への就職者に対す る支給の停止</p> <p>9 第五十二條第三項の規定によ る恩給を支給される公務員へ転 じた者に対する支給の決定</p> <p>10 第五十四條第一項の規定によ る再就職した者に対する改定</p> <p>11 第五十五條の規定による年額 の決定</p> <p>12 第五十八條の規定による普通 恩給の受給者が就職した場合の 支給の停止</p> <p>13 第五十八條ノ二の規定による 普通恩給及び増加恩給の受給者 が懲役等の刑に処せられた場合 の支給の停止</p> <p>14 第五十八條ノ三第一項の規定 による普通恩給受給者の年齢に よる支給の一部及び全額の停止</p> <p>15 第五十八條ノ四第一項の規定 による恩給以外の所得を有する 者に対する支給の一部停止</p> <p>16 第六十四條ノ二の規定による 一時恩給を受領した者に対する 年額の決定</p> <p>17 第七十七條第一項(同條第二 項において準用する場合を含む) の規定による扶助料受給 者が懲役等の刑に処せられた場 合の支給の停止</p>																			

<p>四 山梨県恩給条例(昭和二十八年山梨県条例第六号)の施行に関する事務</p>	<p>三 地方公務員法の施行に関する事務</p>	<p>二 恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)の施行に関する事務</p>	
<p>18 第七十八条の規定による所在不明の扶助料受給者に対する支給の停止</p>	<p>19 第七十八条ノ二の規定による夫に対する扶助料の年齢等による支給の停止</p>	<p>20 第七十九条の規定による扶助料の転給</p>	<p>21 第七十九条ノ三の規定による遺族補償等の給付を受ける受給者に対する支給の一部停止</p>
<p>22 第八十条第二項の規定による事実上の婚姻関係に入つた遺族に対する扶助料の失権の決定</p>	<p>1 第三十四条ノ二の規定による受給権の調査</p>	<p>2 第三十四条ノ五の規定による書類未提出者に対する支給の差止め</p>	<p>1 第四十二条の規定による職員 の福利厚生事業計画の決定</p>
<p>2 第四十二条の規定による職員 の福利厚生事業の実施</p>	<p>1 第二条の二の規定による年額の改定</p>	<p>2 第九条の規定による受給権の調査</p>	<p>3 第十一条の規定による書類未提出者に対する支給の差止め</p>
<p>4 第十五条第二項の規定による支給の差止め</p>	<p>5 第十六条の規定による恩給を</p>	<p>18 第六十五条第一項(同条第二</p>	<p>17 第五十五条の二第一項の規定による傷病賜金の返還の決定</p>
<p>16 第五十三条第四項の規定による若年者に対する支給の停止</p>	<p>15 第四十七条の規定による増加 退隠料の受給者が障害補償等の 給付を受けた場合の支給の停止</p>	<p>14 第四十六条の規定による退隠 料受給者が所得を有する場合の 支給の一部停止</p>	<p>13 第四十五条第一項の規定による 退隠料受給者が若年の場合の 支給の停止</p>
<p>12 第四十四条の規定による退隠 料等受給者が懲役等の刑に処せ られた場合の支給の停止</p>	<p>11 第四十三条の規定による就職 した場合の支給の停止</p>	<p>10 第四十条の規定による退隠料 等受給者が再就職した場合の 年額の改定</p>	<p>9 第三十九条の規定による退隠 料受給者が再就職した場合の改 定</p>
<p>8 第三十二条第三項の規定によ る恩給審査会への付議の決定並 びに相当の恩給の支給の決定及 び改定</p>	<p>7 第三十二条第二項の規定によ る支給の決定及び改定</p>	<p>6 第十七条の規定による恩給審 査会の設置</p>	<p>受ける権利の裁定</p>

30	第八十四条の規定による改定した年額と改定前の年額との差額の停止										
29	第八十二条第二項の規定による改定した年額と改定前の年額との差額の停止										
28	第八十一条の規定による年額の改定										
27	第八十条の規定による年額の改定										
26	第七十九条の規定による年額の改定										
25	第七十八条の規定による年額の改定										
24	第七十七条第一項の規定による年額の改定										
23	第七十一条の規定による遺族補償等の給付を受ける受給者に対する支給の一部停止										
22	第六十九条第二項の規定による事実上の婚姻関係に入った遺族に対する扶助料の失権の決定										
21	第六十七条第一項の規定による遺族扶助料の停止期間中の転給										
20	第六十六条の二の規定による夫に対する遺族扶助料の年齢等による支給の停止										
19	第六十六条の規定による遺族扶助料受給者が所在不明の場合の支給の停止										

課 財政																			
一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の施行	五 山梨県議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年山梨県条例第五十五号）の施行に関する事務																		
	31 第八十五条の規定による年額の改定																		
	32 第八十七条の規定による年額の改定																		
	33 第八十八条第一項の規定による年額の改定																		
	34 第九十条の規定による年額の改定																		
	35 第九十一条の規定による年額の改定																		
	36 第九十二条の規定による年額の改定																		
	37 第九十三条の規定による年額の改定																		
	38 第九十四条の規定による年額の改定																		
	1 第三条第二項の規定による補償の認定																		
	2 第三条第三項の規定による認定委員会の意見の聴取																		
	3 第五条の三第一項の規定による休業補償額の決定																		
	4 第十条の規定による休業補償等の制限																		
	5 第二十条第一項の規定による調査																		
	6 第二十一条の規定による補償の一時差止め																		
	第二百七十七条第一項の規定による予備費の充用（百万円未満のものに限る。）																		

課 税 務		二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の施行に関する事務		三 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の施行に関する事務		四 山梨県証明事務手数料条例（昭和三十一年山梨県条例第八号）の施行に関する事務	
3	第四十六条第一項第二号の規	1 第四条第一項の規定による大規模償却資産の指定及び価格等の決定並びに災害等による期限の延長 2 第六条第三項の規定による課税地の指定	1 第五十条第一項の規定による地方税の臨時の税務書類の作成等の許可				

課 管 財		一 地方自治法施行に関する事務		三 山梨県税条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の施行に関する事務		
4	第二百三十八条の五第一項の規定による評価金額五百万円未満の普通財産の貸付け、処分及び交換	3 第二百三十八条の五第一項の規定による評価金額五百万円以上三千円未満の普通財産の貸付け、処分及び交換	2 第二百三十八条の二第二項の規定による権限を有する委員会が取得する公有財産で寄附に係るもの及び行政財産の用途を変更するものでその評価金額が百万円未満のものに係る知事に対する協議	1 第二百三十八条の二第二項の規定による権限を有する委員会等が土地、建物及び建物以外の工作物を継続して十日以上使用させる行政財産の使用許可並びに権限を有する委員会が取得する公有財産で寄附に係るもの及び行政財産の用途を変更するものでその評価金額が百万円以上五百万円未満のものに係る知事に対する協議	1 第二条第二項の規定による徴税吏員の身分を証する証票の交付 2 第三条第二項の規定による検査吏員の身分を証する証票の交付	4 第六十四条第一項第四号の規定による不動産取得税の減免



<p>二 山梨県行 政財産使用 料条例（昭 和三十九年 山梨県条例 第十五号） の施行に関 する事務</p>	<p>三 山梨県公 有財産事務 取扱規則 （昭和三十 九年山梨県 規則第十三 号）の施行 に関する事 務</p>	<p>四 山梨県宿 舎管理規則 （昭和四十 一年山梨県 規則第九 号）の施行 に関する事 務</p>	<p>五 山梨県庁 舎等管理規 則（昭和四 十一年山梨 県規則第十 号）の施行 に関する事 務</p>	<p>第四条の規定による使用料の減額及び免除</p> <p>第五条の規定による普通財産を管理するものの指定</p> <p>第十条及び第二十八条の規定による職員宿舍の入退居</p> <p>第五条の規定による集団陳情等の制限</p> <p>第六条の規定による立入りの制限</p> <p>第七条の規定による駐車等の制限</p> <p>第八条第一項の規定による行商等の許可</p> <p>第八条第四項（第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による行商等の許可の取消し</p>
--	--	--	---	--

<p>私学 文書 課</p>	<p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）の施行に関する事務</p>	<p>二 信託法（大正十一年法律第六十二号）の施行に関する事務</p>	<p>三 学校教育法（昭和十二年法律第二十六号）の施行に関する事務</p>	<p>四 教育公務</p>	<p>6 第九条第一項の規定による一時使用又はポスター等の掲示の許可</p>	<p>7 第十条第一項の規定による退居又は撤去の命令</p>	<p>8 第十条第二項の規定による撤去の措置</p>	<p>9 第十二条の規定による休日等の出入りの承認</p>	<p>1 第三十八条第二項の規定による定款の変更の認可（病院等の運営に係るものを除く。）</p>	<p>2 第六十七条第二項の規定による監督上必要な命令（病院等の運営に係るものを除く。）</p>	<p>3 第六十七条第三項の規定による法人の業務及び財産の状況の検査（病院等の運営に係るものを除く。）</p>	<p>4 第七十二条第二項の規定による法人の残余財産の処分（許可）</p>	<p>1 第六十九条第一項の規定による事務処理に係る検査</p>	<p>2 第七十条の規定による信託条項の変更の認可</p>	<p>第四条第一項の規定による学則の変更の認可</p>	<p>第十七条第一項の規定による兼</p>	<p>県立大学</p>
------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	---------------	--	--------------------------------	----------------------------	-------------------------------	--	--	---	---------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	-----------------------	-------------

七 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の施行に関する事務		六 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の施行に関する事務		五 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の施行に関する事務					員特例法（昭和二十四年法律第一号）の施行に関する事務	職等の承認（県立大学に勤務する職員に係るものに限る。）	事務局長
3	2	1	4	3	2	1	2	1			
第三十九条第一項の規定による規則の変更の認証	第二十八条第一項の規定による規則の変更の認証	第十四条第一項の規定による宗教法人の設立に係る規則の認証	第十六条の二の規定による政書士会の会則の制定及び変更の認可	第十四条第一項の規定による業務の禁止等の処分	第十三条第一項の規定による立入検査	第三条第二項の規定による行政書士試験の施行	第六十四条第六項の規定による学校法人及び準学校法人の組織変更の認可	第六十四条第五項の規定による準学校法人の解散の認定、合併の認可及び寄附行為変更の認可	第五十二条第二項の規定による合併の認可	第六十四条第五項の規定による準学校法人の認定、合併の認可及び寄附行為変更の認可	

十一 山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）の施行に関する事務				十 山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例（平成十六年山梨県条例第四十七号）の施行に関する事務		九 山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）の施行に関する事務		八 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の施行に関する事務		る合併の認証	る解散の認証	事務局長
4	3	2	1			2	1	2	1			
第五十四条の規定による業務	第五十二条第二項の規定による業務の変更の登録	第五十条第三項の規定による業務の登録	第四十九条第一項の規定による事業者が準拠すべき指針の作成及び公表		第六条の規定による授業料及び入学料の減額及び免除	第三十六条第二項の規定による施行の状況の公表	第三十六条第一項の規定による報告の徴収	第十四条第三項の規定による監査報告書の添付に係る許可	第十二条第一号の規定による報告の徴収並びに質問及び検査			

市町  
村課  
一  
地方自治  
法の施行に  
関する事務

の登録の抹消

5 第七十三条第二項の規定による条例の施行の状況の公表

1 第七十四条第二項の規定による請求の要旨の公表

2 第七十四条第三項の規定による県議会への付議及びその結果の公表

3 第四百四十三条第三項の規定による市町村長の被選挙権及び兼業禁止に関する審査請求の裁決

4 第四百七十六条第六項の規定による市町村の議会の議決及び選挙の取消しに関する裁定

5 第二百六条第一項の規定による市町村長の行つた給与等の処分に関する審査請求の裁決

6 第二百六条第六項の規定による市町村長の行つた給与等の処分に関する再審査請求の裁決

7 第二百三十八条の七第一項の規定による市町村長が行つた行政財産を使用する権利に関する処分の審査請求の裁決

8 第二百三十八条の七第六項の規定による市町村長が行つた行政財産を使用する権利に関する処分の再審査請求の裁決

9 第二百四十三条の第二十項の規定による市町村長が行つた職員への賠償の命令に関する審査請求の裁決

10 第二百四十四条の四第一項の規定による市町村長がした公の施設の利用に関する処分の審査

請求の裁決

11 第二百四十四条の四第六項の規定による市町村長がした公の施設の利用に関する裁決の審査請求の裁決

12 第二百五十二条の十七の第二項の規定による条例の制定及び改廃の場合における協議

13 第二百五十二条の十七の六第二項の規定による市町村の財務に係る実地検査

14 第二百五十二条の十七の九の規定による臨時選挙管理委員の選任

15 第二百五十五条の二の規定による審査請求の裁決（市町村課が所管する事務に関するものに限る。）

16 第二百五十五条の三第二項の規定による審査請求の裁決

17 第二百五十五条の三第四項の規定による再審査請求の裁決

18 第二百五十五条の四の規定による審査請求の裁決

19 第二百八十四条第二項の規定による一部事務組合の設立の許可

20 第二百八十四条第三項の規定による広域連合の設立の許可

21 第二百八十四条第五項の規定による全部事務組合の設立の許可

22 第二百八十四条第六項の規定による役場事務組合の設立の許可

23	第二百八十五条の第二項の規定による広域連合の設立の許可に関する公表			
24	第二百八十六条第一項(第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。)の規定による規約の変更の許可			
25	第二百九十一条の第三第一項の規定による広域連合の規約の変更の許可			
26	第二百九十一条の第三五項の規定による広域連合の規約の変更の許可等の公表			
27	第二百九十一条の第十第一項の規定による広域連合の解散の許可			
28	第二百九十一条の第十第三項の規定による広域連合の解散の公表			
29	第二百九十一条の第十四第一項の規定による全部事務組合の規約の変更の許可			
30	第二百九十一条の第十四第三項の規定による全部事務組合の解散の許可			
31	第二百九十六条の五第二項の規定による財産等の処分等に関する協議及び同意			
32	第二百九十六条の五第五項の規定による不均一の課税及び徴収についての同意			
33	第二百九十六条の六第一項の規定による財産区の事務処理に関する報告及び資料の徴収並びに監査			

		二 地方自治 法施行令の 施行に關す る事務	
34	第二百九十六条の六第二項の規定による財産区の事務に関する紛争の裁定		
35	第二百九十八条第二項の規定による地方開発事業団の設置及び規約の変更の認可		
1	第九十一条第二項(第二百二十一条において準用する場合を含む。)の規定による市町村の選挙管理委員会に対する確認、証明書の交付及び請求があつたことの告示		
2	第九十七条第一項(第二百二十一条において準用する場合を含む。)の規定による請求の却下		
3	第九十七条第二項(第二百二十一条において準用する場合を含む。)の規定による補正の命令		
4	第九十八条(第二百二十一条において準用する場合を含む。)の規定による請求の要旨等の告示及び公表		
5	第七十四条の六第二項の規定による自治紛争処理委員の氏名の告示		
6	第七十四条の六第三項の規定による調停経過の報告の要求		
7	第二百九十九条第二項の規定による財産区の財産の処分に関する同意		
8	第二百九十九条の三第一項の規定による財産区の事務に関する紛争の裁定に係る意見の聴取		
9	第二百九十九条の三第二項の規定による関係人の出頭及び記録		

六 地方税法 第十五条の六第三項の規定によ	五 地方税法 施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の施行に関する事務	四 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の施行に関する事務	三 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の施行に関する事務	の提出の要求						
				1 第五条の三第一項の規定による協議における同意及び予定額の決定	2 第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定による地方債の許可及び予定額の決定	1 第八条第一項の規定による関係市町村の課税権の帰属等の決定	2 第八条の二第二項の規定による消滅市町村の徴収金に係る権利の承継について関係市町村の協議が整わない場合の決定	3 第三百二十一条の十五第一項の規定による市町村民税法人割額の分割の基準となる従業員数の修正及び決定に係る関係市町村の不服に対する決定	4 第三百八十九条第一項の規定による二以上の市町村にわたる固定資産の所在市町村及び価格の決定	5 第四百十九条第一項の規定による固定資産評価基準によつて行われていないと認められた場合の固定資産課税台帳の登録価格の修正の勧告

九 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の施行に関する事務	八 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第九十九号)の施行に関する事務	七 地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和三十年政令第三百三十号)の施行に関する事務	施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の施行に関する事務							
			1 第十二条第一項の規定による市町村の寄附金等の支出の同意	2 第十三条第一項の規定による市町村の財政再建計画の変更の同意	1 第十条第一項の規定による必要な指導	2 第十条第二項の規定による措置をとるべきことの勧告	3 第十条第三項の規定による事務の報告の要求並びに援助及び助言	1 第四百四十四条の二十七第一項の規定による業務の執行の監督	2 第四百四十四条の二十七第四項の規定による業務及び財産の状況の監査	3 第四百四十四条の二十八第一項の規定による療養に関する短期給付に係る医師等に対する診療等の報告の徴収及び検査



十三 山梨県 過疎地域振 興条例（昭 和四十五年 山梨県条例 第三十号） の施行に関 する事務			十四 公有地 の拡大の推 進に関する 法律（昭和 四十七年法 律第六十六 号）の施行 に関する事 務			十五 地方独 立行政法人 法（平成十 五年法律第 百十八号） の施行に関 する事務															
23	第三十三條第二項の規定によ る住民の住所の認定の決定	24	第三十四條の二第一項の規定 による報告の徴収及び立入検査	25	第三十七條第一項の規定によ る資料の提供の要求	1	第三條第一項の規定による貸付 けの決定	2	第十條第二項の規定による土 地開発公社の設立の認可	3	第十四條第二項の規定による 定款の変更の認可	4	第十九條第二項の規定による 資産の状況に関する報告の徴収 及び立入検査	5	第十九條第五項の規定による 設立団体等に対する必要な措置 を講ずべきことの要求	1	第七條の規定による地方独立 行政法人の設立の認可	2	第八條第二項の規定による地 方独立行政法人の定款の変更の 認可	3	第八十八條第一項の規定によ

十六 市町村 の合併の特 例等に関す る法律（平 成十六年法 律第五十九 号）の施行 に関する事 務			消防 課 一 消防法 （昭和二十 三年法律第 百八十六 号）の施行 に関する事 務			1 第十一條第一項の規定による 危険物施設の設置及び変更の許 可 2 第十一條第三項の規定による 総務大臣への意見の具申 3 第十一條第五項の規定による 設置及び変更の完成検査 4 第十一條第五項の規定による 仮使用の承認 5 第十一條第七項（第十一條の 四第三項において準用する場合 を含む。）の規定による通報 6 第十一條の五第一項の規定に よる貯蔵及び取扱いに関する命 令														
4	第八十九條第三項の規定によ る地方独立行政法人等の行為の 是正のための措置の要求	5	第八十九條第四項の規定によ る地方独立行政法人等の行為の 是正のための措置の命令	6	第九十二條第一項の規定によ る地方独立行政法人の解散の認 可	1	第五條第二項の規定による同 一の内容の確認	2	第十三條第一項の規定による 一部事務組合等に係る許可											











基準に適合している旨の決定

13 第二十条の五第二項の規定による周知させる義務等の改善勧告

14 第二十条の五第三項の規定による公表

15 第二十条の六第二項の規定による販売事業者等の基準の適合命令

16 第二十四条の三第三項の規定による特定高圧ガス消費の基準の適合命令

17 第二十六条第二項の規定による危害予防規程の変更命令

18 第二十六条第四項の規定による第一種製造者及びその従事者に対する措置命令及び勧告

19 第二十七条第二項の規定による保安教育計画の変更の命令

20 第二十七条第五項の規定による第一種製造者、第二種製造者等に対する保安教育計画及び保安教育の実施の勧告

21 第二十九条第四項の規定による製造保安責任者及び販売主任者免状の不交付

22 第二十九条の二第一項の規定による免状交付事務の委託

23 第三十条の規定による製造保安責任者免状及び販売主任者免状の返納命令

24 第三十一条第二項の規定による製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施

25 第三十一条の二第一項の規定による製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施に関する事務の一部及び全部の高圧ガス保安協会及び指定試験機関への委託

26 第三十四条の規定による保安統括者等及びその代理者、販売主任者並びに取扱主任者の解任命令

27 第三十五条第一項の規定による保安検査

28 第三十五条第一項第一号の規定による指定保安検査機関の指定

29 第三十八条第一項の規定による第一種製造者及び第一種貯蔵所の許可の取消し並びに製造及び貯蔵の停止命令

30 第三十八条第二項の規定による第二種製造者、第二種貯蔵所及び販売業者並びに特定高圧ガス消費者の製造、貯蔵、販売及び消費の停止命令

31 第三十九条第一号の規定による製造者、貯蔵所及び販売業者並びに特定高圧ガス消費者の施設の全部及び一部の使用の停止命令

32 第三十九条第二号の規定による製造者、貯蔵所、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス販売業者、液化石油ガス充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対する製造、引渡し、貯蔵、移動、消費及び廃棄の一時禁止並びに制限の措置



57 第五十八条の二十三第三項（第五十八条の三十の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定完成検査機関の業務規程の変更命令	58 第五十八条の二十七（第五十八条の三十の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による第五十八条の二十二号に規定する者の解任命令	59 第五十八条の二十九（第五十八条の三十の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定完成検査機関に対する適合命令	60 第五十八条の三十（第五十八条の三十の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定完成検査機関の指定の取消し並びに業務の全部及び一部の停止命令	61 第五十九条の三十の二第二項の規定による高圧ガス保安協会へ委託した試験事務の適性化の指示	62 第六十一条第一項の規定による製造者、貯蔵所、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下この号において「液化石油ガス法」という。）第六条の液化石油ガス販売業者、容器製造業者、容器検査所及び機器製造業者に対する業務に関する報告の徴収	63 第六十一条第二項の規定による指定完成検査機関及び指定保
--	--	---	--	--	---	--------------------------------

四 武器等製										
安検査機関に対する業務及び経理に関する報告の徴収	64 第六十一条第四項の規定による報告の徴収	65 第六十二条第一項の規定による製造者、貯蔵所、販売業者、高圧ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売業者、容器を製造する者及び容器検査所に対する立入検査	66 第六十二条第二項の規定による指定完成検査機関及び指定保安検査機関に対する立入検査	67 第六十二条第四項の規定による指定試験機関に対する立入検査	68 第六十三条第二項の規定による事故の報告の提出命令	69 第七十四条第一項の規定による公安委員会及び消防長への通報	70 第七十四条第二項の規定による督察官からの危険時の届出及び事故の届出を受理した旨の通報	71 第七十四条第三項の規定による消防吏員及び消防団員からの危険時の届出を受理した旨の通報	72 第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号、第五号の二及び第二項の規定による公示	1 第十七条第一項の規定による

五 ガス事業 法（昭和二十九年法律第五十一号）の施行に関する事務	1 第四十六条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者の報告の徴収	2 第四十七条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者に対する立入検査	3 第四十七条の二第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者に対するガス用品の提出命令	10 第二十五条第一項の規定による立入検査（武器製造事業者を除く。）	9 第二十四条の規定による報告の徴収	8 第二十条において準用する第十五条の規定による許可の取消し	7 第二十条において準用する第十二条第一項の規定による工場等の移転の許可	6 第二十条において準用する第九条第三項の規定による適合命令	5 第二十条において準用する第八条第一項の規定による種類変更の許可	4 第二十条において準用する第六条の規定による許可の取消し	3 第十九条第一項の規定による猟銃等の販売の許可	2 第十八条の規定による試験的製造の場合の許可	1 猟銃等の製造の許可	造法（昭和二十八年法律第四十五号）の施行に関する事務

九 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の施行に関する事務	八 電気工事士法施行令（昭和三十一年政令第二百六十号）の施行に関する事務	七 電気工事士法（昭和十五年法律第三百二十九号）の施行に関する事務	六 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の施行に関する事務	1 第三十六条の五の規定による消防設備士免状の書換え	2 第三十六条の六第一項の規定による消防設備士免状の再交付	1 第四条第二項の規定による免状の交付	2 第四条第三項第二号の規定による認定	3 第四条第四項第三号の規定による認定	4 第四条第五項の規定による免状の不交付	5 第四条第六項の規定による免状の返納命令	6 第六条第五項の規定による大臣への意見の具申	7 第九条第一項の規定による報告の徴収	1 第四条第一項の規定による免状の再交付	2 第五条の規定による免状の書換え	1 第三十四条の規定による危険物取扱者免状の書換え	2 第三十五条第一項の規定による危険物取扱者免状の再交付

<p>十 高圧ガス保安法に基づき製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）の施行に関する事務</p>	<p>第二十条の規定による製造保安責任者及び販売主任者免状の交付及び再交付</p>	<p>1 第三条の二第一項の規定による登録</p>	<p>2 第三条の二第三項の規定による販売事業者登録簿の閲覧</p>	<p>3 第四条第一項の規定による登録の拒否</p>	<p>4 第十三条第二項の規定による規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止命令</p>	<p>5 第十四条第二項の規定による書面の交付及び再交付の命令</p>	<p>6 第十六条第三項の規定による基準適合命令</p>	<p>7 第十六条の二第二項の規定による基準適合命令</p>	<p>8 第二十二条の規定による業務主任者等の解任命令</p>	<p>9 第二十五条の規定による販売事業者の登録の取消し</p>			
<p>10 第二十六条の規定による販売事業者の登録の取消し及び事業の停止命令</p>	<p>11 第二十六条の二の規定による販売事業者の登録の消除</p>	<p>12 第二十九条第一項の規定による保安機関の認定</p>	<p>13 第三十二条第一項の規定による保安機関の認定の更新</p>	<p>14 第三十三条第一項の規定による一般消費者等の数の増加の認可</p>	<p>15 第三十四条第三項の規定による保安業務改善命令</p>	<p>16 第三十五条第一項前段の規定による保安業務規程の認可</p>	<p>17 第三十五条第一項後段の規定による保安業務規程の変更の認可</p>	<p>18 第三十五条第三項の規定による保安業務規程の変更命令</p>	<p>19 第三十五条の二の規定による基準適合命令</p>	<p>20 第三十五条の三の規定による保安機関の認定の取消し</p>	<p>21 第三十五条の五の規定による基準適合命令</p>	<p>22 第三十五条の六第一項の規定による販売事業者の認定</p>	<p>23 第三十五条の十第一項の規定による認定販売事業者の認定の取消し</p>



24	第三十五条の十一項の規定による認定販売事業者への報告の催告			
25	第三十五条の十二項の規定による認定販売事業者の認定の取消し			
26	第三十六条第一項の規定による貯蔵施設等の許可			
27	第三十七条の二第一項（第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による貯蔵施設等の変更の許可			
28	第三十七条の三第一項本文（第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による貯蔵施設等の完成検査			
29	第三十七条の四第一項の規定による充てん設備の許可			
30	第三十七条の五第三項の規定による基準適合命令			
31	第三十七条の六第一項本文の規定による充てん設備の保安検査			
32	第三十七条の七第一項の規定による貯蔵施設等及び充てん設備の許可の取消し及び使用停止命令			
33	第三十八条の四第一項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付			
34	第三十八条の四第二項第三号の規定による液化石油ガス設備士の認定			

35	第三十八条の四第三項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付の拒否			
36	第三十八条の四第四項の規定による液化石油ガス設備士免状の返納命令			
37	第三十八条の四の二第一項の規定による液化石油ガス設備士免状交付事務の委託			
38	第三十八条の五第二項の規定による液化石油ガス設備士試験の実施			
39	第三十八条の六第一項の規定による液化石油ガス設備士試験事務の委託			
40	第三十八条の八第二項の規定による指定試験機関の試験事務規程に係る意見の申述			
41	第三十八条の九第三項の規定による指定試験機関の試験事務の休止及び廃止許可に係る意見の申述			
42	第三十八条の二十第二項の規定による指定試験機関の事業計画等に係る意見の申述			
43	第三十八条の二十五第三項の規定による指定試験機関への適正事務実施の指示			
44	第三十八条の二十七第一項の規定による液化石油ガス設備士試験の実施			
45	第八十二条第一項の規定による報告の徴収			

十二 電気工 事業の業務 の適正化に 関する法律 (昭和四十 五年法律第 九十六号) の施行に関 する事務											
46	第八十二条第一項の規定による報告の徴収										
47	第八十二条第五項の規定による報告の徴収										
48	第八十三条第一項から第四項まで及び第七項の規定による立入検査等										
49	第八十三条の二第一項の規定による液化石油ガス器具等の提出命令										
50	第八十三条の二第二項の規定による損失の補償										
51	第八十七条第一項の規定による関係行政機関への通報										
52	第八十八条第二項の規定による公示										
1	第三条第一項の規定による登録										
2	第三条第三項の規定による更新の登録										
3	第十二条の規定による登録証の再交付										
4	第十四条の規定による登録の削除										
5	第十六条の規定による登録電気工事業者登録簿の閲覧										
6	第十七条の三の規定による事業開始の延期等の勧告										
7	第二十七条第一項の規定による危険等防止命令										
8	第二十七条第二項の規定による危険等防止命令										

十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)の施行に関する事務											
9	第二十八条第一項の規定による登録電気工事業者に対する登録の取消し及び停止命令										
10	第二十八条第二項の規定による通知電気工事業者に対する停止命令										
11	第二十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査										
12	第三十三条の規定による苦情の処理										
1	第九十七条第一項の規定による液化石油ガス設備士免状の再交付										
2	第九十八条第一項の規定による液化石油ガス設備士免状の書換え										

注 所長名は、備考欄に記載する。

三 福祉保健部

組織名 福祉保健課  
事務の種類 一 災害救助法（昭和十二年法律第一百十八号）の施行に関する事務  
事項 1 第二条の規定による救助を必要とする者に対する救助の決定  
2 第二条の規定による救助を必要とする者に対する救助の実施  
3 第二十四条第一項の規定による救助に関する業務の従事命令  
4 第二十五条の規定による救助に関する業務の協力命令  
5 第二十六条第一項の規定による施設の管理並びに土地、家屋及び物資の使用  
6 第二十六条第一項の規定による物資の保管命令及び物資の収容  
7 第二十七条第一項の規定による物資を保管する場所の立入検査  
8 第二十七条第二項の規定による物資を保管させてある場所の立入検査  
9 第二十八条の規定による有線電気通信設備及び無線設備の使用  
10 第三十条第一項の規定による救助の実施に関する権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする決定

専決区分	本庁	長部
		長課
	関機先出	長所

備考 保健福祉事務所長

保健福祉事務所長

保健福祉事務所長

保健福祉事務所長

保健福祉事務所長

保健福祉事務所長

保健福祉事務所長

二 民生委員

法（昭和二十三年法律第九十八号）の施行に関する事務  
11 第三十二条の規定による日本赤十字社への委託  
12 第三十五条の規定による都道府県に対する求償  
13 第四十四条の規定による救助を必要とする者の現在地の市町村に救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることの決定

1 第五条第一項の規定による民生委員の委嘱の推薦  
2 第十一条第一項の規定による民生委員の解職の具申  
3 第十八条の規定による民生委員の指導訓練計画の樹立及び実施

1 第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可  
2 第四十六条第二項の規定による社会福祉法人の解散の認可及び認定  
3 第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可  
4 第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査  
5 第五十六条第二項の規定による社会福祉法人に対する措置命令  
6 第五十六条第三項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令及び役員解職の勧告  
7 第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止命令

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の施行に関する事務

1 第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可  
2 第四十六条第二項の規定による社会福祉法人の解散の認可及び認定  
3 第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可  
4 第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査  
5 第五十六条第二項の規定による社会福祉法人に対する措置命令  
6 第五十六条第三項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令及び役員解職の勧告  
7 第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止命令

1 第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可  
2 第四十六条第二項の規定による社会福祉法人の解散の認可及び認定  
3 第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可  
4 第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査  
5 第五十六条第二項の規定による社会福祉法人に対する措置命令  
6 第五十六条第三項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令及び役員解職の勧告  
7 第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止命令

1 第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可  
2 第四十六条第二項の規定による社会福祉法人の解散の認可及び認定  
3 第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可  
4 第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査  
5 第五十六条第二項の規定による社会福祉法人に対する措置命令  
6 第五十六条第三項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令及び役員解職の勧告  
7 第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止命令

1 第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可  
2 第四十六条第二項の規定による社会福祉法人の解散の認可及び認定  
3 第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可  
4 第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査  
5 第五十六条第二項の規定による社会福祉法人に対する措置命令  
6 第五十六条第三項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令及び役員解職の勧告  
7 第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止命令

1 第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可  
2 第四十六条第二項の規定による社会福祉法人の解散の認可及び認定  
3 第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可  
4 第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査  
5 第五十六条第二項の規定による社会福祉法人に対する措置命令  
6 第五十六条第三項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令及び役員解職の勧告  
7 第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止命令

15	第七十三条第一項の規定による寄附金募集の許可						
14	第七十二条第三項の規定による社会福祉事業（長寿社会課、児童家庭課及び障害福祉課の所掌に係るものを除く。）に係る制限及び停止命令						
13	第七十二条第二項の規定による社会福祉事業（長寿社会課、児童家庭課及び障害福祉課の所掌に係るものを除く。）に係る許可及び認可の取消し						
12	第七十二条第一項の規定による社会福祉事業（長寿社会課、児童家庭課及び障害福祉課の所掌に係るものを除く。）に係る制限及び停止命令並びに許可の取消し						
11	第七十一条の規定による社会福祉事業（長寿社会課、児童家庭課及び障害福祉課の所掌に係るものを除く。）に係る改善命令						
10	第六十七条第二項の規定による施設を設置しない第一種社会福祉事業の許可						
9	第六十三条第二項の規定による施設を設置する第一種社会福祉事業（長寿社会課、児童家庭課及び障害福祉課の所掌に係るものを除く。）に係る変更の許可						
8	第六十二条第二項の規定による施設を設置する第一種社会福祉事業（長寿社会課、児童家庭課及び障害福祉課の所掌に係るものを除く。）に係る許可						

		長寿社会課		一 社会福祉法の施行に関する事務			
19	第二百一条の規定による共同募金会に対する解散命令						
18	第九十八条第一項の規定による都道府県福祉人材センターの指定の取消し						
17	第九十七条の規定による都道府県福祉人材センターの監督命令						
16	第九十三条第一項の規定による都道府県福祉人材センターの指定						
1	第六十二条第二項の規定による第一種社会福祉事業（軽費老人ホームに限る。）に係る許可						
2	第六十三条第二項の規定による第一種社会福祉事業（軽費老人ホームに限る。）に係る変更の許可						
3	第七十一条の規定による社会福祉事業（軽費老人ホームに限る。）に係る改善命令						
4	第七十二条第一項の規定による社会福祉事業（軽費老人ホームに限る。）に係る制限、停止の命令及び許可の取消し						
5	第七十二条第二項の規定による社会福祉事業（老人福祉に係るものに限る。）に係る許可又は認可の取消し						
6	第七十二条第三項の規定による社会福祉事業（軽費老人ホームに限る。）に係る制限及び停止の命令						

										二 老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）の施行に関する事務	
											1 第十五条第四項の規定による社会福祉法人が設置する養護老人ホーム等の設置の認可
											2 第十六条第三項の規定による社会福祉法人が設置する養護老人ホーム等の廃止、休止、定員の減少の時期及び入所定員の増加の認可
											3 第十八条第一項の規定による老人居宅生活支援事業者等（老人短期入所事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者並びに老人短期入所施設及び老人介護支援センターの設置者に限る。）に対する報告の徴収及び立入検査
											4 第十八条第一項の規定による老人居宅生活支援事業者等（3に掲げるものを除く。）に対する報告の徴収及び立入検査
											5 第十八条第二項の規定による養護老人ホーム等の長に対する必要書類の報告及び立入検査
											6 第十八条の二第一項の規定による認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令
											7 第十八条の二第二項の規定による老人居宅生活支援事業者等（老人短期入所事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者並びに老人短期入所施設及び老人介護支援センターの設置者に限る。）に対する事業の制限又は停止の命令
											8 第十八条の二第二項の規定による老人居宅支援事業者等（7に掲げるものを除く。）に対する
											保健福祉事務所長

												三 介護保険法（平成九年法律第九十二号）の施行に関する事務	
													9 第十八条の二第三項の規定による地方社会福祉審議会の意見の聴取（老人短期入所事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者並びに老人短期入所施設及び老人介護支援センターの設置者に限る。）
													10 第十八条の二第三項の規定による地方社会福祉審議会の意見の聴取（9に掲げるものを除く。）
													11 第十九条第一項の規定による養護老人ホーム等の長に対する改善命令及び許可の取消し
													12 第十九条第二項の規定による地方社会福祉審議会の意見の聴取
													13 第二十条の八第八項の規定による老人保健福祉計画の策定及び変更に当たつての意見の申述
													14 第二十九条第六項の規定による有料老人ホームの設置者等に対する報告の徴収及び立入検査
													15 第二十九条第八項の規定による有料老人ホームの設置者に対する改善命令
													1 第五条第二項の規定による市及び前年度末現在の第一号被保険者数が三千人以上又は要介護認定者数が三百人以上の町村並びに特に技術的助言等が必要な町村に対して実地を行う指導
													2 第五条第二項の規定による町村に対して実地を行う指導（前年度末現在の第一号被保険者数
													保健福祉事務所長

<p>5 第二十四条第二項の規定による被保険者に対する報告の徴収（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）、第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス、同条第十八項から第二十項までに規定する地域密着型サービス、第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス、介護予防認知症対応型共同生活介護並びに施設サービス並びに県が厚生労働省と合</p>	<p>4 第二十四条第一項の規定による居宅サービス事業者等に対する報告の徴収（3に掲げるものを除く。）</p>	<p>3 第二十四条第一項の規定による居宅サービス事業者等に対する報告の徴収（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）、第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス、同条第十八項から第二十項までに規定する地域密着型サービス、第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス、介護予防認知症対応型共同生活介護並びに施設サービス並びに県が厚生労働省と合</p>	<p>が三千人以上又は要介護認定者数が三百人以上の町村及び特に技術的助言等が必要な町村に対する指導を除く。）</p>
	<p>保健福祉事務所長</p>		

<p>17 第六十九条の二十七第一項の規定による指定試験実施機関の指定</p>	<p>16 第六十九条の二十五第一項の規定による試験問題作成事務の実施</p>	<p>15 第六十九条の二十三第二項の規定による意見の申述</p>	<p>14 第六十九条の二十二第二項の規定による登録試験問題作成機関に対する報告の徴収及び立入検査</p>	<p>13 第六十九条の十一第一項の規定による試験問題作成事務の委任</p>	<p>12 第六十九条の七第八項の規定による介護支援専門員証の返還</p>	<p>11 第六十九条の七第五項の規定による介護支援専門員証の交付</p>	<p>10 第六十九条の七第二項の規定による研修の実施</p>	<p>9 第六十九条の六の規定による介護支援専門員の登録の消除</p>	<p>8 第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員の登録</p>	<p>7 第二十四条の二第一項の規定による指定市町村事務受託法人の指定</p>
									<p>保健福祉事務所長</p>	

<p>18 第六十九条の二十九の規定による指定試験実施機関に対する監督命令</p>	<p>19 第六十九条の三十第一項の規定による指定試験実施機関に対する報告の徴収及び立入検査</p>	<p>20 第六十九条の三十一第一項の規定による合格の決定の取消し等</p>	<p>21 第六十九条の三十三第一項の規定による指定研修実施機関の指定</p>	<p>22 第六十九条の三十八第一項の規定による介護支援専門員に対する報告の徴収</p>	<p>23 第六十九条の三十八第二項の規定による介護支援専門員に対する指示及び研修の受講の命令</p>	<p>24 第六十九条の三十八第三項の規定による介護支援専門員に対する業務の禁止</p>	<p>25 第六十九条の三十九第一項から第三項までの規定による介護支援専門員の登録の消除</p>	<p>26 第七十条第一項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による居宅サービス事業者の指定等（第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービスに係るものに限る。）</p>	<p>27 第七十条第一項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による居宅サービス事業者の指定等（26に掲げるものを除く。）</p>
									保健福祉事務所長

<p>28 第七十条第四項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取</p>	<p>29 第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告の徴収及び立入検査（通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）、第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス及び県が厚生労働省と合同で実施する指導に係るものに限る。）</p>	<p>30 第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告の徴収及び立入検査（29に掲げるものを除く。）</p>	<p>31 第七十六条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告（通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）、第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス及び県が厚生労働省と合同で実施する指導に係るものに限る。）</p>	<p>32 第七十六条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告（31に掲げるものを除く。）</p>	<p>33 第七十六条の二第二項の規定による公表（通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）、第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス</p>
				保健福祉事務所長	

<p>34 第七十六条の二第二項の規定による公表（33に掲げるものを除く。）</p>	<p>35 第七十六条の二第三項の規定による指定居宅サービス事業者に対する措置命令（通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）、第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス及び県が厚生労働省と合同で実施する指導に係るものに限る。）</p>	<p>36 第七十六条の二第三項の規定による指定居宅サービス事業者に対する措置命令（35に掲げるものを除く。）</p>	<p>37 第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び効力の停止（第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービスに係るものに限る。）</p>	<p>38 第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び効力の停止（37に掲げるものを除く。）</p>	<p>39 第七十八条の二第三項の規定による市町村長への助言及び勧告</p>	<p>40 第七十九条第一項（第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による居宅介護支援事業者の指定等</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>
--	---	---	---	---	--	---	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

<p>41 第八十三条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告の徴収及び立入検査（県が厚生労働省と合同で実施する指導に係るものに限る。）</p>	<p>42 第八十三条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告の徴収及び立入検査（41に掲げるものを除く。）</p>	<p>43 第八十三条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告</p>	<p>44 第八十三条の二第二項の規定による公表</p>	<p>45 第八十三条の二第三項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する措置命令</p>	<p>46 第八十四条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し及び効力の停止</p>	<p>47 第八十六条第一項（第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による介護老人福祉施設の指定等</p>	<p>48 第八十六条第三項（第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取</p>	<p>49 第九十条第一項の規定による指定介護老人福祉施設等に対する報告の徴収及び立入検査</p>	<p>50 第九十一条の二第一項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告</p>	<p>51 第九十一条の二第二項の規定</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>	<p>保健福祉事務所長</p>
---	---	---	------------------------------	---	---	--	--	---	--	-------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------



62 第百二条第一項の規定による介護老人保健施設の管理者の変更	61 第百一条の規定による介護老人保健施設の使用制限、使用禁止及び改築命令	60 第百条第一項の規定による介護老人保健施設の開設者等に対する報告の徴収及び立入検査	59 第九十八条第一項の規定による介護老人保健施設の広告事項の許可	58 第九十五条第二項の規定による介護老人保健施設管理者（医師以外）の承認	57 第九十五条第一項の規定による介護老人保健施設管理者（医師）の承認	56 第九十四条第六項（第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取	55 第九十四条第二項の規定による介護老人保健施設の入所定員等の変更の許可	54 第九十四条第一項（第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による介護老人保健施設の開設の許可等	53 第九十二条第一項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の取消し及び効力の停止	52 第九十一条の二第三項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置命令	による公表	
73 第百十四条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指	72 第百十三条の二第三項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置命令	71 第百十三条の二第二項の規定による公表	70 第百十三条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告	69 第百十二条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告の徴収及び立入検査	68 第百七条第五項（第百七条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取	67 第百七条第一項（第百七条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による介護療養型医療施設の指定等	66 第百四条第一項の規定による介護老人保健施設の許可の取消し及び効力の停止	65 第百三条第三項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する措置命令及び業務の停止命令	64 第百三条第二項の規定による公表	63 第百三条第一項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する勧告	更命令	

<p>74 第百十五条の二第一項(第百十五条の十において準用する場合を含む。)の規定による介護予防サービス事業者の指定等(第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービスに係るものに限る。)</p>	<p>75 第百十五条の二第一項(第百十五条の十において準用する場合を含む。)の規定による介護予防サービス事業者の指定等(74に掲げるものを除く。)</p>	<p>76 第百十五条の六第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告の徴収及び立入検査(介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設)の開設者が同一敷地内で行うものに限る。)、第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス及び県が厚生労働省と合同で実施する指導に係るものに限る。)</p>	<p>77 第百十五条の六第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告の徴収及び立入検査(76に掲げるものを除く。)</p> <p>78 第百十五条の七第一項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告(介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設)の開設者が同一敷地内で行うものに限る。)、第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス及び県が厚生労働省と合同で実施する指導に係るものに限る。)</p>		
<p>79 第百十五条の七第一項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告(78に掲げるものを除く。)</p>	<p>80 第百十五条の七第二項の規定による公表(介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設)の開設者が同一敷地内で行うものに限る。)、第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス及び県が厚生労働省と合同で実施する指導に係るものに限る。)</p>	<p>81 第百十五条の七第二項の規定による公表(80に掲げるものを除く。)</p>	<p>82 第百十五条の七第三項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する措置命令(介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設)の開設者が同一敷地内で行うものに限る。)、第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス及び県が厚生労働省と合同で実施する指導に係るものに限る。)</p>	<p>83 第百十五条の七第三項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する措置命令(82に掲げるものを除く。)</p>	<p>84 第百十五条の八第一項の規定による介護予防サービス事業者の指定の取消し及び効力の停止(第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービスに係るものに限る。)</p> <p>85 第百十五条の八第一項の規定</p>
<p>保健福祉 事務所長</p>	<p>保健福祉 事務所長</p>	<p>保健福祉 事務所長</p>	<p>保健福祉 事務所長</p>	<p>保健福祉 事務所長</p>	<p>保健福祉</p>

<p>四 介護保険 法施行令 (平成十年 政令第四百 十二号)の 施行に關す る事務</p>												
4	3	2	1	92	91	90	89	88	87	86	<p>による介護予防サービス事業者の指定の取消し及び効力の停止(84に掲げるものを除く。)</p>	事務所長
<p>第三条の二第三項の規定による福祉用具専門相談員指定講習会の指定</p>	<p>第三条の二第二項の規定による福祉用具専門相談員指定講習</p>	<p>第三条第三項の規定による訪問介護員養成研修事業者の指定の取消し</p>	<p>第三条第二項の規定による訪問介護員養成研修事業者の指定</p>	<p>第一百七十七条第六項の規定による市町村介護保険事業計画策定及び変更に応じたつての意見の申述</p>	<p>第一百五十五条の三十六第一項の規定による指定情報公表セン</p>	<p>第一百五十五条の三十五(第九百五条の三十六第三項において準用する場合を含む。)の規定による事務の休止又は廃止の許可</p>	<p>第三十四(第九百五条の三十六第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	<p>第三十第一項の規定による指定調査機関の指定</p>	<p>第二十九第六項の規定による指定及び許可の取消し及び効力の停止</p>	<p>第二十九第四項の規定による介護サービス事業者に対する報告の実施等の命令</p>		

										課 援護 国保		
<p>三 国民健康 保険法(昭 和三十二年 法律第九 十二号)の 施行に關す る事務</p>										<p>一 未帰還者 留守家族等 援護法(昭 和三十二年 法律第六 十一号)の 施行に關す る事務</p>	<p>二 引揚者給 付金等支給 法(昭和三 十二年法律 第九号)の 施行に關 する事務</p>	
6	5	4	3	2	1	4	3	2	1	<p>る福祉用具専門相談員指定講習会の指定の取消し</p>	事務所長	
<p>第四十五条第三項の規定による国民健康保険診療報酬の額の</p>	<p>第四十一条第一項の規定による国民健康保険の療養の給付に關する保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師の指導</p>	<p>第三十二条第一項(第八十六条において準用する場合を含む。)の規定による解散の認可</p>	<p>第二十七条第二項(第八十六条において準用する場合を含む。)の規定による議決事項の認可</p>	<p>第十七条第一項の規定による国民健康保険組合設立の認可</p>	<p>第十二条の規定による市町村の協議に対する承認</p>	<p>第二十六条の規定による障害一時金の支給</p>	<p>第十七条第一項の規定による遺骨引取経費の支給</p>	<p>第十六条第一項の規定による葬祭料の支給</p>	<p>第五条第一項の規定による留守家族手当の支給</p>			

<p>五 戦没者等の妻に対する特別給付</p> <p>第三条第六項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定</p>	<p>四 未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の施行に関する事務</p>	<p>7 第八十条第一項の規定による国民健康保険組合が行う滞納処分の認可</p>	<p>8 第八十四条第一項の規定による国民健康保険団体連合会設立の認可</p>	<p>9 第六十六条第一項の規定による保険者及び国民健康保険団体連合会の報告の徴収及び検査</p>	<p>10 第八十八条第一項の規定による国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の事業執行及び財産管理の是正及び改善の命令</p>	<p>11 第八十八条第二項の規定による国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の役員の改任命令</p>	<p>12 第八十八条第三項の規定による国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の役員の改任措置</p>	<p>13 第八十八条第四項の規定による国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の解散命令</p>	<p>料の支給</p> <p>第三条第一項の規定による弔慰料の支給</p>		

<p>七 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第三百五十八号）</p> <p>第六条の規定による戦傷病者手帳の再交付</p>	<p>六 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第三百六十八号）の施行に関する事務</p>	<p>1 第四条第一項の規定による戦傷病者手帳の交付</p>	<p>2 第四条第二項の規定による戦傷病者手帳の交付</p>	<p>3 第十条の規定による療養の給付</p>	<p>4 第十七条第一項の規定による療養費の支給</p>	<p>5 第十八条第一項の規定による療養手当の支給</p>	<p>6 第十九条第一項の規定による葬祭費の支給</p>	<p>7 第十九条第二項の規定による葬祭費相当額の支給</p>	<p>8 第二十条第一項の規定による更生医療の給付</p>	<p>9 第二十条第四項の規定による更生医療に要する費用の支給</p>	<p>10 第二十一条第一項の規定による補装具の支給及び修理</p>	<p>11 第二十一条第四項の規定による補装具の購入及び修理に要する費用の支給</p>		

の施行に関する事務	八 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の施行に関する事務	九 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の施行に関する事務	十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の施行に関する事務	十一 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）の施行に関する事務
	第四条の規定による特別弔慰金を受ける権利の裁定	第三条第二項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定	第四条の規定による特別給付金を受ける権利の裁定	第三条第二項の規定による特別交付金を受ける権利の認定

児童家庭課										
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の施行に関する事務										
1 第十八条の八第二項の規定による保育士試験の施行	2 第三十五条第四項の規定による児童福祉施設（障害児福祉に係るものを除く。）の設置の認可	3 第三十五条第七項の規定による児童福祉施設（障害児福祉に係るもの及び保育所を除く。）の廃止及び休止の承認	4 第三十五条第七項の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の廃止及び休止の承認	5 第四十六条第一項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査（障害児福祉に係るものを除く。）	6 第四十六条第三項の規定による児童福祉施設（障害児福祉に係るものを除く。）の長等に対する事業の改善の勧告及び命令	7 第四十六条第四項の規定による児童福祉施設（障害児福祉に係るものを除く。）の長等に対する事業の停止命令	8 第五十六条の三の規定による補助金の返還命令（障害児福祉に係るものを除く。）	9 第五十八条の規定による児童福祉施設（障害児福祉に係るものを除く。）の設置認可の取消し	10 第五十九条第一項の規定による報告の徴収、立入調査及び質問（障害児福祉に係るもの及び	

<p>保育所を除く。） 11 第五十九条第一項の規定による報告の徴収、立入調査及び質問（保育所に限る。） 12 第五十九条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖命令（障害児福祉に係るものを除く。）</p>		<p>二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の施行に関する事務</p>	<p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の施行に関する事務</p>	<p>第四十三条の規定による負担金（障害児福祉に係るものを除く。）の返還命令</p>	<p>1 第二十三条第一項の規定による市町村長の行う事務の監査</p>	<p>2 第四十一条第三項の規定による社会福祉法人及び日本赤十字社の設置する保護施設の認可</p>	<p>3 第四十一条第五項の規定による社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の名称等の変更の認可</p>	<p>4 第四十二条の規定による社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の休止及び廃止の時期の認可</p>	<p>5 第四十三条第一項の規定による保護施設の運営に関する指導</p>	<p>6 第四十四条第一項の規定による保護施設からの報告の徴収及び立入検査</p>	<p>7 第四十五条第一項の規定による保護施設を設置する市町村に</p>	<p>保健福祉事務所長</p>
<p>対する保護施設の改善、停止及び廃止の命令</p>	<p>8 第四十五条第二項の規定による保護施設を設置する社会福祉法人又は日本赤十字社に対する保護施設の改善及び停止の命令並びに認可の取消し</p>	<p>9 第四十六条第三項の規定による保護施設の定める管理規程の変更命令</p>	<p>10 第四十八条第三項の規定による保護施設の長の指導の制限及び禁止</p>	<p>11 第四十九条（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及び助産機関等の指定</p>	<p>12 第五十一条第二項（第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関、指定介護機関及び指定助産機関等の指定の取消し</p>	<p>13 第五十二条第一項の規定による診療報酬に係る承認及び認定</p>	<p>14 第五十三条第一項（第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関、指定介護機関及び医療保護施設に係る診療報酬及び介護報酬の審査並びに額の決定</p>	<p>15 第五十三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関、指定介護機関及び医療保護施設に</p>				

四 社会福祉法の施行に関する事務											
16 第五十四条第一項（第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定介護機関からの報告の徴収及び立入検査		17 第五十四条の二第一項及び第二項の規定による介護機関の指定		18 第六十五条第一項の規定による保護の決定及び実施に関する処分についての審査請求に対する裁決		19 第七十条の規定による保護施設事務費支弁基準額の決定		20 第七十一条の規定による委託事務費支弁基準額の決定		1 第六十二条第二項の規定による第一種社会福祉事業（障害児福祉を除く児童福祉に係るものに限る。）に係る許可	
2 第六十三条第二項の規定による第一種社会福祉事業（障害児福祉を除く児童福祉に係るものに限る。）に係る変更の許可		3 第七十一条の規定による社会福祉事業（障害児福祉を除く児童福祉に係るものに限る。）に係る改善命令		4 第七十二条第一項の規定による社会福祉事業（障害児福祉を除く児童福祉に係るものに限る。）に係る制限及び停止命令並びに許可の取消し		5 第七十二条第二項の規定による					

五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の施行に関する事務											
6 第七十二条第三項の規定による社会福祉事業（障害児福祉を除く児童福祉に係るものに限る。）に係る制限及び停止命令並びに許可及び認可の取消し		1 第四条の規定による受給資格の認定及び喪失の決定		2 第五条の規定による手当額の認定		3 第九条第一項の規定による支給の制限の決定		4 第九条の二の規定による支給の制限の決定		5 第十条の規定による支給の制限の決定	
6 第七十二条第三項の規定による社会福祉事業（障害児福祉を除く児童福祉に係るものに限る。）に係る制限及び停止命令並びに許可及び認可の取消し		9 第十六条の規定による未支払手当の支払の決定		10 第二十三条第一項の規定による不正受給者の受給額相当額の徴収		11 第三十一条の規定による児童扶養手当の支給の調整		1 第十八条（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による居宅における			
六 母子及び寡婦福祉法（昭和三十											

		障害福祉課		一 児童福祉法の施行に関する事務		九年法律第百一十九号（の施行に関する事務）		る介護等の措置の解除	
				1 第三十四条の四第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（障害児福祉に係るものに限る。）		2 第二十二條第一項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査			
				2 第三十四条の五の規定による事業の制限及び停止命令（障害児福祉に係るものに限る。）		3 第二十三條（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による事業の制限及び停止の命令			
				3 第三十五條第四項の規定による児童福祉施設（障害児福祉に係るものに限る。）の設置の認可					
				4 第三十五條第七項の規定による児童福祉施設（障害児福祉に係るものに限る。）の廃止及び休止の承認					
				5 第四十六條第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（障害児福祉に係るものに限る。）					
				6 第四十六條第三項の規定による改善勧告及び改善命令（障害児福祉に係るものに限る。）					
				7 第四十六條第四項の規定による停止命令（障害児福祉に係るものに限る。）					
				8 第四十七條第一項の規定による縁組の承諾（障害児福祉に係るものに限る。）					

		二 児童福祉法施行令の施行に関する事務		三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の施行に関する事務		9 第五十六條第一項の規定による負担能力の認定（障害児福祉に係るものに限る。）			
		1 第十二條の三第一項の規定による身体障害者相談員の委託		2 第十五條第二項の規定による医師の指定及び地方社会福祉審議会の意見の聴取		3 第十五條第四項の規定による身体障害者手帳の交付		4 第十六條第二項の規定による身体障害者手帳の返還命令	
		5 第十七條の二十四第一項の規定による指定身体障害者更生施設等の指定		6 第十七條の二十八第一項の規定による指定身体障害者更生施設		10 第五十六條の三の規定による補助金の返還命令（障害児福祉に係るものに限る。）		11 第五十八條の規定による児童福祉施設（障害児福祉に係るものに限る。）の設置認可の取消し	
		12 第五十九條第一項の規定による報告の徴収及び立入調査（障害児福祉に係るものに限る。）		13 第五十九條第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖命令（障害児福祉に係るものに限る。）		14 第四十三條の規定による負担金（障害児福祉に係るものに限る。）の返還			
								障害者相談所長	
								障害者相談所長	



<p>設等の設置者等に対する報告の徴収及び立入検査</p>											
<p>第七十七条の三十第一項の規定による指定身体障害者更生施設等の指定の取消し</p>											
<p>第二十一条の三の規定による盲導犬の貸与及び貸与の委託</p>											
<p>第三十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>											
<p>第三十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>											
<p>第四十条第一項の規定による事業の制限及び停止の命令</p>											
<p>第四十一条第一項の規定による事業の停止及び廃止の命令</p>											
<p>第三条第三項の規定による地方社会福祉審議会の意見の聴取及び医師の指定の取消し</p>											
<p>第五条第一項の規定による地方社会福祉審議会の諮問</p>											
<p>第五条第二項の規定による認定の請求</p>											
<p>第十条第一項の規定による身体障害者手帳の再交付</p>											
<p>第十条第三項の規定による新たな身体障害者手帳の交付</p>											
<p>第六十二条第二項の規定による第一種社会福祉事業（身体障害者福祉及び知的障害者福祉に係るものに限る。）に係る許可</p>											
<p>第六十三条第二項の規定による第一種社会福祉事業（身体障害者福祉及び知的障害者福祉に係るものに限る。）に係る変更の許可</p>											
<p>第七十一条の規定による社会福祉事業（身体障害者福祉及び知的障害者福祉に係るものに限る。）に係る改善命令</p>											
<p>第七十二条第一項の規定による社会福祉事業（身体障害者福祉及び知的障害者福祉に係るものに限る。）に係る制限、停止命令及び許可の取消し</p>											
<p>第七十二条第二項の規定による社会福祉事業（身体障害者福祉、知的障害者福祉及び障害児福祉に係るものに限る。）に係る許可及び認可の取消し</p>											
<p>第七十二条第三項の規定による社会福祉事業（身体障害者福祉及び知的障害者福祉に係るものに限る。）に係る制限及び停止命令</p>											
<p>第十一条第二項の規定による知的障害者相談支援事業の委託</p>											
<p>第十五条の二第一項の規定による知的障害者相談員の委託</p>											
<p>第十五条の二十四第一項の規定による指定知的障害者更生施設等の指定</p>											
<p>第十五条の二十八第一項の規定による指定知的障害者更生施設等の設置者等に対する報告の徴収及び立入検査</p>											
<p>第十五条の三十第一項の規定による指定知的障害者更生施設等の指定の取消し</p>											
<p>五 社会福祉法の施行に関する事務</p>											
<p>四 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の施行に関する事務</p>											
<p>六 知的障害者福祉法（昭和三十三年法律第三十七号）の施行に関する事務</p>											

七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）の施行に関する事務												
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	7	6
第十六条において準用する児童扶養手当法第二十三条の規定による特別児童扶養手当に係る不正利得の徴収	第十六条において準用する児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第八条の規定による特別児童扶養手当の額の改定	第十四条の規定による特別児童扶養手当に係る事務費の交付	第十三条の規定による特別児童扶養手当の未支払手当の支払	第十二条の規定による特別児童扶養手当の支払の一時差止め	第十一条の規定による特別児童扶養手当の不支給	第九条第二項の規定による特別児童扶養手当の返還	第八条の規定による特別児童扶養手当の制限	第七条の規定による特別児童扶養手当の支給の制限	第六条の規定による特別児童扶養手当の支給の制限	第五条の規定による特別児童扶養手当の支給資格及び額の認定	第二十一条の三の規定による事業の制限及び停止の命令	第二十一条の二第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

八 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第三十八号）の施行に関する事務											
九 山梨県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年山梨県条例第四号）の施行に関する事務											
5	4	3	2	1	3	2	1	15	14	13	12
第八条第五項の規定による年金管理者の変更	第七条第一項の規定による金の支給	第六条第二項の規定による掛金の減額	第五条の三第二項の規定による口数追加の承認	第五条第二項の規定による加入の承認	第二十九条の規定による特別児童扶養手当に係る経由の省略	第二十八条第三項の規定による特別児童扶養手当に係る書類等の省略及び追加	第二十八条第一項の規定による特別児童扶養手当に係る診断書等の省略	第三十七条の規定による特別児童扶養手当に係る書類の閲覧及び資料の提出の要求並びに報告の徴収	第三十六条第二項の規定による障害児に対する受診命令及び障害の状態の診断の指示	第三十六条第一項の規定による特別児童扶養手当に係る書類その他の物件の提出命令及び質問	第十六条において準用する児童扶養手当法第三十一条の規定による特別児童扶養手当の支給の調整

十一 山梨県 心身障害者 扶養共済特 別見舞金支 給	十 山梨県心 身障害者扶 養共済条例 施行規則 (昭和四十 五年山梨県 規則第二十 二号)の施 行に関する 事務															
	6	第八条第六項の規定による年金管理者の指定														
	7	第九条の規定による年金の支給の停止														
	8	第十条の規定による年金給付の支払の一時差止め														
	9	第十三条第一項の規定による弔慰金の支給														
	10	第十三条の二第一項の規定による脱退一時金の支給														
	11	第十四条第一項の規定による年金の支給の制限														
	12	第十四条第二項の規定による弔慰金の支給の制限														
	13	第十五条の規定による年金及び弔慰金の返還														
	14	第十六条第一項の規定による加入者の地位の喪失														
	15	第十六条第二項の規定による口数追加加入者の地位の喪失														
	1	第四条第四項の規定による加入証書及び口数追加証書の交付														
	2	第八条の規定による加入証書及び年金証書の再交付														
	3	第九条第二項の規定による年金支給停止の解除														
	4	第十一条第二項の規定による滞納期間の延長の承認														
第二条の規定による特別見舞金の支給																

十五 山梨県 立富士ふれ あいセン ター設置及 び管理条例	十四 山梨県 立富士ふれ あいセン ター設置及 び管理条例 (平成七年 山梨県条例 第四十七 号)の施行 に関する事 務															
	給規則(昭和四十六年山梨県規則第四十五号)の施行に関する事務															
	1	第三十条第一項の規定による届出に係る勧告														
	2	第三十条第二項の規定による措置に係る勧告														
	3	第三十一条の規定による公表														
	別表第二備考三の規定による特定施設整備基準に係る特例適用の承認															
	1	第五条の規定による利用の許可														
	2	第六条第二項の規定による休館日の変更														
	3	第七条の規定による利用の制限														
	第四条第二項の規定による利用時間の変更															
	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長	富士ふれ あいセン ター所長

<p>施行規則 (平成七年 山梨県規則 第七十四 号)の施行 に関する事 務</p>	<p>十六 山梨県 療育手帳交 付規則(平 成十五年山 梨県規則第 二十九号) の施行に関 する事務</p>	<p>十七 障害者 自立支援法 (平成十七 年法律第百 二十三号) の施行に関 する事務</p>	<p>1 第四条第二項の規定による療育手帳の交付 障害者相 談所長</p>	<p>2 第七条第一項の規定による療育手帳の再交付 障害者相 談所長</p>	<p>3 第九条第二項の規定による療育手帳の返還命令 障害者相 談所長</p>	<p>4 第十一条の規定による療育手帳交付台帳の作成 障害者相 談所長</p>	<p>1 第十一条第一項及び第二項の規定による報告の徴収 障害者相 談所長</p>	<p>2 第三十六条第一項(第四十条及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定等(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>3 第三十七条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の変更(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>4 第四十八条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者等に対する報告の徴収及び立入検査(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>5 第四十九条第一項から第三項までの規定による勧告(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>6 第四十九条第四項の規定によ る公表(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>
<p>7 第四十九条第五項の規定による措置命令(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>8 第五十条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消し及び効力の停止(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>9 第五十九条第一項の規定による指定自立支援医療機関の指定(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>10 第六十条第一項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>11 第六十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>12 第六十六条第三項の規定による支払の一時差止めの指示及び差止め(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>13 第六十七条第一項の規定による指定自立支援医療機関の開設者に対する勧告(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>14 第六十七条第二項の規定による公表(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>15 第六十七条第三項の規定による措置命令(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>	<p>16 第六十八条第一項の規定によ る公表(精神障害者に係るものを除く。) 障害者相 談所長</p>			



20	第二十七条の規定による診療所又は助産所の使用検査及び使用許可				保健所長
19	第二十七条の規定による病院の変更許可に係る使用検査及び使用許可				保健所長
18	第二十七条の規定による病院の開設許可に係る使用検査及び使用許可				
17	第二十五条第二項の規定による診療所及び助産所の物件の提出命令				保健所長
16	第二十五条第二項の規定による病院の物件の提出命令				
15	第二十四条第一項の規定による診療所及び助産所の施設の使用制限命令				保健所長
14	第二十四条第一項の規定による病院の施設の使用制限命令				
13	第二十三条の二の規定による療養病床を有する診療所の人員の増員及び業務の停止命令				保健所長
12	第二十三条の二の規定による病院の人員の増員及び業務の停止命令				
11	第十八条の規定による診療所の専属薬剤師配置免除の許可				保健所長
10	第十八条の規定による病院の専属薬剤師配置免除の許可				
9	第十六条の規定による病院の宿直医配置免除の許可				
8	第十二条第二項の規定による病院等の二か所管理の許可				保健所長

21	第二十八条の規定による病院の管理者の変更命令				
22	第二十八条の規定による診療所又は助産所の管理者の変更命令				保健所長
23	第二十九条第一項の規定による病院の開設許可の取消し及び施設の閉鎖命令				
24	第二十九条第一項の規定による診療所及び助産所の開設許可の取消し及び施設の閉鎖命令				保健所長
25	第二十九条第二項の規定による病院の変更許可の取消し				
26	第二十九条第二項の規定による診療所又は助産所の変更許可等の取消し				保健所長
27	第二十九条第三項の規定による地域支援病院の承認の取消し				
28	第四十四条第一項の規定による医療法人の設立認可				
29	第四十六条の二第一項ただし書の規定による理事数の例外的認可				
30	第四十六条の三第一項ただし書の規定による医師又は歯科医師以外の者を理事長とすることの認可				
31	第四十七条第一項ただし書の規定による管理者を理事に加えないことの認可				
32	第五十条第一項の規定による定款又は寄附行為の変更の認可				
33	第五十五条第三項の規定による医療法人の解散認可				

七 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第		1 第四条第二項の規定による准看護師籍の抹消	2 第六条第二項の規定による准看護師免許の書換え交付（3に	六 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の施行に関する事務	十九 第十九条第一項の規定による死体の保存の許可	五 教育公務員特例法の施行に関する事務	職等の承認	41 第六十六条第一項の規定による医療法人の設立認可の取消し	40 第六十五条の規定による医療法人の設立認可の取消し	39 第六十四条の二の規定による特別医療法人への業務停止命令	38 第六十四条第二項の規定による医療法人への業務停止命令及び役員解任勧告	37 第六十四条第一項の規定による医療法人への措置命令	36 第五十七条第四項の規定による医療法人の合併の認可	35 第五十六条第三項の規定による財団たる医療法人の残余財産の処分の認可	34 第五十六条第二項の規定による社団たる医療法人の残余財産の処分の認可	看護大学事務局長
---------------------------	--	------------------------	-------------------------------	-----------------------------------	--------------------------	---------------------	-------	--------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	----------

十 山梨県営病院諸収入条例（昭和四十年山梨県条例第十		1 第三条の規定による料金の減免措置（中央病院に係るものに限る。）	2 第三条の規定による料金の減	九 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の施行に関する事務	1 第二十条の三第一項の規定による衛生検査所の登録	2 第二十条の四第一項の規定による衛生検査所の登録の変更	3 第二十条の六の規定による衛生検査所開設者に対する指示	4 第二十条の七の規定による衛生検査所の登録抹消及び業務の停止命令	八 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）の施行に関する事務	1 第二十四条の規定による歯科技工所の構造設備の改善命令	2 第二十五条の規定による歯科技工所の使用の禁止	3 第二十六条第一項第四号の規定による広告に関する許可	6 附則第二項の規定による保健婦免状及び看護婦免状の再交付	5 第七条第二項の規定による准看護師免許の再交付（県内に住所を有する者及び就業している者に限る。）	4 第七条第二項の規定による准看護師免許の再交付（5に掲げるものを除く。）	3 第六条第二項の規定による准看護師免許書換え交付（県内に住所を有する者及び就業している者に限る。）	三百八十六号）の施行に関する事務	掲げるものを除く。）	保健所長
----------------------------	--	-----------------------------------	-----------------	---	---------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	------------------------------	--------------------------	-----------------------------	-------------------------------	---	---------------------------------------	--	------------------	------------	------

<p>号)の施行に関する事務</p> <p>免措置(北病院に係るものに限る。)</p> <p>保健所長</p>	<p>1 第十八条第一項の規定による業務に関する必要な指示</p> <p>保健所長</p>	<p>2 第二十二條の規定による施設の使用の制限並びに禁止及び構造設備の改善命令</p> <p>保健所長</p>	<p>十二 看護師等の人材確保に関する法律(平成四年法律第八十六号)の施行に関する事務</p> <p>第十二条第五項の規定による看護師等確保推進者の変更命令</p> <p>看護大学 事務局長</p>	<p>十三 山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例(平成六年山梨県条例第三十七号)の施行に関する事務</p> <p>第六条の規定による授業料の減額及び免除</p> <p>看護大学 事務局長</p>	<p>十四 山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例(平成九年山梨県条例第四十七号)の施行</p> <p>第六条の規定による授業料の減額及び免除</p> <p>看護大学 事務局長</p>
---	---	--	---	--	---

<p>衛生課</p> <p>一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の施行に関する事務</p> <p>に関する事務</p>	<p>1 第二十四条第一項の規定による都道府県等食品衛生監視指導計画(以下この号において「食品衛生監視指導計画」という。)の策定</p> <p>衛生監視課</p>	<p>2 第二十四条第四項の規定による策定及び変更に係る食品衛生監視指導計画の公表</p> <p>衛生監視課</p>	<p>3 第二十四条第五項の規定による食品衛生監視指導計画の実施状況の公表</p> <p>衛生監視課</p>	<p>4 第二十五条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による食品等の検査の可否の決定</p> <p>衛生公害 研究所長</p>	<p>5 第二十六条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による食品等の検査命令</p> <p>保健所長</p>	<p>6 第二十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収、臨検、検査及び収去(7及び8に掲げるものを除く。)</p> <p>保健所長</p>	<p>7 第二十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による大規模製造施設等に係る報告の徴収、臨検、検査(苦情食品等に係るもの及び営業施設の基準に係るものを除く。)及び収去(苦情食品等に係るものを除く。)</p> <p>衛生監視 指導センター 所長</p>	<p>8 第二十八条第一項(第六十二条)</p> <p>食肉衛生</p>
---	---	--	--	---	---	---	--	--------------------------------------







			<p>八 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十号）の施行に関する事務</p>							
			<p>に關する事務</p>							
			<p>3 第六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>							
			<p>4 第七条第一項の規定による営業の許可の取消し及び停止の命令</p>							
			<p>1 第二条第二項ただし書の規定による化製場外における処理の禁止の特例の許可（二以上の市町村の区域に係るものに限る。）</p>							
			<p>2 第三条第一項（第八条において準用する場合を含む。）の規定による化製場等の設置の許可</p>							
			<p>3 第六条第一項（第八条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査</p>							
			<p>4 第六条の二（第八条において準用する場合を含む。）の規定による化製場等の設置者に対する措置命令</p>							
			<p>5 第七条（第八条において準用する場合を含む。）の規定による化製場等の許可の取消し並びに使用の制限及び禁止</p>							
			<p>6 第九条第一項の規定による動物の飼養及び収容の許可（二以上の市町村の区域に係るものに限る。）</p>							
			<p>7 第九条第五項において準用する第六条第一項の規定による動物の飼養及び収容の施設からの報告の徴収及び立入検査（二以上の市町村の区域に係るものに限る。）</p>							
			<p>8 第九条第五項において準用する</p>							
保健所長			保健所長							

			<p>九 食品衛生法（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の施行に関する事務</p>							
			<p>十 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の施行に関する事務</p>							
			<p>1 第五条の二の規定によるクリーニング所の使用前の検査</p>							
			<p>2 第六条の規定によるクリーニング師の免許交付</p>							
			<p>3 第七条第一項の規定による試験の実施</p>							
			<p>4 第八条第一項の規定によるクリーニング師の免許登録</p>							
			<p>5 第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修の指定</p>							
			<p>6 第八条の三の規定による業務従事者に対する講習の指定</p>							
			<p>7 第九条の規定による業務従事者の業務停止命令</p>							
			<p>8 第十条第一項の規定によるクリーニング所への立入検査</p>							
			<p>9 第十条の二の規定による営業者への必要な措置命令</p>							
保健所長			保健所長							
保健所長			衛生公害研究所長							
保健所長			保健所長							

十二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）	十一 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の施行に関する事務	10 第十一条の規定による営業停止及びクリーニング所の閉鎖命令		保健所長
		11 第十二条の規定によるクリーニング師の免許取消し		保健所長
		1 第六条第二項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による狂犬病予防技術員の指定		保健所長
		2 第六条第五項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による期間及び区域の指定		保健所長
		3 第十条の規定による公示及びけい留命令		保健所長
		4 第十三条の規定による検診及び予防注射の実施		保健所長
		5 第十四条第一項の規定による病勢鑑定のための措置		保健所長
		6 第十五条の規定による移動の制限		保健所長
		7 第十六条の規定による交通の遮断及び制限		保健所長
		8 第十七条の規定による集合施設の禁止命令		保健所長
		9 第十八条第一項の規定による犬の抑留		保健所長
10 第十八条の二第一項の規定による犬の薬殺		保健所長		
1 第四条第一項の規定による毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録		保健所長		
2 第四条第一項の規定による毒		保健所長		

号）の施行に関する事務				
13 第十九条第二項の規定による毒物及び劇物の製造業者及び輸入業者の登録の取消し				
12 第十九条第一項の規定による毒物及び劇物の販売業者に対する措置命令				保健所長
11 第十九条第一項の規定による毒物及び劇物の製造業者及び輸入業者に対する措置命令				保健所長
10 第十七条第二項の規定による毒物劇物営業者及び特定毒物研究者に対する報告徴収、立入検査及び収去				保健所長
9 第十五条の三の規定による毒物及び劇物の販売業者に対する回収等の命令				保健所長
8 第十五条の三の規定による毒物及び劇物の製造業、輸入業者及び特定毒物研究者に対する回収等の命令				
7 第九条第一項の規定による毒物及び劇物の製造及び輸入業者の登録の変更				
6 第八条第一項第三号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施				
5 第六条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可				
4 第四条第四項の規定による毒物及び劇物の販売業の登録の更新				保健所長
3 第四条第四項の規定による毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録の更新				
物及び劇物の販売業の登録				

十四 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の施行に関する事務	1 第三条第一項の規定による覚せい剤施用機関等の指定	十三 クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）の施行に関する事務	19 第十九条第五項の規定による厚生労働大臣への具申	18 第十九条第四項の規定による毒物及び劇物の販売業者に対する登録の取消し及び業務の停止命令	17 第十九条第四項の規定による毒物及び劇物の製造業者、輸入業者及び特定毒物研究者に対する登録及び許可の取消し並びに業務の停止命令	16 第十九条第三項の規定による毒物及び劇物の販売業者に対する変更命令	15 第十九条第三項の規定による毒物及び劇物の製造業者及び輸入業者に対する変更命令	14 第十九条第二項の規定による毒物及び劇物の販売業者の登録の取消し	保健所長
	2 第八条第一項の規定による覚せい剤施用機関等の指定の取消し及び業務等の停止命令								
	3 第十一条第一項の規定による覚せい剤施用機関等の指定証の								
	証の提出								

十六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の施行に関する事務	1 第三条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許	十五 狂犬病予防法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第五号）の施行に関する事務	10 第三十五条第二項の規定による県の開設する病院等の覚せい剤施用機関の指定	9 第三十二条第二項の規定による覚せい剤輸入業者等に対する立入検査及び収去	8 第三十二条第一項の規定による覚せい剤製造業者等に対する立入検査及び収去	7 第三十一条の規定による覚せい剤製造業者等の報告の徴収	6 第三十条の五の規定による覚せい剤原料取扱者等の指定証の再交付	5 第三十条の三第一項の規定による覚せい剤原料取扱者等の指定の取消し及び業務等の停止命令	4 第三十条の二の規定による覚せい剤原料取扱者等の指定	再交付
	2 第九条第二項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の書換え交付									
	3 第十条第一項の規定による麻									
	人の任命及び委嘱									



<p>十八 と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号）の施行に関する事務</p>	<p>十九 クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）の施行に関する事務</p>	<p>二十 狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）の施行に関する事務</p>	<p>二十一 山梨県と畜場法施行細則（昭和二十八年山梨県規則第六十七号）の施行に関する事務</p>	<p>二十二 毒物</p>	<p>とさつ及び解体の業務の停止及び禁止 16 第十九条第二項の規定によると畜場の施設等の監視及び指導 第四条第二号の規定によると畜場外でとさつできる場合の許可</p> <p>食肉衛生検査所長 食肉衛生検査所長</p>	<p>1 第一条第一項の規定による免許証の交付 2 第一条第二項の規定による免許証の訂正交付 3 第一条第三項の規定による免許証の再交付</p>	<p>第七条第四号の規定による毒えさの回収</p> <p>保健所長</p>	<p>第三条ただし書の規定による衛生上の危害を除去できる措置の認定</p>	<p>1 第十一条第一号の規定による</p>	
--	---	---	---	---------------	---	--	---------------------------------------	---------------------------------------	------------------------	--

<p>及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の施行に関する事務</p>	<p>特定毒物の使用者の指定 2 第十三条第一号口及びびチの規定による特定毒物の実地の指導員の指定 3 第十六条第一号の規定による特定毒物の使用者の指定 4 第十八条第一号口、二、ホ及びびへの規定による特定毒物の実地の指導員の指定 5 第二十二条第一号の規定による特定毒物の使用者の指定 6 第二十四条第一号口、二、ホ及びびへの規定による特定毒物の実地の指導員の指定 7 第二十八条第一号口の規定による特定毒物の使用者の指定 8 第三十五条第一項の規定による毒物及び劇物の製造業者、輸入業者及び特定毒物研究者の登録票及び許可証の書換え交付 9 第三十五条第一項の規定による毒物及び劇物の販売業者の登録票の書換え交付 10 第三十六条第一項の規定による毒物及び劇物の製造業者、輸入業者及び特定毒物研究者の登録票及び許可証の再交付 11 第三十六条第一項の規定による毒物及び劇物の販売業者の登録票の再交付</p> <p>保健所長 保健所長 保健所長</p>	<p>二十三 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律</p> <p>第二十三条第一項の規定による採血事業者に対する報告の徴収及び立入検査</p> <p>保健所長</p>
--	--	---

<p>(昭和三十一年法律第百六十号)の施行に関する事務</p>		
<p>二十四 美容師法(昭和三十一年法律第百六十号)の施行に関する事務</p>	<p>1 第四条第五項の規定による美容師養成施設指定のための調査</p> <p>2 第四条第五項の規定による指定取消理由の有無の調査</p> <p>3 第十条第二項の規定による美容師の業務停止命令</p> <p>4 第十二条の規定による美容所の使用前の検査</p> <p>5 第十二条の三第二項の規定による管理美容師講習会の指定</p> <p>6 第十四条第一項の規定による美容所立入検査</p> <p>7 第十五条第一項の規定による美容所の閉鎖命令</p> <p>8 第十五条第二項の規定による美容所の閉鎖命令</p>	<p>保健所長</p> <p>保健所長</p> <p>保健所長</p> <p>保健所長</p> <p>保健所長</p> <p>保健所長</p> <p>保健所長</p>
<p>二十五 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十一年法律第百六十四号)の施行に関する事務</p>	<p>1 第九条第一項の規定による適正化規程の認可及び変更の認可</p> <p>2 第十一条第一項の規定による適正化規程の変更命令</p> <p>3 第十一条第二項の規定による適正化規程の認可の取消し</p> <p>4 第十四条の二第一項の規定による共済規程の認可</p> <p>5 第十四条の二第三項の規定による共済規程の変更の認可及び廃止の認可</p>	
<p>6 第十四条の十第一項の規定による組合協約の認可及び変更の認可</p>		
<p>7 第十四条の十二第一項(第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による組合協約に関する勧告、あつせん及び調停</p>		
<p>8 第二十四条第一項の規定による組合設立の認可</p>		
<p>9 第二十八条第三項(第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可</p>		
<p>10 第四十二条(第四十九条第六項及び第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による招集の承認</p>		
<p>11 第五十条第二項の規定による共済事業を行う組合の解散に係る総会決議の認可</p>		
<p>12 第五十二条の二(第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による役員解任勧告</p>		
<p>13 第五十二条の三(第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による解散命令</p>		
<p>14 第五十二条の四第一項の規定による小組合設立の認可</p>		
<p>15 第五十二条の七第三項の規定による小組合の合併の認可</p>		
<p>16 第五十六条の三第五項の規定による振興計画の承認申請及び事業実施状況報告の經由</p>		



17	第五十六条の六第一項の規定による組合員以外の者に対する事業活動の改善勧告			
18	第五十七条第三項の規定による料金等の制限に関する申出の経由及び意見の付与			
19	第五十七条の三第一項の規定による都道府県指導センターの指定			
20	第五十七条の三第三項の規定による名称等の公示			
21	第五十七条の三第五項の規定による住所移転の公示			
22	第五十七条の四第二項の規定による都道府県指導センターの事業の一部委託の承認			
23	第五十七条の四第三項の規定による都道府県指導センターの手数料徴収の承認			
24	第五十七条の六の規定による都道府県指導センターの役員の解任勧告			
25	第五十七条の七の規定による都道府県指導センターの改善命令			
26	第五十七条の八の規定による都道府県指導センターの指定の取消し			
27	第六十条第一項の規定による都道府県指導センター等からの報告の徴収及び検査			
28	第六十条第五項の規定による調査			
29	第六十二条第一項の規定による意見の聴取			

二十六 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）の施行に関する事務

1	第五条の二第一項の規定による広域的水道整備計画策定の要請の受理			
2	第六条第一項の規定による水道事業の認可			
3	第十条第一項の規定による水道事業の変更の認可			
4	第十一条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による事業の休止及び廃止の許可			
5	第十四条第六項の規定による水道事業の供給条件の変更の認可			
6	第二十六条の規定による水道用水供給事業の認可			
7	第三十条第一項の規定による水道用水供給事業の変更の認可			
8	第三十二条の規定による専用水道の布設工事着手前の確認			
9	第三十五条第一項の規定による水道事業及び水道用水供給事業の認可の取消し			
10	第三十六条第一項の規定による水道施設の改善の指示			保健所長
11	第三十六条第二項（第二十四条の三第六項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定による水道技術管理者等の変更の勧告			
12	第三十六条第三項の規定による簡易専用水道の清掃等の指示			保健所長

21 第四十条第八項の規定による水道用水の緊急応援に係る報告の徴収及び立入検査	20 第四十条第四項の規定による水道用水の緊急応援に係る供給対価の裁定	19 第四十条第一項の規定による水道用水の緊急応援命令	18 第三十九条第三項の規定による簡易専用水道の管理の適正確保のための報告の徴収及び立入検査	17 第三十九条第二項(第二十四条の三第六項(第三十一条及び第三十四条第一項)において準用する場合を含む。)、規定により適用する場合を含む。の規定による専用水道の管理の適正確保のための報告の徴収及び立入検査	16 第三十九条第一項(第二十四条の三第六項(第三十一条及び第三十四条第一項)において準用する場合を含む。)、規定により適用する場合を含む。の規定による水道事業及び水道用水供給事業の管理等の適正確保のための報告の徴収及び立入検査	15 第三十八条第二項の規定による供給条件の変更	14 第三十八条第一項の規定による供給条件の変更認可の申請命令	13 第三十七条の規定による給水停止命令
保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長			

二十九 山梨 県食品行商 条例施行規 則(昭和三十	二十七 生活 衛生関係業 の運営の適 正化及び振 興に関する 法律施行規 則(昭和三十 二年厚生省 令第三十七 号)の施行に 関する事務	二十八 山梨 県食品行商 条例(昭和三十 四年山梨 県条例第五 十六号)の 施行に関 する事務									
22 第四十一条の規定による水道事業者及び水道用水供給事業者に対する合理化の勧告	23 第四十二条第一項の規定による水道事業の買収の認可	24 第四十二条第三項の規定による買収条件等の裁定	1 第五条の九の規定による組合協約の認可	2 第五条の十の規定による組合協約の変更認可	3 第八条の規定による組合解散決議の認可	1 第三条第一項の規定による証票及びき章の交付	2 第三条第二項の規定による証票の書換え交付	3 第三条第三項の規定による証票及びき章の再交付	4 第六条第一項の規定による手数料の減額及び免除	5 第十条第一項の規定による報告の徴収及び検査	6 第十一条の規定による改善措置命令
保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長

十四年山梨  
県規則第四  
十五号)の  
施行に關す  
る事務

三十 藥事法  
(昭和三十  
五年法律第  
百四十五  
号)の施行  
に關する事  
務

1	第四条第一項の規定による薬局開設の許可	保健所長
2	第四条第二項の規定による薬局開設の許可の更新	保健所長
3	第七条第三項の規定による薬局管理者の兼業の許可	保健所長
4	第十二条第一項の規定による医薬品等の製造販売業の許可(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。)	保健所長
5	第十二条第一項の規定による医薬品の製造販売業の許可(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)	保健所長
6	第十二条第二項の規定による医薬品等の製造販売業の許可の更新(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。)	保健所長
7	第十二条第二項の規定による医薬品の製造販売業の許可の更新(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)	保健所長
8	第十三条第一項の規定による医薬品等の製造業の許可(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものを除く。)	保健所長
9	第十三条第一項の規定による医薬品の製造業の許可(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)	保健所長

10	第十三条第三項の規定による医薬品等の製造業の許可の更新(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものを除く。)	保健所長
11	第十三条第三項の規定による医薬品の製造業の許可の更新(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)	保健所長
12	第十三条第六項の規定による医薬品等の製造業の許可区分の変更及び追加の許可(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものを除く。)	保健所長
13	第十三条第六項の規定による医薬品等の製造業の許可区分の変更及び追加の許可(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)	保健所長
14	第十四条第一項の規定による医薬品等の製造販売の承認(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。)	保健所長
15	第十四条第一項の規定による医薬品の製造販売の承認(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)	保健所長
16	第十四条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)(の規定による医薬品等に係る適合性調査	
17	第十四条第九項の規定による医薬品等の製造販売の承認事項の一部変更の承認(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。)	



<p>45 第七十二条第三項の規定による医薬品等の製造業者等に対する構造設備の改善命令及び施設の使用禁止命令（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものを除く。）</p>	<p>44 第七十二条第二項の規定による医薬品の製造販売業者に対する製造管理及び品質管理の方法の改善命令並びに業務停止命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）</p>	<p>43 第七十二条第二項の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する製造管理及び品質管理の方法の改善命令並びに業務停止命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。）</p>	<p>42 第七十二条第一項の規定による医薬品の製造販売業者に対する品質管理及び製造販売後安全管理の方法の改善命令並びに業務停止命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）</p>	<p>41 第七十二条第一項の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する品質管理及び製造販売後安全管理の方法の改善命令並びに業務停止命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。）</p>	<p>40 第七十一条の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する医薬品等の検査命令</p>	<p>の命令（薬局に係るもの並びに医薬品販売業等及び薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）</p>
	<p>保健所長</p>		<p>保健所長</p>			
<p>51 第七十二条の三第二項の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する違反の是正に必要な措置の命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものを除く。）</p>	<p>50 第七十二条の三第一項の規定による医薬品の製造販売業者等に対する改善に必要な措置の命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものに限る。）</p>	<p>49 第七十二条の三第一項の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する改善に必要な措置の命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものを除く。）</p>	<p>48 第七十二条の二の規定による薬局及び一般販売業者に対する薬剤師の増員命令</p>	<p>47 第七十二条第四項の規定による薬局開設者、医薬品の販売業者等に対する構造設備の改善命令及び施設の使用禁止命令</p>	<p>46 第七十二条第三項の規定による医薬品の製造業者に対する構造設備の改善命令及び施設の使用禁止命令（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）</p>	<p>く。</p>
		<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>

<p>52 第七十二条の三第二項の規定による医薬品の製造販売業者等に対する違反の是正に必要な措置の命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものに限る。）</p>	<p>53 第七十三条の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する総括製造販売責任者等の変更命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものを除く。）</p>	<p>54 第七十三条の規定による医薬品の製造販売業者等に対する総括製造販売責任者等の変更命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものに限る。）</p>	<p>55 第七十四条の規定による配置販売業の業務の停止及び配置員の業務の停止命令（県外に住所を有する者に限る。）</p>	<p>56 第七十四条の規定による配置販売業の業務の停止及び配置員の業務の停止命令（県内に住所を有する者に限る。）</p>	<p>57 第七十四条の二の規定による医薬品等の承認の取消し</p> <p>58 第七十五条第一項の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する許可の取消し及び業務停止命令（薬局製造販売医薬品の</p>	<p>保健所長</p>
--	---	--	---	---	--	-------------

<p>製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものを除く。）</p>	<p>59 第七十五条第一項の規定による医薬品の製造販売業者等に対する許可の取消し及び業務停止命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものに限る。）</p>	<p>60 第八十条第一項の規定による輸出用の医薬品等に係る適合性調査</p>	<p>1 第五条第一項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。）</p>	<p>2 第五条第一項の規定による医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）</p>	<p>3 第六条第一項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の再交付（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。）</p>	<p>4 第六条第一項の規定による医薬品の製造販売業の許可証の再交付（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）</p>	<p>5 第十二条第一項の規定による医薬品等の製造業の許可証の書換え交付（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものを除く。）</p>	<p>三十一 薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の施行に関する事務</p> <p>保健所長</p>
---	--	---	---	--	---	--	--	--

三十三 山梨	三十二 薬事 法施行規則 (昭和三十 六年厚生省 令第一号) の施行に關 する事務	6 第十二条第一項の規定による 医薬品の製造業の許可証の書換 え交付(薬局製造販売医薬品の 製造業に係るものに限る。)	7 第十三条第一項の規定による 医薬品等の製造業の許可証の再 交付(薬局製造販売医薬品の製 造業に係るものを除く。)	8 第十三条第一項の規定による 医薬品の製造業の許可証の再交 付(薬局製造販売医薬品の製造 業に係るものに限る。)	9 第四十五条第一項の規定によ る薬局開設、医薬品の販売業、 医薬品の販売及び授与の相手方 の変更並びに高度管理医療機器 等の販売業及び賃貸業の許可証 の書換え交付	10 第四十六条第一項の規定によ る薬局開設、医薬品の販売業、 医薬品の販売及び授与の相手方 の変更並びに高度管理医療機器 等の販売業及び賃貸業の許可証 の再交付	11 第五十五条において準用する 第十二条第一項の規定による修 理業の許可証の書換え交付	1 第二百五十九条の規定による配 置販売業(県外に住所を有する 者に限る。)の品目の変更及び 追加の指定	2 第二百五十九条の規定による配 置販売業(県内に住所を有する 者に限る。)及び特例販売業の 品目の変更及び追加の指定	第五条の規定による検査確認証	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長
--------	---	--	---	--	---	--	--	---	--	----------------	------	------	------	------	------	------

三十六 山梨 県公衆浴場 法施行条例 (昭和四十 一年山梨県 令第一号)	三十五 製菓 衛生師法施 行令(昭和 四十一年政 令第三百八 十七号)の 施行に關す る事務	三十四 製菓 衛生師法 (昭和四十 一年法律第 百十五号) の施行に關 する事務	の書換え交付	1 第三条の規定による製菓衛生 師試験の合格者の決定	2 第四条第一項の規定による製 菓衛生師試験の実施	3 第七条第一項の規定による名 簿への免許に関する事項の登録	4 第七条第三項の規定による免 許証の交付	5 第八条の規定による免許の取 消し	1 第三条第一項の規定による名 簿の訂正の申請に基づく名簿の 訂正	2 第四条第一項及び第二項の規 定による名簿の登録の削除の申 請に基づく登録の削除	3 第五条第一項の規定による免 許証の書換え交付	4 第六条第一項の規定による免 許証の再交付	1 第四条第二項の規定による基 準の緩和	2 第五条第一項の規定による基 準の緩和	保健所長	保健所長
---	---	--	--------	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------------	--------------------------	-----------------------	---	---	-----------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------------	------	------

<p>三十八 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の施行に関する事務</p>										<p>条例第四十六号）の施行に関する事務</p>		
5	4	3	2	1	8	7	6	5	4	3	2	1
第十五条第二項の規定による措置命令	第十五条第一項の規定による勧告	第十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査	第十二条第二項の規定による措置命令	第十二条第一項の規定による勧告	第十三条第三項の規定による改善等の措置の勧告	第十三条第二項の規定による説明等の提出要求	第十二条の五第一項の規定による報告の徴収及び立入検査	第十二条の四の規定による建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の抹消	第十二条の二第一項の規定による建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	第十二条の規定による改善命令並びに使用停止及び制限	第十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査	第五条第四項の規定による都道府県労働局長への通報
保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長

<p>三十九 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）の施行に関する事務</p>										<p>四十 山梨県食品衛生法施行細則（昭和四十八年山梨県規則第二十五号）の施行に関する事務</p>		<p>四十一 山梨県製菓衛生師法施行細則</p>
2	1	4			3	2	1	9	8	7	6	
第四条の規定による試験合格	第三条第一項の規定による受験願書	第七条第一項の規定による収去			第七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（収去の際の立入りを除く。）	第六条第二項の規定による回収その他の必要な措置命令	第六条第一項の規定による回収	第二十一条第一項の規定による動物愛護推進員の委嘱	第十八条第三項の規定による市町村長への協力要請（8に掲げるものを除く。）	第十八条第三項の規定による市町村長への協力要請（8に掲げるものを除く。）	第十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による引取り場所の指定	
					衛生監視指導センター所長	保健所長	保健所長	保健所長	動物愛護指導センター所長	保健所長	保健所長	



<p>四十三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二十年法律第七十号）の施行に関する事務</p>										<p>四十二 山梨県興行場法施行条例（昭和五十九年山梨県条例第二十八号）の施行に関する事務</p>	<p>則（昭和四十八年山梨県規則第八十八号）の施行に関する事務</p>
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	4	3
<p>確認規程の変更の認定</p>	<p>第十六条第二項の規定による 内臓摘出後検査</p>	<p>第十五条第二項の規定による 脱羽後検査</p>	<p>第十五条第一項の規定による 生体検査</p>	<p>第十六条第一項の規定による 確認規程の認定</p>	<p>第十三条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令</p>	<p>第九条の規定による改善命令及び使用禁止命令等</p>	<p>第八条の規定による許可の取消し及び停止命令</p>	<p>第六条第一項の規定による変更の許可</p>	<p>第三条の規定による食鳥処理の事業の許可</p>	<p>第五条の規定による基準の緩和</p>	<p>第五条の規定による試験の停止</p>
										保健所長	
	食肉衛生検査所長	食肉衛生検査所長	食肉衛生検査所長								

<p>四十四 山梨県食品衛生法施行条例（平成十二年山梨県条例第十一号）</p>										
2	1	18	17	16	15	14	13	12	11	
<p>第三条ただし書の規定による 公衆衛生上支障がない場合の認定</p>	<p>第二条ただし書の規定による 公衆衛生上支障がない場合の認定</p>	<p>第三十八条第一項の規定による 立入検査、質問及び収去（認定小規模食鳥処理業者及び届出食肉販売業者に係るものに限る。）</p>	<p>第三十八条第一項の規定による 立入検査、質問及び収去（認定小規模食鳥処理業者及び届出食肉販売業者に係るものを除く。）</p>	<p>第三十七条第一項の規定による 報告の徴収（認定小規模食鳥処理業者及び届出食肉販売業者を除く。）</p>	<p>第三十七条第一項の規定による 報告の徴収（認定小規模食鳥処理業者及び届出食肉販売業者を除く。）</p>	<p>第二十条の規定による 脱羽及び内臓摘出の禁止並びに廃棄等の措置（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）</p>	<p>第二十条の規定による 脱羽及び内臓摘出の禁止並びに廃棄等の措置（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）</p>	<p>第十六条第八項の規定による 効力を失う日の指定</p>	<p>第十六条第六項の規定による 食鳥処理衛生管理者の解任命令</p>	
保健所長	保健所長	保健所長	食肉衛生検査所長	保健所長	食肉衛生検査所長	保健所長	食肉衛生検査所長			

号)の施行 に関する事 務	3	第九条第四項の規定による手数料の減額及び免除	保健所長
	4	別表第一第一号ト③の規定による指示	保健所長
	5	別表第一第一号チ②の規定による講習会の指定	保健所長
	6	別表第一第一号チ③の規定による講習会の受講の指示	保健所長
	7	別表第一第二号ロ②の規定による検便の指示	保健所長
	8	別表第二第一号ハ①の規定による検査機関の認定	保健所長
	1	第三条第一項の規定による検査認証の交付	保健所長
	2	第五条第四項の規定による手数料の減免措置(検査手数料に係るものに限る。)	保健所長
四十五 山梨 県クリーニ ング業法施 行条例(平 成十二年山 梨県条例第 十二号)の 施行に關す る事務	3	第五条第四項の規定による手数料の減免措置(免許手数料に係るものに限る。)	保健所長
	1	第五条第一項の規定による検査認証の交付	保健所長
	2	第七条第四項の規定による手数料の減免措置	保健所長
四十六 山梨 県理容師法 施行条例 (平成十二 年山梨県条 例第十三 号)の施行 に關する事 務	1	第五条第一項の規定による検査認証の交付	保健所長
	2	第七条第一項の規定による検査認証の交付	保健所長
四十七 山梨 県美容師法 施行条例 (平成十二 年山梨県条 例第十四 号)の施行 に關する事 務	1	第五条第一項の規定による検査認証の交付	保健所長
	2	第七条第四項の規定による手数料の減免措置	保健所長

号)の施行 に関する事 務	4	第二十六条の規定による危険な動物の飼養の許可の取消し	保健所長
	3	第二十二条第一項の規定による危険な動物の飼養許可の変更の許可	保健所長
	2	第十八条の規定による危険な動物の飼養の許可	保健所長
	1	第十五条の規定による多頭飼養者に対する助言又は指導	保健所長
五十一 山梨 県動物の愛 護及び管理 に關する条 例(平成十 四年山梨県 条例第四十 一号)の施 行に關する 事務	50	健康増進法(平成十四年法律第三十三号)の施行に關する事務	保健所長
	49	厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成十四年厚生労働省令第八十九号)の施行に關する事務	保健所長
四十八 牛海 綿状脳症対 策特別措置 法(平成十 四年法律第 七十号)の 施行に關す る事務	3	第三条第二号の規定による医薬品及び医療用具の試験検査の用に供するものの認可	保健所長
	7	第七条第二項ただし書の規定による牛の特定部位の焼却しないことの許可	保健所長

14	第三十三條第四項の規定による所有者の判明しない犬又はね				保健所長
13	第三十三條第二項の規定による日時等の指示(動物愛護指導センターにおいて引き取る場合に限る。)				動物愛護指導センター所長
12	第三十三條第二項の規定による日時等の指示(13に掲げるものを除く。)				保健所長
11	第三十三條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による犬又はねを継続して飼養することができない理由の確認(動物愛護指導センターにおいて引き取る場合に限る。))				動物愛護指導センター所長
10	第三十三條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による犬又はねを継続して飼養することができない理由の確認(11に掲げるものを除く。))				保健所長
9	第三十條第三項の規定による動物取扱業確認済証の再交付				保健所長
8	第三十條第二項及び第四項の規定による動物取扱業確認済証の返納				保健所長
7	第三十條第一項の規定による動物取扱業確認済証の書換え交付				保健所長
6	第二十八條第二項の規定による動物取扱業確認済証の交付				保健所長
5	第二十八條第一項の規定による動物取扱業に係る飼養施設の検査				保健所長

25	第四十一條第四項の規定による手数料(動物愛護指導センターにおいて徴収するものに限				動物愛護指導センター所長
24	第四十一條第四項の規定による手数料(25に掲げるものを除く。)(の減免又は免除)				保健所長
23	第四十條第一項の規定による報告の徴収及び立入調査				保健所長
22	第三十九條第一項、第二項及び第三項の規定による措置命令				保健所長
21	第三十六條第一項の規定による犬、ねこ等の譲渡				動物愛護指導センター所長
20	第三十五條第二項において準用する第三十四條第二項及び第三項の規定による治療その他必要な措置を講じた犬、ねこ等の公示及び処分				動物愛護指導センター所長
19	第三十四條第四項の規定による薬物を使用する非係留犬等の捕獲及びその旨の周知				保健所長
18	第三十四條第三項の規定による非係留犬等の処分				保健所長
17	第三十四條第二項の規定による所有者が判明しない非係留犬等の公示				保健所長
16	第三十四條第一項の規定による非係留犬等の捕獲及び抑留				保健所長
15	第三十三條第四項の規定による所有者の判明しない犬又はねこの公示及び処分(動物愛護指導センターにおいて引き取った場合に限る。)				動物愛護指導センター所長
	この公示及び処分(15に掲げるものを除く。)				

健康増進課	<p>一 児童福祉法の施行に関する事務</p> <p>1 第二十一条の九第一項の規定による結核にかかっている児童に対する療育の給付の決定</p> <p>2 第二十一条の九の二の規定による慢性疾患にかかっていることにより長期療養を必要とする児童等に対する医療の給付の決定</p>	<p>る。)の減免又は免除</p>	<p>保健所長</p>
<p>二 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の施行に関する事務</p>	<p>1 第二条第一項の規定による栄養士の免許の交付</p> <p>2 第五条第一項の規定による栄養士免許の取消し及び名称使用の停止</p>	<p>三 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の施行に関する事務</p>	<p>第六条の規定による臨時の予防接種実施の指示</p>
<p>四 母体保護法(昭和二十三年法律第一百五十六号)の施行に関する事務</p>	<p>1 第十五条第一項の規定による受胎調節実地指導員の指定</p> <p>2 第十五条第二項の規定による受胎調節実地指導員の講習の認定</p> <p>3 第三十九条第二項の規定による受胎調節実地指導員の指定の取消し</p>	<p>五 母体保護法施行令(昭和二十四年政令第十六号)の</p>	<p>第六条の規定による認定講習の認定の取消し</p>

<p>六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百一十三号)の施行に関する事務</p>	<p>施行に関する事務</p> <p>1 第十九条の四第二項の規定による指定医の公務員としての職務の指定</p> <p>2 第十九条の八の規定による指定病院の指定</p> <p>3 第十九条の九第一項の規定による指定病院の指定取消し</p> <p>4 第二十七条第一項及び第二項の規定による申請等に基づき行われる指定医の診察</p> <p>5 第二十九条第一項の規定による精神障害者の入院措置命令</p> <p>6 第二十九条の二第一項の規定による緊急を要する精神障害者等の診察及び入院</p> <p>7 第二十九条の四第一項の規定による精神障害者の入院措置解除命令</p> <p>8 第三十一条の規定による措置入院費の費用徴収</p> <p>9 第三十三条の四第一項の規定による応急入院指定病院の指定</p> <p>10 第三十三条の四第六項の規定による応急入院指定病院の指定取消し</p> <p>11 第三十八条の三第四項の規定による退院命令</p> <p>12 第三十八条の五第一項の規定による精神医療審査会への審査の請求</p>	<p>保健所長</p>
---	--	-------------

七 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の施行に関する事務													
5	4	3	2	1	21	20	19	18	17	16	15	14	13
第五條第一項の規定による定期外の健康診断の勧告	第三條の四第五項の規定による予防計画の公表	第三條の四第四項の規定による市町村等の意見の聴取	第三條の四第三項の規定による予防計画の変更	第三條の四第一項の規定による予防計画の策定	第四十五條の二第三項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の命令	第四十五條第四項の規定による精神障害の状態の認定	第四十五條第二項の規定による精神障害の状態の認定及び精神障害者保健福祉手帳の交付	第四十條の規定による仮退院の許可	第三十八條の七第二項の規定による退院命令	第三十八條の七第一項の規定による処遇改善命令	第三十八條の六第二項の規定による精神病院の管理者等に対する報告の徴収及び書類の提出の命令	第三十八條の六第一項の規定による精神病院の管理者等に対する報告の徴収立入検査	第三十八條の五第五項の規定による退院命令及び処遇改善命令
保健所長								保健所長					
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
第五條第二項の規定による定期外の健康診断の措置	第十四條の規定による定期外の予防接種の実施	第二十八條第一項の規定による結核患者の接客業等の従業禁止	第二十八條第二項の規定による結核の診査に関する協議会の意見の聴取	第二十八條第三項の規定による労働局長との協議	第二十九條第一項の規定による結核患者の結核療養所入所命令	第三十條の規定による結核患者の家屋等の消毒命令	第三十一條第一項の規定による汚染物件の消毒及び廃棄命令	第三十一條第四項の規定による廃棄物件等の損失補償額の決定	第三十二條第一項の規定による質問及び調査	第三十四條第一項の規定による適正医療の公費負担の承認	第三十五條第一項の規定による命令入所医療の公費負担の承認	第三十六條第一項の規定による指定医療機関の指定	第三十六條第五項の規定による指定医療機関の指定の取消し
保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長

十 調理師法 施行令(昭和三十三年 政令第三百三十三号)の施行に関する事務	九 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)の施行に関する事務	20 第三十八条第三項の規定による診療報酬の審査及び額の決定						
		21 第三十八条第六項の規定による社会保険診療報酬支払基金等に対する委託						
		22 第四十一条第一項の規定による緊急時の医療費支給						
	八 栄養士法 施行令(昭和二十八年 政令第二百三十一号)の施行に関する事務	九 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)の施行に関する事務	23 第四十一条第一項の規定による緊急時の支払の特例					
			24 第四十二条第一項の規定による報告の請求及び検査					
		十 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)の施行に関する事務	九 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)の施行に関する事務	25 第四十九条第二項の規定による結核の診査に関する協議会の委員の任命	中北保健所長			
				26 第六十五条の規定による定期の健康診断に係る代執行	保健所長			
				1 第五条第一項の規定による免許証の書換え交付	保健所長			
			九 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)の施行に関する事務	九 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)の施行に関する事務	2 第六条第一項の規定による免許証の再交付	保健所長		
					1 第三条第一項の規定による調理師の免許の交付			
十 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)の施行に関する事務	十 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)の施行に関する事務	1 第十三条第一項の規定による調理師免許証の書換え交付	保健所長					
		2 第十四条第一項の規定による調理師免許証の再交付	保健所長					

十二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成十六年法律第十七号)の施行に関する事務	十一 母子保健法(昭和四十年法律第四百四十一号)の施行に関する事務	1 第二十条第一項の規定による未熟児に対する養育医療の給付の決定			保健所長
		2 第二十条第五項の規定による養育医療機関の指定			
		3 第二十条第六項の規定による指定養育医療機関の取消し及び診療報酬支払の一時差止め			
		4 第二十一条の四第一項の規定による養育医療の給付に要する費用の徴収			保健所長
		1 第二条第二項の規定による被爆者健康手帳の交付			
		2 第十八条第一項の規定による一般疾病医療費の支給			
		3 第十九条第一項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定			
		4 第十九条第三項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定の取消し			
		5 第二十四条第二項の規定による医療特別手当の支給の認定			
		6 第二十五条第二項の規定による特別手当の支給の認定			
7 第二十六条第二項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給の認定					
8 第二十七条第二項の規定による健康管理手当の支給の認定					
9 第二十七条第三項の規定による疾病継続期間の決定					
10 第二十八条第二項の規定による保健手当の支給の認定					

十三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の施行に関する事務 十四 らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）の施行に関する事務 十五 らい予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する政令（平成八年政令第九十四号）	11 第三十条第二項の規定による医療特別手当等の一時差止め	12 第三十一条の規定による介護手当の支給	13 第三十二条の規定による葬祭料の支給	14 第四十七条第一項の規定による不正受給者からの不正利得の徴収	1 第四十条第二項の規定による医療特別手当証書の返還命令	2 第四十六条の規定による特別手当証書の返還命令	3 第五十四条の規定による健康管理手当証書の返還命令	4 第六十二条第一項の規定による保健手当証書の提出命令	5 第六十三条の規定による保健手当証書の返還命令	第八条第一項の規定による扶養義務者からの費用の徴収	1 第二条第六号の規定による援護の変更	2 第二条第七号の規定による援護の停止及び廃止	3 第二条第十三号の規定による援護の変更、停止及び廃止	4 第三条の規定による不正援護	

十六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）の施行に関する事務 受給者からの費用の徴収	1 第十条第一項の規定による予防計画の策定	2 第十条第三項の規定による予防計画の変更	3 第十条第四項の規定による市町村等の意見の聴取	4 第十条第五項の規定による予防計画の公表	5 第十四条第一項の規定による指定届出機関の指定	6 第十五条第一項の規定による質問及び調査	7 第十六条の規定による感染症の予防のための情報の公表	8 第十七条第二項の規定による健康診断の命令	9 第十八条第二項の規定による就業制限	10 第十九条第二項の規定による入院の命令	11 第二十条第二項の規定による入院の命令	12 第二十一条の規定による患者の移送	13 第二十二条第一項の規定による患者の退院	14 第二十四条第四項の規定による感染症の診査に関する協議会の委員の任命	15 第二十七条第一項の規定による消毒すべきことの命令







24	第六十七条第三項の規定による措置命令（精神障害者に係るものに限る。）				
25	第六十八条第一項の規定による指定自立支援医療機関の指定の取消し及び効力の停止（精神障害者に係るものに限る。）				
26	第七十三条第一項の規定による自立支援医療費等の額の決定（精神障害者に係るものに限る。）				
27	第七十三条第三項の規定による意見の聴取（精神障害者に係るものに限る。）				

注 所長名は、備考欄に記載する。  
四 森林環境部

組織名	事務の種類	事項	専決区分			備考
			本庁	長部	長課	
森林環境総務課	一 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）の施行に関する事務	1 第六条第一項の規定による入会林野整備計画の適否の決定 2 第六条第三項の規定による該当市町村等の意見の聴取 3 第六条第四項の規定による同条第一項の決定の公告及び入会林野整備計画書写しの公衆への縦覧 4 第七条第二項の規定による異議申出に係る協議の命令 5 第八条第二項の規定による調停		長部 長課 長所	本庁 関機先出	

組織名	事務の種類	事項	専決区分			備考
			本庁	長部	長課	
山梨県建設工事執行規則（昭和四十四年山梨県規則第	二 山梨県建設工事執行規則（昭和四十四年山梨県規則第	6 第八条第四項の規定による調停案の受諾勧告 7 第九条第五項の規定による入会林野整備計画の変更の適否の決定 8 第十条第一項の規定による認可申請の却下 9 第十一条第一項の規定による入会林野整備計画の認可 10 第十一条第二項の規定による入会権者以外の者の供託 11 第十一条第三項の規定による入会林野整備計画認可の公告及び管轄登記所への送付 12 第十四条第一項の規定による土地の分割及び合併の手続 13 第十四条第二項の規定による土地についての必要な登記の囑託 14 第十四条第三項の規定による届出のあつた法人の該当権利の取得のための登記 15 第二十二条第一項の規定による旧慣使用林野整備計画の認可 16 第二十二条第二項の規定による該当市町村長等の意見の聴取 17 第二十二条第四項の規定による入会林野整備計画の認可の公告及び管轄登記所への送付 第二十五条第四項の規定による軽易な変更				林務環境事務所長



三 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の施行に関する事			二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の施行に関する事務										
3	2	1	3	2	1	29	28	27	26	25	24	23	22
第十三条第一項の規定による	第九条第二項の規定による期間の短縮	第八条の規定による計画の変更及び計画の廃止の命令	第二十二条の規定による関係行政機関の長等に対する協力要請及び意見の申述	第十九条の規定による自動車騒音の状況の公表	第三条第二項の規定による規制地域の指定、変更及び廃止に係る関係市町村長からの意見の聴取	附則第十一項の規定による報告の徴収	附則第十項の規定による排出及び飛散の抑制の勧告	第二十八条第二項の規定による関係行政機関の長等に対する協力要請及び意見の申述	第二十八条第一項の規定による資料の提出及び説明	第二十七条第六項の規定による行政機関の長との協議	第二十七条第四項の規定による行政機関の長に対する要請	第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（22に掲げるものを除く。）	第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。）
林務環境	林務環境 事務所長	林務環境 事務所長										林務環境 事務所長	

													る事務
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4		
第十八条の規定による緊急時の一般への周知	第十七条の規定による公共用水域等の汚濁状況の公表	第十六条の二の規定による地下水水質調査に係る協力要請	第十六条第一項の規定による測定計画の作成及び作成に係る国との協議	第十五条第一項の規定による公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視	第十四条の八第五項の規定による生活排水対策推進市町村の重点地域指定に係る指導及び助言	第十四条の七第五項の規定による生活排水対策重点地域の變更	第十四条の七第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公表	第十四条の七第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取	第十四条の七第一項の規定による生活排水対策重点地域の指定	第十四条の三第一項及び第二項の規定による地下水の浄化に係る措置命令	第十四条の二第三項の規定による応急の措置の命令	改善及び一時停止の命令	
											林務環境 事務所長	事務所長	

五 特定工場における公害防止組織の整備に関する事務		四 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）の施行に関する事務	24 第二十四条の二の規定による公共用水域及び地下水の水質汚濁による緊急時の指示	23 第二十四条第三項の規定による河川管理者等の意見の聴取	22 第二十四条第二項の規定による関係行政機関の長に対する資料の送付その他の協力の要請及び水質汚濁の防止に対する意見の申述	21 第二十四条第一項の規定による環境大臣への資料の提出	20 第二十三条第六項の規定による国の行政機関の長との協議	19 第二十三条第四項の規定による鉱山保安法及び電気事業法等による措置の要請	18 第二十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査	17 第二十一条第一項の規定による都道府県環境保全審議会の意見の聴取	16 第十八条の規定による緊急時の措置命令
2 第十一条第一項の規定による	1 第十条の規定による公害防止統括者等の解任命令	第五条第一項及び第二項の規定による規制地域の指定、変更及び廃止並びに規制基準の設定変更及び廃止に係る当該市町村長及び周辺市町村長からの意見の聴取									
林務環境事務所長	林務環境事務所長								林務環境事務所長		

六 山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和五十年山梨県条例第十二号）の施行に関する事務											報告の徴収及び立入検査
11 第四十六条の規定による行為の停止その他必要な措置の命令（第四十二条及び第四十三条の規定に違反している場合に限る。）	10 第三十九条第一項及び第二項の規定による燃料の使用に関する勧告	9 第三十八条の規定による緊急時の措置命令	8 第三十四条の規定による指定工場の操業停止命令	7 第三十三条の規定による指定工場の設置の許可の取消し	6 第三十二条第二項の規定による特定施設に係る改善及び停止の命令	5 第三十二条第一項の規定による指定工場に係る改善及び停止の命令	4 第三十一条第二項の規定による期間の短縮	3 第三十条第一項の規定による計画の変更及び廃止の命令	2 第二十五条第一項の規定による指定工場の変更の許可	1 第二十三条第一項の規定による指定工場の設置の許可	報告の徴収及び立入検査
											事務所長
林務環境事務所長	林務環境事務所長		林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	事務所長

八 浄化槽法 (昭和五十八年法律第 四十三号) の施行に關 する事務	3	2	1	七 振動規制 法(昭和五 十一年法律 第六十四 号)の施行 に關する事 務		12	13	14	15	16	17	18	
	第七條の二第二項の規定による浄化槽の水質検査に係る勧告	第七條の二第一項の規定による浄化槽の水質検査に係る指導及び助言	第五條第二項の規定による浄化槽の設置及び変更の計画に係る勧告	第二項の規定による規制地域の指定、変更及び廃止に係る関係市町村長からの意見の聴取	第二十条第一項の規定による関係行政機関の長等に対する協力要請及び意見の申述	第四十六條の規定による行為の停止その他必要な措置の命令(第四十四條第二項の規定に違反している場合に限る。)	第四十七條の規定による公害の防止のための必要な措置の勧告	第五十二條の規定によるサーチライト等の使用停止命令	第六十三條の規定による報告の徴収	第六十四條第一項の規定による立入検査	第六十五條の規定による調査	第六十六條第一号から第四号までの規定による地域公害防止計画の策定等に係る山梨県環境保全審議会の意見の聴取	第六十六條第一号から第四号までの規定による地域公害防止計画の策定等に係る山梨県環境保全審議会の意見の聴取
	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長				林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長

九 山梨県浄 化槽保守点 検業者の登 録	1	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
	第四條第一項(第六條第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録	第五十七條第一項の規定による検査機関の指定	第五十三條第二項の規定による浄化槽管理者、浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽管理士に対する立入検査	第五十三條第二項の規定による指定検査機関に対する立入検査	第五十三條第一項の規定による浄化槽管理者、浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽管理士に対する報告の徴収	第五十三條第一項の規定による指定検査機関に対する報告の徴収	第十二條の二第三項の規定による措置命令	第十二條の二第二項の規定による浄化槽の水質検査に係る勧告	第十二條の二第一項の規定による浄化槽の水質検査に係る指導及び助言	第十二條第二項の規定による浄化槽の保守点検に係る改善及び停止の命令	第十二條第一項の規定による浄化槽の保守点検に係る助言、指導及び勧告	第七條の二第三項の規定による措置命令
	林務環境事務所長		林務環境事務所長			林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長

<p>録に関する 条例（昭和 六十年山梨 県条例第十 六号）の施 行に関する 事務</p>										<p>十 山梨県富 士五湖の静 穏の保全に 関する条例 （昭和六十 三年山梨県 条例第二十 八号）の施 行に関する 事務</p>													
4 第十六条第一項の規定による船舶等の立入検査（第十四条第		3 第十四条第三項の規定による船舶操縦者に対する航行中止の指示		2 第十四条第二項の規定による船舶所有者に対する騒音の防止に係る改善命令		1 第六条第一項の規定による航行制限時間における船舶の航行許可		8 第十四条第二項の規定による立入検査		7 第十四条第一項の規定による報告の徴収		6 第十三条第二項の規定による聴聞会の実施		5 第十三条第一項の規定による登録の取消し及び事業の停止命令		4 第八条第一項の規定による登録の抹消		3 第五条第一項の規定による登録の拒否		2 第四条第三項の規定による登録簿の閲覧			
富士・東部林務環境事務所長		富士・東部林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長		富士・東部林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長		富士・東部林務環境事務所長		林務環境事務所長		林務環境事務所長		林務環境事務所長		林務環境事務所長		林務環境事務所長		林務環境事務所長		林務環境事務所長			
<p>十一 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の施行に関する事務</p>										<p>一項の規定による改善勧告に係るものを除く。）</p>													
10 第二十八条第四項の規定による設置者による測定結果（排出ガス及び排出水に係るものに限		9 第二十七条第四項の規定による調査測定及び土壌その他の物の集取		8 第二十七条第三項の規定による調査測定結果の公表		7 第二十七条第一項の規定による調査測定に係る関係機関の長との協議		6 第二十六条第一項の規定によるダイオキシン類による汚染状況の常時監視		5 第二十三条第三項の規定による事故の拡大及び再発の防止に係る措置命令		4 第二十二条第一項の規定による改善及び一時停止の命令		3 第十七条第二項の規定による期間の短縮		2 第十五条の規定による計画の変更及び計画の廃止の命令		1 第十条第六項の規定による住民からの申出		5 第十七条第二項の規定による富士五湖環境監視員の任命及び委嘱			
林務環境事務所長		林務環境事務所長						林務環境事務所長		林務環境事務所長		林務環境事務所長		林務環境事務所長		林務環境事務所長		富士・東部林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長		境事務所長、峡南林務環境事務所長			

<p>十三 特定化学物質の環境</p>	<p>第十二条第四項の規定による電子情報処理組織の使用の停止</p>	<p>4 第十三条の規定による資料の提供の要求及び意見の申述</p>	<p>3 第八条第五項の規定によるファイイル記録事項の集計結果の公表</p>	<p>2 第七条第五項の規定による対応化学物質分類名に係る届出事項の説明の請求</p>	<p>1 第五条第三項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関する届出の経由並びに当該届出に係る事項への意見の付与</p>	<p>17 第三十六条第二項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要請及び意見の申述</p>	<p>16 第三十六条第一項の規定による資料の提出及び説明</p>	<p>15 第三十五条第五項の規定による行政機関の長との協議</p>	<p>14 第三十五条第三項の規定による行政機関の長に対する要請</p>	<p>13 第三十四条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	<p>12 第三十一条第三項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による対策計画策定に係る関係市町村長の意見の聴取及び公聴会の開催</p>	<p>11 第二十九条第五項の規定による対策地域指定の要請</p>	<p>る。）の公表</p>	<p>林務環境事務所長</p>
<p>十四 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行に関する事務</p>	<p>8 第三十条の規定による管理を行う者との協議</p>	<p>7 第二十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	<p>6 第九条第四項の規定による計画変更の命令</p>	<p>5 第七条第一項及び第二項の規定による汚染の除去等の措置の命令</p>	<p>4 第五条第四項の規定による指定区域の指定の解除</p>	<p>3 第五条第一項の規定による指定区域の指定</p>	<p>2 第四条第一項の規定による報告の命令</p>	<p>1 第三条第三項の規定による報告及び報告の内容の是正の命令</p>	<p>境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の施行に関する事務</p>	<p>林務環境事務所長</p>				



環境  
整備  
課

一 廃棄物の  
処理及び清  
掃に関する  
法律（昭和  
四十五年法  
律第三百三  
七号）の施  
行に関する  
事務

9 第三十一条第一項の規定によ  
る環境大臣への資料の提出及び  
説明

10 第三十一条第二項の規定によ  
る関係行政機関の長等に対する  
協力の要請及び意見の申述

1 第五条の五第三項の規定によ  
る廃棄物処理計画の策定及び変  
更に係る審議会等の意見の聴取

2 第五条の五第四項の規定によ  
る廃棄物処理計画の策定及び変  
更に係る公表

3 第八条第一項の規定による一  
般廃棄物処理施設の設置の許可

4 第八条第四項（第九条第二項  
において準用する場合を含む。）  
の規定による一般廃棄物処理施  
設の設置の許可申請等に係る告  
示及び縦覧

5 第八条第五項（第九条第二項  
において準用する場合を含む。）  
の規定による一般廃棄物処理施  
設の設置の許可等に係る市町村  
長の意見の聴取

6 第八条第六項（第九条第二項  
において準用する場合を含む。）  
の規定による一般廃棄物処理施  
設の設置の許可等に係る利害関  
係人の意見書の提出

7 第八条の二第三項（第九条第  
二項において準用する場合を含  
む。）の規定による一般廃棄物処  
理施設の設置の許可等に係る有  
識者の意見の聴取

8 第八条の二第五項（第九条第

二項において準用する場合を含  
む。）の規定による一般廃棄物処  
理施設の設置の許可等に係る検  
査

9 第八条の五第四項（第十五条  
の二の三において準用する場合  
を含む。）の規定による廃棄物最  
終処分場の維持管理積立金額の  
算定

10 第九条第一項の規定による一  
般廃棄物処理施設の変更の許可

11 第九条第五項（第九条の第三  
十項及び第十五条の二の五第三  
項において準用する場合を含む。）  
の規定による廃棄物最終  
処分場の廃止に係る状況の確認

12 第九条の二第一項の規定によ  
る一般廃棄物処理施設の改善命  
令及び使用停止命令

13 第九条の二の二第一項及び第  
二項の規定による一般廃棄物処  
理施設の設置の許可の取消し

14 第九条の三第三項（同条第八  
項において準用する場合を含む。）  
の規定による市町村設置  
一般廃棄物処理施設の計画の変  
更及び廃止の命令

15 第九条の三第九項の規定によ  
る市町村設置一般廃棄物処理施  
設に係る改善命令及び使用停止  
命令

16 第九条の五第一項（第十五条  
の四において準用する場合を含  
む。）の規定による廃棄物処理  
施設の譲受け及び借受けの許可

17 第九条の六第一項（第十五条

林務環境  
事務所長  
林務環境  
事務所長

<p>の四において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物処理施設を設置者である法人の合併及び分割の認可</p>	<p>18 第十二条第九項の規定による計画及び実施の状況の公表</p>	<p>19 第十二条の二第十項の規定による計画及び実施の状況の公表</p>	<p>20 第十二条の六の規定による産業廃棄物の適正な処理に関する勧告</p>	<p>21 第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可(県外の業者に限る。)</p>	<p>22 第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可(県外の業者を除く。)</p>	<p>23 第十四条第二項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新(県外の業者に限る。)</p>	<p>24 第十四条第二項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新(県外の業者を除く。)</p>	<p>25 第十四条第六項の規定による産業廃棄物処分業の許可</p>	<p>26 第十四条第七項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新</p>	<p>27 第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の変更の許可(県外の業者に限る。)</p>	<p>28 第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の変更の許可(県外の業者を除く。)</p>	<p>29 第十四条の二第一項の規定に</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>				<p>林務環境事務所長</p>						
<p>よる産業廃棄物処分業の変更の許可</p>	<p>30 第十四条の三(第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物収集運搬業(県外の業者に限る。)及び産業廃棄物処分業の事業の停止命令</p>	<p>31 第十四条の三(第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の停止命令(県外の業者を除く。)</p>	<p>32 第十四条の三の二(第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物収集運搬業(県外の業者に限る。)及び産業廃棄物処分業の許可の取消し</p>	<p>33 第十四条の三の二(第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し(県外の業者を除く。)</p>	<p>34 第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(県外の業者に限る。)</p>	<p>35 第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(県外の業者を除く。)</p>	<p>36 第十四条の四第二項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新(県外の業者に限る。)</p>	<p>37 第十四条の四第二項の規定に</p>	<p>よる産業廃棄物処分業の変更の許可</p>	<p>第十四条の三(第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物収集運搬業(県外の業者に限る。)及び産業廃棄物処分業の事業の停止命令</p>	<p>第十四条の三(第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の停止命令(県外の業者を除く。)</p>	<p>第十四条の三の二(第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物収集運搬業(県外の業者に限る。)及び産業廃棄物処分業の許可の取消し</p>	<p>第十四条の三の二(第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し(県外の業者を除く。)</p>	<p>第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(県外の業者に限る。)</p>	<p>第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(県外の業者を除く。)</p>	<p>第十四条の四第二項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新(県外の業者に限る。)</p>	<p>第十四条の四第二項の規定に</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>				<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>

									事務所長
46	第十五条第六項（第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による産								
45	第十五条第五項（第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可等に係る市町村長の意見の聴取申請等に係る告示及び縦覧								
44	第十五条第四項（第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可								
43	第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可								
42	第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の変更の許可								
41	第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更の許可（県外の業者を除く。）							林務環境事務所長	
40	第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更の許可（県外の業者に限る。）								
39	第十四条の四第七項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新								
38	第十四条の四第六項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可								
55	第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定								
54	第十五条の十四の規定による産業廃棄物処理センターに対する監督命令								
53	第十五条の十三第一項の規定による産業廃棄物処理センターに対する報告の徴収及び立入検査								
52	第十五条の八の規定による産業廃棄物処理センターの事業計画書等及び変更事業計画書等並びに事業報告書等の提出								
51	第十五条の三の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し								
50	第十五条の二の六の規定による産業廃棄物処理施設の改善命令及び使用停止命令								
49	第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可								
48	第十五条の二第五項（第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設の許可等に係る検査								
47	第十五条の二第三項（第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可等に係る有識者の意見の聴取								







二 自然公園 法（昭和三十 二年法律 第百六十 一 号）の施行 に関する事 務												
7	6	5	4	3	2	1	24	23	22	21	20	示
第十条第三項の規定による 定公園の公園事業の公共団体以 外の者の執行の承認	第十条第二項の規定による国 定公園の公園事業の公共団体の 執行の同意	第九条第二項の規定による国 立公園の公園事業の一部執行の 協議	第八条第一項及び第三項の規 定による公園計画の廃止及び変 更に係る意見の申述	第七条第四項の規定による国 定公園に関する公園事業の決定	第七条第一項及び第三項の規 定による公園計画決定に係る意 見の申述	第六条第一項及び第二項の規 定による指定解除及び区域変更 に係る意見の申述	第三十一条第一項の規定によ る立入検査	第三十条第一項の規定による 温泉ゆう出量等の報告の徴収	第二十八条の規定による温泉 掘削の許可等に係る山梨県環境 保全審議会の意見の聴取	第二十七条第二項の規定によ る温泉利用制限及び危害予防措 置の命令	第二十七条第一項の規定によ る温泉利用許可の取消し	に必要な地域における改善の指 示
							林務環境 事務所長	林務環境 事務所長		林務環境 事務所長	林務環境 事務所長	
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
第十三条第一項の規定による 国定公園特別地域の指定	第十三条第三項の規定による 許可（10に掲げるものを除く。）	第十三条第三項の規定による 許可（仮設工作物、電気供給の ための配電線路及び有線電氣通 信のための線路の新築、改築及 び増築に限る。）	第十三条第五項の規定による 国定公園内行為許可の協議	第十四条第一項の規定による 国定公園特別保護地区の指定	第十四条第三項の規定による 行為の許可	第十四条第五項の規定による 国定公園内行為許可の協議	第二十六条第二項及び第三項 の規定による行為の禁止、制限 及び必要な措置命令	第二十六条第四項の規定によ る行為の処分期間の延長	第二十六条第六項の規定によ る行為の着手期間の短縮	第二十七条第一項の規定によ る行為の中止、原状回復及び必 要な措置の命令（19に掲げるも のを除く。）	第二十七条第一項の規定によ る行為の中止、原状回復及び必 要な措置の命令（普通地域内に おける行為並びに特別地域内に おける仮設工作物、電気供給の ための配電線路及び有線電氣通 信のための線路の新築、改築及 び増築に限る。）	
							林務環境 事務所長	林務環境 事務所長	林務環境 事務所長	林務環境 事務所長	林務環境 事務所長	

20 第二十八条第一項の規定による報告の徴収（21に掲げるものを除く。）	21 第二十八条第一項の規定による報告の徴収（普通地域内における行為並びに特別地域内における仮設工作物、電気供給のための配電線路及び有線電気通信のための線路の新築、改築及び増築に限る。）	22 第二十八条第二項の規定による立入検査等（23に掲げるものを除く。）	23 第二十八条第二項の規定による立入検査等（普通地域内における行為並びに特別地域内における仮設工作物、電気供給のための配電線路及び有線電気通信のための線路の新築、改築及び増築に限る。）	24 第二十九条第一項の規定による集団施設地区の指定	25 第三十一条第一項の規定による風景地保護協定の締結	26 第三十一条第四項（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定に係る同意	27 第三十一条第五項（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定に係る認可	28 第三十二条第一項（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定に対する意見書の提出
			林務環境 事務所長					

29 第三十四条（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定区域の公告等	30 第三十七条第一項の規定による公園管理団体の指定	31 第四十条の規定による公園管理団体に対する改善命令	32 第四十一条第一項の規定による公園管理団体指定の取消し	33 第四十六条の規定による公園事業受益者負担の請求	34 第四十七条の規定による公園事業原因者負担の請求	35 第五十条第一項の規定による国定公園の指定等に係る実地調査	36 第五十二条第一項及び第四項の規定による損失の補償	37 第五十五条第二項の規定による国定公園特別地域の指定及び区域拡張に係る関係行政機関への協議	38 第六十六条第一項の規定による県立自然公園特別地域指定及び区域拡張に係る国の関係地方行政機関への協議	39 第六十七条第二項の規定による県立自然公園に関する助言及び勧告	1 第五条第一項の規定による自然公園の指定に係る関係市町村等の意見の聴取	2 第六条第一項の規定による自

三 山梨県立  
自然公園条  
例（昭和三十  
二年山梨  
県条例第七



十四号)の  
施行に關す  
る事務

然公園の指定解除及び区域変更  
に係る関係市町村等の意見の聴  
取

3	第七条第二項の規定による公 園事業の決定			
4	第八条第二項の規定による公 園事業の廃止及び変更の決定			
5	第九条第二項の規定による公 園事業の公共団体の執行の同意			
6	第九条第三項の規定による公 園事業の公共団体以外の者の執 行の承認			
7	第十一条の規定による公園事 業執行者に対する補助			
8	第十三条第一項の規定による 特別地域の指定			
9	第十三条第二項の規定による 国の関係地方行政機関の長との 協議			
10	第十三条第四項の規定による 許可(11に掲げるものを除く。)			
11	第十三条第四項の規定による 許可(仮設工作物、電気供給の ための配電線路及び有線電気通 信のための線路の新築、改築及 び増築に限る。)			林務環境 事務所長
12	第十五条第二項の規定による 行為の禁止、制限及び必要な措 置の命令			林務環境 事務所長
13	第十五条第四項の規定による 行為の処分期間の延長			林務環境 事務所長
14	第十五条第六項の規定による 行為の着手期間の短縮			林務環境 事務所長
15	第十六条第一項の規定による			

行為の中止、原状回復及び必要  
な措置の命令(16に掲げるもの  
を除く。)

16	第十六条第一項の規定による 行為の中止、原状回復及び必要 な措置の命令(普通地域内にお ける行為並びに特別地域内にお ける仮設工作物、電気供給のた めの配電線路及び有線電気通信 のための線路の新築、改築及び 増築に限る。)			林務環境 事務所長
17	第十七条第一項の規定による 報告の徴収(18に掲げるもの を除く。)			
18	第十七条第一項の規定による 報告の徴収(普通地域内におけ る行為並びに特別地域内におけ る仮設工作物、電気供給のため の配電線路及び有線電気通信 のための線路の新築、改築及び増 築に限る。)			林務環境 事務所長
19	第十七条第二項の規定による 立入検査等(20に掲げるもの を除く。)			
20	第十七条第二項の規定による 立入検査等(普通地域内におけ る行為並びに特別地域内におけ る仮設工作物、電気供給のため の配電線路及び有線電気通信 のための線路の新築、改築及び増 築に限る。)			林務環境 事務所長
21	第十八条第一項の規定による 集団施設地区の指定			
22	第二十条第一項の規定による 風景地保護協定の締結			
23	第二十条第四項(第二十四条 において準用する場合を含む)			

<p>四 山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）の施行に関する事務</p>	<p>2 第十条第二項（第十一条第二項及び第十二条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による自然環境保全地区の指定等に係る山梨県環境保全審</p>	<p>1 第八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による自然環境保全基本方針の策定等に係る山梨県環境保全審議会の意見の聴取</p>	<p>31 第三十三条第一項及び第二項の規定による損失の補償</p>	<p>30 第三十二条第一項の規定による自然公園指定等に係る実地調査</p>	<p>29 第三十条第一項の規定による公園管理団体指定の取消し</p>	<p>28 第二十九条の規定による公園管理団体に対する改善命令</p>	<p>27 第二十六条第一項の規定による公園管理団体の指定</p>	<p>26 第二十三条（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定区域の公示等</p>	<p>25 第二十一条第二項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定に対する意見書の提出</p>	<p>24 第二十条第五項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定に係る認可</p>	<p>む。）の規定による風景地保護協定に係る同意</p>		
<p>13 第十三条第五項の規定による特別地区内における行為の不許</p>	<p>12 第十三条第三項の規定による特別地区内における行為の許可</p>	<p>11 第十三条第二項において準用する第十条第六項の規定による特別地区の指定、解除及び変更の告示</p>	<p>10 第十二条の三第一項の規定による保全事業の執行</p>	<p>9 第十二条の二第三項において準用する第十条第六項の規定による保全計画の決定、廃止及び変更の告示</p>	<p>8 第十二条の二第三項において準用する第十条第三項の規定による保全計画の決定及び変更に係る公告及び縦覧</p>	<p>7 第十二条の二第一項の規定による保全計画の決定</p>	<p>6 第十二条第三項の規定による自然環境保全地区等の標識の移転等の承諾</p>	<p>5 第十二条第一項の規定による自然環境保全地区等の標識の設置</p>	<p>4 第十条第五項（第十一条第二項及び第十二条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催</p>	<p>3 第十条第四項（第十一条第二項及び第十二条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出</p>	<p>議会の意見の聴取</p>		
<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>												

24	第二十三条の規定による自然環境保全協定の締結	林務環境事務所長
23	第二十一条の規定による普通地区内における国等の行為の通知等に係る協議	林務環境事務所長
22	第二十条の規定による自然環境保全地区等内の事業者に対する助言及び勧告	林務環境事務所長
21	第十九条の規定による特別地区内等における原状回復命令	林務環境事務所長
20	第十八条の規定による特別地区内等における行為の停止命令	林務環境事務所長
19	第十七条第三項の規定による普通地区等における行為届出後の処理期間の延長	林務環境事務所長
18	第十七条第一項の規定による普通地区内等における行為の禁止等の命令	林務環境事務所長
17	第十四条の二第三項（第十五条第二項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出行為着手期間の短縮	林務環境事務所長
16	第十四条第三項の規定による野生動植物保護地区内における野生動植物捕獲等の許可	林務環境事務所長
15	第十四条第二項において準用する第十条第六項の規定による野生動植物保護地区の指定、解除及び変更の告示	林務環境事務所長
14	第十三条第六項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国等の行為の協議	林務環境事務所長
可		

25	第二十四条の規定による自然環境保全協定の履行確保のための措置	林務環境事務所長
26	第二十六条の規定による自然監視員の任命及び委嘱（県の職員及び市町村の職員に係るものに限る。）	林務環境事務所長
27	第二十六条の規定による自然監視員の委嘱（26に掲げるものを除く。）	林務環境事務所長
28	第三十二条第一項の規定による自然環境保全地区等の立入調査	林務環境事務所長
29	第三十四条第一項の規定による特別地区等における行為の不許可及び条件の付与等により生じた損失補償の決定	林務環境事務所長
1	第五条の規定による県民等の理解を深めるための措置	
2	第七条第一項第四号の規定による特定高山植物の採取行為の許可	林務環境事務所長
3	第十三条第一項の規定による立入調査	林務環境事務所長
4	第十四条の規定による国等への協力の要請	
1	第四条第二項の規定による第二種事業の判定に係る意見の申述	
2	第十条第一項の規定による方法書についての意見の申述	
3	第十七条第三項の規定による説明会の開催に係る意見の申述	
4	第二十条第一項の規定による	
<p>六 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行に関する事務</p> <p>五 山梨県高山植物の保護に関する条例（昭和六十年山梨県条例第十五号）の施行に関する事務</p>		

七 山梨環境影響評価条例(平成十年山梨県条例第一号)の施行に関する事務												
準備書についての意見の申述												
1	第六条第二項の規定による市町村長の意見の聴取											
2	第六条第三項の規定による第三分類事業の判定											
3	第十一条の規定による方法書についての意見概要書の公告及び縦覧											
4	第十二条第一項の規定による方法書について意見を求めるための公聴会の開催											
5	第十三条第一項の規定による方法書についての意見の申述											
6	第十四条第二項の規定による環境影響評価の項目等の選定に係る技術的な助言											
7	第十八条第三項の規定による説明会の開催に係る意見の申述											
8	第二十一条の規定による準備書についての見解書の公告及び縦覧											
9	第二十二条第一項の規定による準備書について意見を求めるための公聴会の開催											
10	第二十三条第一項の規定による準備書についての意見の申述											
11	第二十五条第一項の規定による評価書についての意見の申述											
12	第三十二条第四項の規定による環境影響評価その他の手続の再実施の要請											
13	第三十三条第二項の規定による免許等を行う者への適正な配慮の要請											
八 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の施行に関する事務												
14	第四十二条第一項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の申述											
15	第四十九条第一項の規定による事業者からの報告の徴収及び立入調査											
16	第五十条第一項の規定による事業者に対する必要な措置についての勧告											
17	第五十条第二項の規定による必要な措置についての勧告に従わなかつた事業者の公表											
18	第五十一条の規定による事業者に対する実地調査への協力の要請											
1	第四条第一項の規定による鳥獣保護事業計画の策定											
2	第四条第三項(第七条第七項、第十二条第五項、第十四条第三項、第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による山梨県環境保全審議会の意見の聴取											
3	第四条第四項(第七条第七項において準用する場合を含む。)の規定による計画の策定及び変更の公表											
4	第七条第一項の規定による特定鳥獣保護管理計画の策定											
5	第七条第四項(第十二条第五項及び第十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会の開催											

14	第九條第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付（15に掲げるものを除く。）									
13	第九條第八項の規定による従事者証の交付（有害鳥獣捕獲に係るものに限る。）						林務環境事務所長			
12	第九條第八項の規定による従事者証の交付（13に掲げるものを除く。）									
11	第九條第七項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可証の交付（有害鳥獣捕獲に係るものに限る。）						林務環境事務所長			
10	第九條第七項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可証の交付（11に掲げるものを除く。）									
9	第九條第一項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止のための鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）に係るものに限る。）						林務環境事務所長			
8	第九條第一項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（9に掲げるものを除く。）									
7	第七條第六項の規定による特定鳥獣保護管理計画の策定及び変更に係る関係地方公共団体との協議									
6	第七條第五項の規定による特定鳥獣保護管理計画の策定及び変更に係る環境大臣への協議									

27	第十五條第十項の規定による指定猟法許可証の再交付									林務環境事務所長
26	第十五條第七項の規定による指定猟法許可証の再交付									林務環境事務所長
25	第十五條第四項の規定による指定猟法禁止区域内での指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可									林務環境事務所長
24	第十五條第一項の規定による指定猟法及び指定猟法禁止区域の指定									
23	第十四條第二項の規定による特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の解除									
22	第十四條第一項の規定による捕獲等をする期間の延長									
21	第十二條第二項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限									
20	第十条第二項の規定による許可の取消し（有害鳥獣捕獲に係るものに限る。）									林務環境事務所長
19	第十条第二項の規定による許可の取消し（20に掲げるものを除く。）									
18	第十条第一項の規定による鳥獣の解放等の措置命令									林務環境事務所長
17	第九條第十二項の規定による報告の徴収（有害鳥獣捕獲に係るものに限る。）									林務環境事務所長
16	第九條第十二項の規定による報告の徴収（17に掲げるものを除く。）									
15	第九條第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付（有害鳥獣捕獲に係るものに限る。）									林務環境事務所長

鳥獣の解放等の措置命令												
28	第十五条第十一項において読み替えて準用する第九条第七項の規定による指定猟法許可証の交付											林務環境事務所長
29	第十五条第十一項において読み替えて準用する第十条第二項の規定による指定猟法の許可の取消し											林務環境事務所長
30	第二十二条第一項の規定による鳥獣の解放等の措置命令											林務環境事務所長
31	第二十二条第二項の規定による登録の取消し											林務環境事務所長
32	第二十四条第九項の規定による鳥獣の解放等の措置命令											林務環境事務所長
33	第二十四条第十項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し											林務環境事務所長
34	第二十八条第一項の規定による鳥獣保護区の指定											
35	第二十八条第二項（同条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指針の策定											
36	第二十八条第三項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係地方公共団体の意見の聴取											
37	第二十八条第五項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指針案についての意見書の提出											
38	第二十八条第六項（第二十九条第四項において準用する場合											林務環境事務所長
を含む。）の規定による公聴会の開催												
39	第二十八条第八項の規定による鳥獣保護区の指定の解除											
40	第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定											
41	第二十九条第三項の規定による特別保護地区の指定の解除											
42	第二十九条第四項において読み替えて準用する第十二条第三項の規定による特別保護地区の指定の協議											
43	第二十九条第五項において読み替えて準用する第十二条第三項の規定による特別保護地区の解除の協議											
44	第二十九条第七項の規定による特別保護地区内における行為の許可											林務環境事務所長
45	第二十九条第七項ただし書の規定による特別保護地区内における鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定											
46	第三十条第一項の規定による特別保護地区内での行為の実施方法についての指示											林務環境事務所長
47	第三十条第二項の規定による原状回復等の命令											林務環境事務所長
48	第三十条第三項の規定による原状回復等の実施											
49	第三十一条第一項の規定による実地調査の実施											林務環境事務所長
50	第三十二条第一項の規定による損失の補償											

65	第五十一条第一項の規定による				林務環境
64	第五十条第三項の規定による				
63	第五十条第一項の規定による				
62	第五十条第一項の規定による				
61	第四十六条第二項の規定による				林務環境 事務所長
60	第四十六条第一項の規定による				林務環境 事務所長
59	第四十三条の規定による				
58	第四十一条の規定による				
57	第三十九条第一項の規定による				
56	第三十五条第十二項において				林務環境 事務所長
55	第三十五条第十一項の規定による				林務環境 事務所長
54	第三十五条第八項の規定による				林務環境 事務所長
53	第三十五条第三項の規定による				林務環境 事務所長
52	第三十五条第一項の規定による				
51	第三十四条第一項の規定による				

77	第六十一条第四項の規定による				
76	第六十一条第一項の規定による				林務環境 事務所長
75	第六十一条第一項の規定による				
74	第六十条の規定による				林務環境 事務所長
73	第六十条の規定による				
72	第五十九条の規定による				
71	第五十五条第一項の規定による				林務環境 事務所長
70	第五十五条第一項の規定による				
69	第五十二条第二項の規定による				
68	第五十二条第一項の規定による				
67	第五十一条第四項の規定による				林務環境 事務所長
66	第五十一条第二項の規定による				林務環境 事務所長
	る				事務所長

78	第六十一条第四項の規定による狩猟者登録の変更登録（県内居住者に限る。）			林務環境事務所長
79	第六十一条第五項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の再交付（80に掲げるものを除く。）			
80	第六十一条第五項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の再交付（県内居住者に限る。）			林務環境事務所長
81	第六十三条の規定による狩猟者登録の抹消（82に掲げるものを除く。）			
82	第六十三条の規定による狩猟者登録の抹消（県内居住者に限る。）			林務環境事務所長
83	第六十四条の規定による狩猟者登録の取消し及び効力の停止（84に掲げるものを除く。）			
84	第六十四条の規定による狩猟者登録の取消し及び効力の停止（県内居住者に限る。）			林務環境事務所長
85	第六十六条の規定による報告の徴収（86に掲げるものを除く。）			
86	第六十六条の規定による報告の徴収（県内居住者に限る。）			林務環境事務所長
87	第六十八条第一項の規定による猟区の管理についての認可			
88	第七十一条第一項の規定による猟区管理規程の変更又は猟区の廃止の認可			
89	第七十二条第一項の規定による猟区の認可の取消し			

森林整備課		一 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の施行に関する事務		
90	第七十三条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による山梨県環境保全審議会の意見の聴取及び猟区の維持管理に関する事務の委託			
91	第七十五条第一項の規定による報告の徴収（92に掲げるものを除く。）			
92	第七十五条第一項の規定による報告の徴収（第九条第一項の許可を受けた者（有害鳥獣捕獲に限る。）、特別保護地区内で行為をした者、狩猟免許を受けた者及び県内居住者で狩猟者登録を受けた者からのものに限る。）			林務環境事務所長
93	第七十五条第二項の規定による立入検査等			林務環境事務所長
94	第七十五条第三項の規定による立入検査			林務環境事務所長
95	第七十六条の規定による司法警察員に係る協議及び指名			
96	第七十八条第一項の規定による鳥獣保護員の設置			林務環境事務所長
97	第七十九条第二項の規定による市町村が処理する事務に関する指示			
1	第四十三条の規定による測量成果の複製の承認			
2	第四十三条の規定による測量成果の複製の承認（林務環境事務所に備えられた測量成果に係るものに限る。）			林務環境事務所長
3	第四十四条第一項の規定による測量成果の使用の承認			



三 採石法 (昭和二十 業者の登録	二 森林病害 虫等防除法 (昭和二十 五年法律第 五十三号) の施行に関 する事務	4	第四十四条第一項の規定による測量成果の使用の承認(林務環境事務所に備えられた測量成果に係るものに限る。)	林務環境事務所長
		1	第五条第一項の規定による樹木の伐倒、枝条の防除等の命令	
		2	第五条第二項の規定による特別伐倒駆除の命令	
		3	第五条第三項の規定による補充伐倒駆除の命令	
		4	第五条第四項において準用する第三条第七項の規定による申出に対する決定	
		5	第五条第四項において準用する第三条第十項の規定による公告	
		6	第五条第四項において準用する第四条の二の規定による協力の要請	
		7	第六条第一項の規定による立入検査及び収去	林務環境事務所長
		8	第七条第一項の規定による枝条等の焼却及び薬剤による防除の指示	
		9	第七条第二項の規定による森林害虫防除員が行う防除等の処分	
		10	第十条の規定による受益者からの分担金の徴収	
11	第十一条の規定による森林害虫防除員の任命	林務環境事務所長		

四 森林法 (昭和二十 六年法律第 二百四十九 号)の施行	五年法律第 二百九十一 号)の施行 に関する事 務	2	第三十二条の四第一項第五号の規定による採石業務管理者の認定	
		3	第三十二条の十第一項の規定による採石業者の登録の取消し及び事業停止命令	
		4	第三十二条の十三第一項の規定による採石業務管理者資格試験の実施	
		5	第三十三条の規定による採取計画の認可	
		6	第三十三条の五第一項の規定による採取計画の変更の認可	
		7	第三十三条の九の規定による認可採取計画の変更命令	
		8	第三十三条の十二の規定による採取計画の認可の取消し及び採取停止命令	
		9	第三十三条の十三第一項の規定による岩石の採取の停止命令	
		10	第三十三条の十三第二項の規定による違反採石者への災害防止のための措置命令	
		11	第三十三条の十七の規定による採石廃止者への災害防止のための措置命令	
		12	第四十二条第一項の規定による採石業者に対する報告の徴収及び立入検査	
		1	第十条の二第二項の規定による林地開発の許可	
2	第十条の三の規定による監督処分			

務 に関する事

3 第十条の五第七項の規定による市町村森林整備計画の協議											
4 第十一条第四項(第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による森林施業計画の認定等(二以上の林務環境事務所に係るものに限る。)											
5 第十一条第四項(第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による森林施業計画の認定等(二以上の市町村に係るものうち4に掲げるものを除く。)										林務環境事務所長	
6 第十六条の規定による森林施業計画の認定の取消し(二以上の林務環境事務所に係るものに限る。)											
7 第十六条の規定による森林施業計画の認定の取消し(二以上の市町村に係るものうち6に掲げるものを除く。)										林務環境事務所長	
8 第五十条第一項の規定による使用権設定に関する認可											
9 第五十八条第五項の規定による使用権設定後の土地形質変更並びに工作物の新築、改築、増築及び修繕の承認											
10 第六十五条の規定による水の使用権設定の認定											
11 第六十六条の規定による水流における工作物の使用、移動、改造及び除却に関する認可											
12 第百八十八条第一項の規定による報告の徴収(二以上の林務環境事務所に係るものに限る。)											

13 第百八十八条第一項の規定による報告の徴収(12に掲げるものを除く。)											
14 第百八十八条第二項の規定による立入調査(二以上の林務環境事務所に係るものに限る。)											
15 第百八十八条第二項の規定による立入調査(14に掲げるものを除く。)										林務環境事務所長	
五 森林国営 保険法(昭和十二年法律第二十五号)の施行に関する事 六 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)の施行に関する事	第二十三条の二第二項の規定による森林国営保険の契約	1 第三条第一項の規定による育種母樹及び普通母樹等の指定	2 第九条第一項の規定による指定採取源の指定の解除	3 第十条第三項の規定による林業種苗生産者の登録	4 第十五条第一項の規定による生産事業者の登録の取消し	5 第十九条第一項の規定による表示義務等の違反に対する是正命令	6 第二十七条の規定による生産事業者等に対する報告の徴収	7 第二十八条第一項の規定による指定採取源等の立入検査	8 第二十九条第一項の規定による監督処分		

八 山梨県、コ ルフ場等造 成事業の適	七 砂利採取 法（昭和四 十三年法律 第七十四 号）の施行 に関する事 務												
	2 第十六条第二項の規定による	1 第十一条第一項の規定による 設計の変更	12 第三十四条第二項及び第三項 の規定による砂利採取業者に対 する立入検査	11 第三十三条の規定による砂利 採取業者に対する報告の徴収	10 第二十六条の規定による砂利 採取計画の認可の取消し	9 第二十三条第二項の規定によ る採取跡埋戻し等の防災の措置 命令	8 第二十三条第一項の規定によ る砂利採取の停止及び災害防止 のための措置命令	7 第二十二条の規定による砂利 採取計画の変更命令	6 第二十条第一項の規定による 砂利採取計画の変更の認可	5 第十六条の規定による採取計 画の認可（河川区域等の区域内 にある場合を除く。）	4 第十五条第一項の規定による 砂利採取業務主任者の試験の実 施	3 第十二条第一項の規定による 砂利採取業者の登録の取消し	2 第六条第一項第五号ロの規定 による砂利採取業務主任者の認 定

林業 振興 課	九 山梨県土 採取規制条 例（昭和四 十九年山梨 県条例第三 十二号）の 施行に關す る事務												
	3 分 第三十七条の規定による監督処 分の	1 第三条第一項の規定による採 取計画の認可	2 第七条第一項の規定による採 取計画の変更の認可	3 第九条第一項の規定による措 置命令	4 第九条第二項の規定による採 取の停止命令	5 第九条第三項の規定による無 許可者に対する措置命令及び停 止命令	6 第九条第四項の規定による土 採取者に対する災害防止のため の措置命令	7 第十条の規定による認可の取 消し	8 第十二条の規定による採取跡 地の緑化等の勧告	9 第十五条第一項の規定による 土採取者に対する立入検査	10 第十六条の規定による土採取 者に対する報告の徴収	免 第二条の規定による手数料の減 免	正化に關す る条例（昭 和四十八年 山梨県条例 第四十号） の施行に關 する事務

森林総合  
研究所長

		二 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の施行に関する事務		三 号）の施行に関する事務	
9	第八十四条第二項（第百条第四項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定	1	第十条第一項及び第三項の規定による信託規程の承認		
8	第八十三条第二項（第百条第四項において準用する場合を含む。）の規定による解散の認可	2	第十二条の規定による信託組合の信託財産の管理方法の変更、信託財産を固有財産とするための許可及び信託財産の受託者の辞任の許可		
7	第七十九条（第百条第三項及び第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可	3	第十九条第一項及び第三項（第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の承認		
6	第六十一条第二項（第百条第二項において準用する場合を含む。）の規定による定款変更の認可	4	第二十四条第一項及び第三項（第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による林地処分事業実施規程の承認		
5	第二十五条第一項（第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による分担金の認可	5	第二十五条第一項（第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による分担金の認可		
4					
3					
2					
1					
22	第百十六条の規定による専用契約の取消し	10	第八十九条第二項の規定による森林組合の清算人の選任		
21	第百十五条第二項の規定による創立総会の議決、選挙及び当選の取消し	11	第百二条第一項の規定による監査規程の承認		
20	第百十五条第一項の規定による総会の議決、選挙及び当選の取消し	12	第百八条の二第二項の規定による森林組合連合会の解散の決議の認可		
19	第百十四条第一項の規定による組合の解散命令	13	第百十一条第一項から第三項までの規定による森林組合の業務及び会計状況の検査		
18	第百十三条第三項の規定による承認の取消し	14	第百十一条第四項の規定による森林組合の条例検査の実施		
17	第百十三条第二項の規定による組合の業務停止及び役員改選の命令	15	第百十二条の規定による定款変更及び業務停止等の監督命令		
16	第百十三条第一項の規定による法令等の違反に対する措置命令	16	第百十三条第一項の規定による法令等の違反に対する措置命令		
15					
14					
13					
12					
11					
10					
9					
8					
7					
6					
5					
4					
3					
2					
1					

<p>三 林業経営 基盤の強化 等の促進の ための資金 の融通に関 する暫定措 置法（昭和 五十四年法 律第五十一 号）の施行 に関する事 務</p>					<p>四 林業経営 基盤の強化 等の促進の ための資金 の融通に関 する暫定措 置法施行令 （昭和五十 四年政令第 二百五号） の施行に関 する事務</p>				<p>五 林業労働 力の確保の 促進に関す る法律（平 成八年法律 第四十五 号）の施行 に関する事 務</p>					
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
第三条第一項の規定による林業経営改善計画の認定	第四条第一項の規定による事業の経営改善に関する措置を内容とする合理化計画の認定	第四条第二項の規定による事業の経営改善に関する措置を内容とする合理化計画（共同で申請するものに限る。）の認定	第一条第一項の規定による林業経営改善計画の変更の認定	第一条第三項の規定による林業経営改善計画の認定の取消し	第四条第一項の規定による合理化計画の変更の認定	第四条第三項の規定による合理化計画の認定の取消し	第五条第三項（第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による雇用の安定等の改善計画の認定等	第六条第二項の規定による雇用の安定等の改善計画の認定の取消し	第十一条第一項の規定による林業労働力確保支援センターの指定	第十一条第二項及び第四項の規定による公示	第十九条第一項の規定による林業労働力確保支援センターの			

<p>業務規程の認可及び業務規程の変更の認可</p>													
<p>第二十条第一項の規定による林業労働力確保支援センターの毎事業年度の事業計画及び収支予算書の認可並びに事業計画及び収支予算書の変更の認可</p>													
<p>第二十三条の規定による林業労働力確保支援センターに対する監督命令</p>													
<p>第二十四条第一項の規定による林業労働力確保支援センターの指定の取消し</p>													
<p>第二十四条第二項の規定による公示</p>													
<p>第二百三十八条の四第四項の規定による行政財産（恩賜県有財産の土地に限る。）の使用許可（国及び地方公共団体が設置する道路敷及び水道敷の用に供するもの（二以上の林務環境事務所に係るものを除く。）、簡易な電気通信施設の設置の用に供するもの、工作物の設置、工事の施行及び工事用附帯地に係るもの並びに使用期間の満了に伴う再使用許可申請に係るものに限る。）</p>													
<p>第二百三十八条の四第六項の規定による行政財産（恩賜県有財産の土地に限る。）の使用許可の取消し（4に掲げるものを除く。）</p>													
<p>林務環境事務所長</p>													

						二 地方自治 法施行令の 施行に關す る事務		4 第二百三十八条の四第六項の 規定による行政財産(恩賜県有 財産の土地に限る。)の使用許 可の取消し(国及び地方公共団 体が設置する道路敷及び水道敷 の用に供するもの(二以上の林 務環境事務所に係るものを除 く)、簡易な電気通信施設の設 置の用に供するもの、工作物の 設置、工事の施行及び工事用附 帯地に係るもの並びに使用期間 の満了に伴う再使用許可申請に 係るものに限る。)			
						1 第六百六十七條の四の規定によ る一般競争入札参加資格者の認 定(県有林用材に係るものに限 る。) 2 第六百六十七條の十二第一項の 規定による指名競争入札参加者 の指名(県有林用材に係るもの に限る。) 1 第二十一條の規定による部分 林の設定(従前の部分林以外の 林地の部分林の設定を除く。) 2 第二十八條第二項の規定によ る部分林の植樹期間の延長の承 認 3 第二十九條の規定による部分 林の耕作の承認 4 第三十五條第四項の規定によ る分収樹木の搬出期間の延長の 承認 5 第三十七條の規定による部分 林の伐期又は存続期間の変更 6 第四十條の規定による部分林 の解除		林務環境 事務所長 林務環境 事務所長 林務環境 事務所長 林務環境 事務所長 林務環境 事務所長 林務環境 事務所長			

						四 山梨県恩 賜県有財産 管理條例施 行規則(昭 和二十八年 山梨県規則 第三十六 号)の施行 に関する事 務		7 第四十五条第一項の規定によ る小柴及び下草採取区域の変更 の承認 8 第四十五条第二項の規定によ る採取区域の変更及び期間の伸 縮 1 第七条の二第一項の規定によ る普通財産の貸付けの承認(一 ヘクタール以上の新規貸付け及 び2に掲げるものを除く。) 2 第七条の二第二項の規定によ る普通財産の貸付けの承認(電 柱敷地の貸付けに限る。) 3 第十条第二項の規定による期 間満了に伴う普通財産の継続貸 付けの承認 4 第十一条第一項の規定による 借受人の名義変更及び借地の転 貸の承認並びに貸地使用目的の 変更の承認 5 第十一条第一項の規定による 恩賜県有財産貸付地の転貸の承 認(使用目的が別荘団地の場合 に限る。) 6 第十一条第一項の規定による 借受人の名義変更の承認(県有 林野等の高度利用事業を利用し て造成された宅地の許可に係る ものに限る。) 7 第十四條の規定による防火 線、地盤保護工事及び植樹準備 等の承認 8 第十八條の規定による造林計 画の変更 9 第四十七條の規定による産物				林務環境 事務所長 林務環境 事務所長 林務環境 事務所長 林務環境 事務所長 林務環境 事務所長 林務環境 事務所長 林務環境 事務所長			
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

<p>五 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の施行に関する事務（山梨県森林公園金川の森に係るものに限る。）</p>											
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	事務所長
第二十七條第七項の規定による	第二十七條第六項の規定による工作物等の売却	第二十七條第五項の規定による公示	第二十七條第四項の規定による除却した工作物等の保管	第二十七條第三項の規定による公告	第二十七條第一項及び第二項の規定による許可の取消し等及び措置命令	第十條第二項の規定による原状回復等の措置の指示	第六條第三項の規定による許可事項の変更の許可	第六條第一項の規定による占用許可	第五條第一項の規定による公園施設の設置及び管理の許可並びに変更の許可	第五十條の規定による搬出期間の延長の承認	の買受け及び測量その他学術研究等のための入山の許可及び停止並びに入山に伴う立木の伐採の許可（実施計画によるものを除く。）
峡東林務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	林務環境事務所長	

<p>六 山梨県例（昭和三十三年山梨県条例第十一号）の施行に関する事務</p>													
<p>七 山梨県都市公園条例（昭和三十三年山梨県条例第二十一号）の施行に関する事務</p>													
<p>八 山梨県立国民の森保健休養施設</p>													
1	4	3	2	1	8	7	6	5	4	3	2	1	る工作物等の廃棄
第七條第二項の規定による森林科学館の休館日の変更の承認	第十六條第二項の規定による利用料金の額の承認	第十三條の規定による休業日及び利用時間の変更の承認	第九條第二項の規定による使用料の減免	第四條第一項の規定による行為の許可	第十三條の規定による県持分の譲渡	第十二條第四項の規定による意見陳述の機会の付与	第十二條第一項の規定による契約の解除	第十一条第一項の規定による造林地の貸付け等	第九條の規定による収益の分配	第八條の規定による権利の処分の承認	第六條の規定による産物の採取の承認	第二條の規定による契約の締結	
中北林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	峡東林務環境事務所長	林務環境事務所長	林務環境事務所長	環境事務所長

治山 林道 課		一 森林法の 施行に關す る事務		九 山梨県立 武田の杜保 健休養林設 置及び管理 条例(昭和 五十四年山 梨県条例第 二二号)の施 行に關する 事務		設置及び管 理条例(昭 和五十年山 梨県条例第 一号)の施 行に關する 事務		2 第八条の規定による森林科学 館の開館時間の変更の承認		3 第十一条第一項の規定による 行為の許可及び変更の許可		中北林務 環境事務 所長																							
1 第二十五条の二第一項及び第 二項の規定による保安林の指定		2 第二十六条の二第一項及び第 二項の規定による保安林の指定 の解除		3 第三十一条(第四十四条にお いて準用する場合を含む。)の 規定による保安林予定森林にお ける制限		4 第三十三条の二第一項(第四 十四条において準用する場合を 含む。)の規定による指定施業 要件の変更		1 第七条第二項の規定による サービスセンター等の休館日の 変更の承認		2 第八条の規定によるサービ スセンター等の開館時間の変更の 承認		3 第九条第二項の規定による キャンプ場の利用日の変更の承 認		4 第十二条第二項の規定による 利用料金の額の承認		5 第十七条第一項の規定による 行為の許可及び変更の許可		中北林務 環境事務 所長		中北林務 環境事務 所長		中北林務 環境事務 所長		中北林務 環境事務 所長											
二 地すべり 等防止法 (昭和三十 三年法律第 三十号)の 施行に關す る事務		1 第十一条第一項の規定による 地すべり防止工事の承認		2 第十八条第一項の規定による 地すべり防止区域内の行為の許 可		3 第二十条第二項の規定による		5 第三十四条第一項及び第二項 (第四十四条において準用する 場合を含む。)の規定による保 安林における制限に係る許可		6 第三十四条の二第二項(第三 十四条の三第二項及び第四十四 条において準用する場合を含 む。)の規定による計画の変更 の命令		7 第三十五条の規定による損失 の補償		8 第三十六条第一項の規定によ る受益者の負担		9 第三十八条第一項の規定によ る伐採の中止及び造林に必要 な行為の命令		10 第三十八条第二項の規定によ る行為の中止及び復旧に必要な 行為の命令		11 第三十八条第三項の規定によ る造林に必要な行為の命令		12 第三十八条第四項の規定によ る植栽の命令		13 第三十九条第一項(第四十四 条において準用する場合を含 む。)の規定による標識の設置		14 第三十九条の二第一項の規定 による保安林台帳の調製		林務環境 事務所長		林務環境 事務所長		林務環境 事務所長		林務環境 事務所長	



注 所長名は、備考欄に記載する。													
14	第三十八条第二項の規定による延滞金の徴収の決定												事務所長
13	第三十六条第一項の規定による受益者への費用の負担の決定												
12	第三十五条第三項の規定による附帯工事の費用の負担の決定												
11	第三十四条第一項の規定による工事の原因者への費用の負担の決定												
10	第二十五条の規定による居住者に対する立ち退きの指示												林務環境事務所長
9	第二十三条第二項の規定による知事以外の地すべり防止施設の管理者に対する措置命令												林務環境事務所長
8	第二十三条第一項の規定による知事以外の地すべり防止施設の管理者に対する措置命令												林務環境事務所長
7	第二十一条第一項の規定による知事以外の地すべり防止施設の管理者に対する報告の徴収及び立入検査												林務環境事務所長
6	第二十一条第五項の規定による損失補償金額の負担の決定												
5	第二十一条第二項の規定による許可の取消し及び行為の中止命令その他の命令												林務環境事務所長
4	第二十一条第一項の規定による許可の取消し及び行為の中止命令その他の命令												林務環境事務所長
	国及び地方公共団体が行う地すべり防止区域内の行為の協議												事務所長

五 商工労働部

組織名		事務の種類	事項	専決区分	備考
商工総務課	一 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の施行に関する事務	1 第九条の七の五第二項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百五条の規定による火災共済契約の募集を行う組合員に対する報告の徴収及び立入検査 2 第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百六条の規定による火災共済契約の募集を行う組合員に対する業務改善命令 3 第四十八条（第五十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による招集の承認 4 第五十一条第二項の規定による定款の変更の認可 5 第五十七条の二の規定による火災共済協同組合の事業方法書、普通共済約款及び共済掛金算出方法書等の変更の認可 6 第二百五条第二項の規定による組合員等の請求により行う検査 7 第百五条の四第一項の規定による組合及び中央会に対する報告の徴収及び検査 8 第百六条第一項の規定による組合及び中央会に対する措置命令	長部 長課 長所	本庁 関機先出	

<p>二 鉱業法昭和二十五年法律第二百八十九号)の施行に関する事務</p>	<p>第二十四条の規定による鉱業権設定の協議</p>																										
<p>三 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)の施行に関する事務</p>	<p>1 第十二条第一項の規定による特定商工業者に対する負担金賦課の許可 2 第四十六条第二項の規定による定款変更の認可</p>																										
<p>四 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の施行に関する事務</p>	<p>1 第五条の七第二項の規定による協業組合の事業転換の認可 2 第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。)第四十八条の規定による協業組合の組合員による臨時総会の招集の承認 3 第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十一条第二項の規定による協業組合の定款変更の認可 4 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百五条の四第一項の規定による協業組合に対する報告の徴収及び検査 5 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百六条第一項の規定による協業組合に対する措置命令 6 第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十八条の規定による商工組合の組合員に</p>																										

<p>六 商工会法(昭和三十三年法律第百八十九号)の施行に関する事務</p>	<p>1 第四十二条第五項(第四十八条第五項及び第五十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による招集の承認 2 第四十四条第二項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による定款変更の認可 3 第五十四条第一項及び第二項(第五十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定による財産処分方法の認可</p>					
<p>七 商店街振興組合法(昭和三十三年法律第百四十一号)</p>	<p>1 第五十九条の規定による会員による総会の招集の承認 2 第六十二条第二項の規定による定款変更の認可</p>					
<p>五 工場立地法(昭和三十三年法律第二十四号)の施行に関する事務</p>	<p>1 第九条第一項及び第二項の規定による届出事項についての勧告 2 第十一条第二項の規定による実施制限期間の短縮の認定 10 第九十三条第一項の規定による商工組合に対する立入検査 9 第九十二条の規定による商工組合に対する報告の徴収 8 第六十七条の規定による商工組合に対する措置命令</p>					

号)の施行  
に  
関  
する  
事  
務

八 計量法(平成四年法律第五十一号)の施行に関する事務

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	4	3
第百二十七条第一項の規定による適正計量管理事業所の指定	第百十三条の規定による計量証明事業者の登録の取消し	第百十一条の規定による計量証明事業者への登録基準の適合命令	第百十条第二項の規定による計量証明事業者への登録基準の変更命令	第百七条の規定による計量証明事業の登録	第九十一条第二項の規定による指定製造事業者の指定のための検査	第六十七条の規定による特殊容器製造事業者の指定の取消し	第六十四条の規定による特殊容器製造事業者への指定基準の適合命令	第五十二条第四項の規定による販売事業者への勧告に係る措置命令	第四十八条の規定による修理事業者への改善命令	第十七条第一項の規定による特殊容器指定事業者の指定	第十五条第三項の規定による勧告に係る措置命令	第八十五条の規定による連合会への業務改善命令	第八十四条の規定による連合会に対する報告の徴収及び検査
計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長		計量検定 所長

商業  
振興  
金融  
課

三 小売商業	二 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の施行に関する事務	九 山梨県計量法関係手数料等に関する条例(平成十二年山梨県条例第十八号)の施行に関する事務	一 信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)の施行に関する事務	一 第十九条の規定による仮理事の選任	二 第三十三条の規定による業務方法書の変更の認可	三 第三十五条第一項の規定による協会に対する報告の徴収及び立入検査	二 第二条第一項第二号の規定によるやまなし産業支援機構の設備資金貸付け及び設備貸与の対象者に係る同意	1 第一条第一項の規定による購	15 第百三十二条の規定による適正計量管理事業所の指定の取消し	14 第百三十一条の規定による適正計量管理事業所の指定基準適合命令	13 第百二十七条第三項の規定による計量管理の方法についての検査	計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長	計量検定 所長
--------	--	---	------------------------------------	--------------------	--------------------------	-----------------------------------	--	-----------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	------------	------------	------------	------------	------------

<p>五 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）の施行に関する事務</p>	<p>四 小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則（昭和四十四年通商産業省令第七十四号）の施行に関する事務</p>	<p>調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の施行に関する事務</p>
<p>4 第四条第六項の規定による商店街整備等支援計画の認定</p> <p>3 第四条第三項の規定による共同店舗等整備計画の認定</p> <p>2 第四条第二項の規定による店舗集団化計画の認定</p> <p>1 第四条第一項の規定による商店街整備計画の認定</p>	<p>2 第二条の規定によるやまなし産業支援機構の業務方法書の変更の承認</p> <p>1 第一条の規定によるやまなし産業支援機構の事業計画書及び収支予算書の承認</p>	<p>買会事業における員外利用の禁止</p> <p>2 第二条第二項の規定による員外利用禁止等の措置命令</p> <p>3 第十六条の三第一項の規定による事業開始及び拡大時期の繰下げ並びに事業縮小の勧告</p> <p>4 第十六条の四第一項の規定による計画実施の一時停止の勧告</p> <p>5 第十六条の五第一項の規定による事業開始及び拡大時期の繰下げ並びに事業縮小の命令</p> <p>6 第十七条の規定による紛争解決のための勧告</p> <p>7 第十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>

<p>八 大規模小売店舗立地法（平成十</p>	<p>七 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の施行に関する事務</p>	<p>六 中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第百八十六号）の施行に関する事務</p>
<p>2 第八条第四項の規定による生</p> <p>1 第五条第三項の規定による大規模小売店舗の新設の縦覧</p>	<p>9 第四十二条第二項の規定による貸金業者に対する立入検査</p> <p>8 第四十二条第一項の規定による貸金業者に対する報告の徴収</p> <p>7 第三十八条第一項の規定による所在不明者の登録の取消し</p> <p>6 第三十七条第一項の規定による貸金業者の登録の取消し</p> <p>5 第三十六条の規定による貸金業者の業務停止命令</p> <p>4 第三十五条第一項の規定による貸金業協会に対する報告の徴収及び立入検査</p> <p>3 第二十七条第二項の規定による契約約款の内容となるべき事項の認可</p> <p>2 第三条第二項の規定による貸金業の登録の更新</p> <p>1 第三条第一項の規定による貸金業の登録</p>	<p>5 第十三条第一項の規定による事業協同組合等に対する報告の徴収</p> <p>1 第九条第一項の規定による認定計画の変更の認定</p> <p>2 第九条第二項の規定による認定計画の認定の取消し</p>

工業振興課		九 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務		年法律第九十一号）の施行に関する事務	
二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）の施行に関する事務		一 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の施行に関する事務		活環境保持のために必要な意見の申述	
3 第八条第二項の規定による指定法人の支援助業の改善に関する事務	2 第八条第二項の規定による指定法人の指定の取消しその他必要な措置	1 第七条第一項の規定による指定法人の指定	6 第二十一条の規定による認定総合効率化事業の実施状況についての報告の徴収	5 第七条第一項の規定による特定流通業務施設の計画の確認	4 第九条第七項の規定による報告に従わない場合の公表
			職等の承認	4 第五条第二項の規定による認定総合効率化計画の認定の取消し	3 第九条第一項の規定による生活環境保持のために必要な勧告
			第十七条第一項の規定による兼	3 第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定	2 第九条第七項の規定による勧告に従わない場合の公表
			事務局長	2 第四条第五項の規定による主務大臣への意見の申述	1 第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定
			宝石美術 専門学校 事務局長	1 第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定	

六 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進		五 山梨県工業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の施行に関する事務		四 山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例（昭和五十五年山梨県条例第二十五号）の施行に関する事務		三 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第七号）の施行に関する事務		二 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第七号）の施行に関する事務		一 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第七号）の施行に関する事務	
2 第五条第一項（第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定事業活動に関する計画の変更の承認		1 第四条第一項の規定による特定事業活動に関する計画の承認		免 第六条の規定による授業料の減免		3 第四条の二第三項の規定による振興計画の認定の取消し		2 第四条の二第一項の規定による振興計画の変更の認定		1 第四条第一項の規定による振興計画の認定	
			料等の減免								
			工業技術 センター 所長								

七 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）の施行に関する事務											
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
第二十六条第二項の規定による進出円滑化計画の承認の取消し	第二十六条第一項の規定による進出円滑化計画の変更の承認	第二十五条第一項の規定による進出円滑化計画の承認	第二十四条第二項の規定による進出計画の承認の取消し	第二十四条第一項の規定による進出計画の変更の承認	第二十三条第一項の規定による進出計画の承認	第十条第二項の規定による高度化等円滑化計画の承認の取消し	第十条第一項の規定による高度化等円滑化計画の変更の承認	第九条第一項の規定による高度化等円滑化計画の承認	第八条第二項の規定による高度化等計画の承認の取消し	第八条第一項の規定による高度化等計画の変更の承認	第七条第一項の規定による高度化等計画の承認

八 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の施行に関する事務												
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
第二十七条第二項の規定による中核的支援機関の支援事業の改善に関する命令	第二十七条第二項の規定による中核的支援機関の認定の取消しその他必要な措置	第二十六条第四項及び第六項の規定による公表	第二十六条第二項の規定による大臣との協議	第二十六条第一項の規定による中核的支援機関の認定	第二十五条第七項の規定による事業環境整備構想の変更及び廃止	第二十五条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による事業環境整備構想の公表	第二十五条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による助言の要請	第二十五条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村との協議	第二十五条第一項の規定による事業環境整備構想の作成	第十条第二項の規定による経営革新計画の承認の取消し	第十条第一項の規定による経営革新計画の変更の承認	第九条第一項の規定による経営革新計画の承認

労働課 雇用		二 中小企業			九 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の施行に関する事務								
一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の施行に関する事務		1 第四条第三項の規定による改			1 附則第五条第一項の規定による旧認定研究開発等事業計画の変更の認定	2 附則第五条第一項の規定による旧認定研究開発等事業計画の認定の取消し	3 第二十三条第二項の規定による経営資源活用新事業計画の認定取消し	2 第二十三条第一項の規定による経営資源活用新事業計画の変更の認定	1 第二十二条第一項の規定による経営資源活用新事業計画の認定	17 第三十五条の規定による報告の徴収	16 第三十四条第三項の規定による指導及び助言	15 第三十四条第一項の規定による調査	14 第二十七条第三項の規定による公表
四十五 第四十五条において準用する第四十三条の規定によるシルバ―人材センター連合に対する監督命令													

四 労働時間			三 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成十四年法律第六十三号)の施行に関する事務			における労働力の確保及び良好な雇用のための創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の施行に関する事務								
一 労働時間の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)の施行に関する事務			1 第八条第一項の規定による労働時間等設定改善実施計画の承認	2 第九条第一項の規定による労働時間等設定改善実施計画の変更の承認	3 第九条第二項の規定による労働時間等設定改善実施計画の変更の指示及び承認の取消し	4 第十条第一項及び第四項の規定による公正取引委員会に対する意見の申述	5 第十一条第二項の規定による事業主等に対する協力の要請	3 第九条第三項の規定による改善計画の変更の認定	2 第五条第二項の規定による改善計画の認定の取消し	1 第八条第三項の規定による改善計画の認定	2 第九条第二項の規定による改善計画の認定の取消し	3 第五条第三項の規定による改善計画の変更の認定	2 第五条第二項の規定による改善計画の認定	1 第八条第三項の規定による改善計画の認定

職業能力開発課		職業能力開発課	
一 山梨県職 場適応訓練 委託規則 (昭和三十 八年山梨県 規則第五十 三号)の施 行に関する 事務		二 山梨県職 業訓練手当 支給規則 (昭和三十 八年山梨県 規則第五十 四号)の施 行に関する 事務	
7 第十二条第二項の規定による承認の取消し	6 第十二条第一項の規定による報告の徴収	1 第七条第二項の規定による受給資格の認定(2及び3に掲げるものを除く。)	1 第七条第二項の規定による受給資格の認定(就業支援センターに係るものに限る。)
1 第六条第一項の規定による委託契約の締結	2 第十一条の規定による委託契約の変更及び解除	2 第七条第二項の規定による受給資格の認定(高等技術専門学校に係るものに限る。)	2 第七条第二項の規定による受給資格の認定(高等技術専門学校に係るものに限る。)
1 第六条第一項の規定による委託契約の締結	2 第十一条の規定による委託契約の変更及び解除	3 第七条第二項の規定による受給資格の認定(就業支援センターに係るものに限る。)	3 第七条第二項の規定による受給資格の認定(就業支援センターに係るものに限る。)
1 第六条第一項の規定による委託契約の締結	2 第十一条の規定による委託契約の変更及び解除	4 第七条第五項の規定による受給資格の認定の改訂(5及び6に掲げるものを除く。)	4 第七条第五項の規定による受給資格の認定の改訂(5及び6に掲げるものを除く。)
1 第六条第一項の規定による委託契約の締結	2 第十一条の規定による委託契約の変更及び解除	5 第七条第五項の規定による受給資格の認定の改訂(高等技術専門学校に係るものに限る。)	5 第七条第五項の規定による受給資格の認定の改訂(高等技術専門学校に係るものに限る。)
1 第六条第一項の規定による委託契約の締結	2 第十一条の規定による委託契約の変更及び解除	6 第七条第五項の規定による受給資格の認定の改訂(就業支援センターに係るものに限る。)	6 第七条第五項の規定による受給資格の認定の改訂(就業支援センターに係るものに限る。)
1 第六条第一項の規定による委託契約の締結	2 第十一条の規定による委託契約の変更及び解除	1 第六条の規定による職業訓練の実施に係る勧告	1 第六条の規定による職業訓練の実施に係る勧告
1 第六条第一項の規定による委託契約の締結	2 第十一条の規定による委託契約の変更及び解除	2 第二十四条第一項の規定による職業訓練の認定(産業技術短期大学)	2 第二十四条第一項の規定による職業訓練の認定(産業技術短期大学)

の施行に関する事務		の施行に関する事務	
13 第三十九条第一項の規定による職業訓練法人の定款及び寄附行為の変更の認可	12 第三十六条の規定による職業訓練法人の設立の認可	11 第三十条第五項の規定による職業訓練指導員試験の免除	10 第三十条第一項の規定による職業訓練指導員試験の実施
13 第三十九条第一項の規定による職業訓練法人の定款及び寄附行為の変更の認可	12 第三十六条の規定による職業訓練法人の設立の認可	9 第二十九条の規定による指導員免許の取消し	8 第二十八条第三項の規定による指導員免許証の交付
13 第三十九条第一項の規定による職業訓練法人の定款及び寄附行為の変更の認可	12 第三十六条の規定による職業訓練法人の設立の認可	7 第二十七条の二第二項の規定による指導員訓練の認定の取消し	6 第二十七条の二第二項の規定による指導員訓練の認定(5に掲げるものを除く。)
13 第三十九条第一項の規定による職業訓練法人の定款及び寄附行為の変更の認可	12 第三十六条の規定による職業訓練法人の設立の認可	6 第二十七条の二第二項の規定による指導員訓練の認定(5に掲げるものを除く。)	5 第二十七条の二第二項の規定による指導員訓練の認定(産業技術短期大学に係るものに限る。)
13 第三十九条第一項の規定による職業訓練法人の定款及び寄附行為の変更の認可	12 第三十六条の規定による職業訓練法人の設立の認可	5 第二十七条の二第二項の規定による指導員訓練の認定(産業技術短期大学に係るものに限る。)	4 第二十四条第三項の規定による職業訓練の認定の取消し
13 第三十九条第一項の規定による職業訓練法人の定款及び寄附行為の変更の認可	12 第三十六条の規定による職業訓練法人の設立の認可	4 第二十四条第三項の規定による職業訓練の認定の取消し	3 第二十四条第一項の規定による職業訓練の認定(2に掲げるものを除く。)
13 第三十九条第一項の規定による職業訓練法人の定款及び寄附行為の変更の認可	12 第三十六条の規定による職業訓練法人の設立の認可	3 第二十四条第一項の規定による職業訓練の認定(2に掲げるものを除く。)	2 第二十四条第一項の規定による職業訓練の認定(2に掲げるものを除く。)
13 第三十九条第一項の規定による職業訓練法人の定款及び寄附行為の変更の認可	12 第三十六条の規定による職業訓練法人の設立の認可	2 第二十四条第一項の規定による職業訓練の認定(2に掲げるものを除く。)	1 第二十四条第一項の規定による職業訓練の認定(2に掲げるものを除く。)
13 第三十九条第一項の規定による職業訓練法人の定款及び寄附行為の変更の認可	12 第三十六条の規定による職業訓練法人の設立の認可	1 第二十四条第一項の規定による職業訓練の認定(2に掲げるものを除く。)	1 第二十四条第一項の規定による職業訓練の認定(2に掲げるものを除く。)



14	第四十条第二項の規定による職業訓練法人の解散の認可			
15	第四十一条第二項及び第三項の規定による職業訓練法人の残余財産の帰属の認可			
16	第四十二条の規定による職業訓練法人の設立の認可の取消し			
17	第四十三条において準用する民法第四十条の規定による職業訓練法人の寄附行為の補完			
18	第四十三条において準用する民法第五十六条の規定による職業訓練法人の仮理事の選任			
19	第九十条第一項において準用する第六十二条第二項の規定による職業能力開発協会の定款変更の認可			
20	第九十条第一項において準用する第六十四条第二項の規定による職業能力開発協会の役員を選任の認可			
21	第九十条第一項において準用する第七十一条の規定による職業能力開発協会の清算人の選任			
22	第九十条第一項において準用する第七十二条第一項の規定による職業能力開発協会の財産処分の認可			
23	第九十条第一項において準用する第七十四条第一項の規定による職業能力開発協会に対する報告の徴収及び立入検査			
24	第九十条第一項において準用する第七十五条の規定による職業能力開発協会に対する勸告			

五 山梨県立 職業能力開 発校設置及 使用料の減免	四 職業能力 開発促進法 施行規則 (昭和四十 四年労働省 令第二十四 号)の施行 に関する事 務	25	第九十条第一項において準用する民法第五十六条の規定による仮理事の選任		産業技術 短期大学 校事務局 長
		26	第九十八条の規定による認定職業訓練を実施する事業主からの報告の徴収(産業技術短期大学校に係るものに限る。)		産業技術 短期大学 校事務局 長
		27	第九十八条の規定による認定職業訓練を実施する事業主からの報告の徴収(26に掲げるものを除く。)		高等技術 専門学校 長
		1	第三十五条第一項の規定による職業訓練施設の設置の承認(産業技術短期大学校に係るものに限る。)		産業技術 短期大学 校事務局 長
		2	第三十五条第一項の規定による職業訓練施設の設置の承認(1に掲げるものを除く。)		高等技術 専門学校 長
		3	第四十二条第二項の規定による免許証の再交付		
		4	第四十八条の規定による職業訓練指導員試験の合格証書の交付		産業技術 短期大学 校事務局 長
		5	第六十八条の二の規定による合格証書の交付		
		6	第六十九条第二項の規定による合格証書の再交付		
		7	第七十一条第一項の規定による試験の停止及び合格決定の取消し		

び管理条例 (昭和四十 七年山梨県 条例第七 号)の施行 に関する事 務		支援セン ター所長
六 山梨県立 産業技術短 期大学校設 置及び管理 条例(平成 十年山梨県 条例第二十 七号)の施 行に関する 事務	第十二条の規定による授業料、 受講料及び使用料の減免	産業技術 短期大学 校事務局 長

注 所長名は、備考欄に記載する。  
 六 観光部

組織名	事務の種類	事項	専決区分	備考
観光 企画 課 旅行業法 (昭和二十七 年法律第二百 三十九号)の 施行に関する 事務	1 第五条第一項の規定による旅 行業(第二種旅行業務及び第三 種旅行業務に係るものに限る。 以下この号において同じ。)及 び旅行代理業の登録 2 第六条第一項の規定による旅 行業及び旅行代理業の登録の拒 否 3 第六条の三第一項の規定によ る旅行業の更新の登録 4 第六条の四第一項の規定によ	長部 長課 長所	本庁 関機先出	

観光 振興 課	通訳案内士 法(昭和二十 四年法律第二 百十号)の施 行に関する事 務	9 第三十三条第一項の規定によ る業務の禁止等の処分 8 第二十六条の規定による通訳 案内士の登録の抹消 7 第二十五条第一項第三号及び 第四号の規定による通訳案内士 の登録の抹消 6 第二十五条第一項第一号及び 第二号の規定による通訳案内士 の登録の抹消 5 第二十四条の規定による通訳 案内士登録証の再交付 4 第二十三条第二項の規定によ る通訳案内士登録証の訂正 3 第二十二條の規定による通訳 案内士登録証の交付 2 第二十一条第一項の規定によ る通訳案内士の登録の拒否 1 第十八条の規定による通訳案 内士の登録 9 第二十条第一項の規定による 旅行業の登録の抹消 8 第十九条第二項の規定による 旅行業の登録の取消し 7 第十九条第一項の規定による 旅行業の業務停止命令及び登録 の取消し 6 第十八条の三の規定による旅 行業の業務改善命令 5 第十二条の二第一項の規定に よる旅行業の旅行業約款の認可 及び変更の認可 8 第十二条の二第一項の規定に よる旅行業の変更の登録
---------------	--	--

		観光資源課	
三 やまなしの歴史文化公園に関する事務	二 山梨県モーターボート業適正化条例施行規則（昭和五十三年山梨県規則第二号）の施行に関する事務	一 山梨県モーターボート業適正化条例（昭和五十二年山梨県条例第二十九号）の施行に関する事務	10 第三十四条の規定による通訳案内士に対する報告の徴収
1 第五条第二項及び第四項の規定による歴史文化公園の指定、変更及び解除に係る関係市町村	第五條第三項の規定による監視員の解任及び解囑	1 第六条第一項の規定によるモーターボート業者の登録	1 第六條第一項の規定によるモーターボート業者の登録の拒否
		2 第七条第一項の規定によるモーターボート業者の登録の拒否	
		3 第十一条第一項の規定による業務従事者の身分証明書及び胸章の交付	
		4 第十二条第一項の規定による勧告及び業務停止命令	
		5 第十二条第二項の規定による登録の取消し	
		6 第十四条第二項の規定による監視員の任命及び委嘱	
		7 第十五条第一項の規定によるモーターボート業を営む者に対する報告の徴収及び立入検査	
		8 第十六条の規定による条例又はこれに基づく処分に違反した者の公表	

		四 山梨県景観条例（平成二年山梨県条例第二十四号）の施行に関する事務	
		る条例（昭和五十九年山梨県条例第六号）の施行に関する事務	
6 第十四条第二項の規定による	5 第十四条第一項の規定による景観形成地域内における行為の届出に係る指導及び助言	3 第九條第五項（同条第九項、第十條第三項及び第十一條第四項）において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出	長等の意見の聴取
		4 第九條第六項（同条第九項、第十條第三項及び第十一條第四項）において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催	2 第六條第一項の規定による関係市町村長との協議及び保全活用計画の決定
		3 第六條第二項の規定による保全活用計画の告示	3 第六條第二項の規定による保全活用計画の告示
		4 第七條の規定による歴史文化公園に関する標識等の設置	4 第七條の規定による歴史文化公園に関する標識等の設置
		5 第八條の規定による歴史文化公園の保全と活用を確保するための協定の締結	5 第八條の規定による歴史文化公園の保全と活用を確保するための協定の締結
		1 第七條第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県景観審議会の意見の聴取	1 第七條第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県景観審議会の意見の聴取
		2 第九條第三項（同条第九項、第十條第三項、第十一條第四項、第十五條第四項及び第十九條第四項）において準用する場合を含む。）の規定による山梨県景観審議会等の意見の聴取	2 第九條第三項（同条第九項、第十條第三項、第十一條第四項、第十五條第四項及び第十九條第四項）において準用する場合を含む。）の規定による山梨県景観審議会等の意見の聴取

				事務所長 林務環境 事務所長		
景観形成地域内における建築物等に係る指導及び助言						
7 第十七条の規定による大規模行為（物品の集積又は貯蔵に限る。）の届出に係る指導及び助言						
8 第十九条第三項の規定による国等の公共事業の実施等に関する協力の要請						
9 第二十条第一項の規定による景観形成住民協定の認定						
10 第二十条第三項の規定による景観形成住民協定の公表						

注 所長名は、備考欄に記載する。  
七 農政部

農政 総務 課				組織 名					
一 農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）の施行に関する事務				事務の種類					
				事項					
1 第六条の規定による農業倉庫業者の認可							専決区分		備考
2 第十三条の規定による農業倉庫業者の業務規程の変更の認可							本庁		
3 第十五条の規定による農業倉庫業者に対する寄託の引受け、受寄物の検査等に係る命令							長部		
4 第十六条の規定による農業倉庫業者に対する報告の徴収、検査並びに監督上必要な命令及び処分							長課		
5 第十七条の規定による農業倉庫業者の業務規程の変更の認可							長所		
							関機先出		

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百一十二号）の施行に関する事務									
1 第十条第十八項の規定による国債等及び特定社債等の募集の取扱事業の認可							10 第二十六条第一項の規定による連合農業倉庫業者の事業の停止命令及び認可の取消し		
2 第十条第十九項の規定による金融等デリバティブ取引及び有価証券店頭デリバティブ取引並びにこれらの取引の媒介、取次及び代理の事業の認可							9 第二十六条第一項の規定による連合農業倉庫業者の業務及び財産の検査並びに監督上必要な命令		
3 第十条第二十一項の規定による事業の認可							8 第二十六条第一項の規定による連合農業倉庫業者の寄託の引受け及び受寄物の検査に係る命令		
4 第十条第二十二項の規定による信託業務に係る事業の認可							7 第二十六条第一項の規定による連合農業倉庫業者の業務規程の変更の認可		
5 第十条第二十三項の規定による地方債等の募集及び管理の受託並びに担保付社債に関する信託事業に係る認可							6 第二十六条第一項の規定による連合農業倉庫業者の認可		

6	第十一条第一項及び第三項の規定による信用事業規程の承認			
7	第十一条の四第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定による信用供与等限度額に係る承認			
8	第十一条の七第一項及び第三項の規定による共済規程の承認			
9	第十一条の二十三第一項及び第三項の規定による信託規程の承認			
10	第十一条の二十六の規定による知事の権限に属すること			
11	第十一条の二十九第一項及び第三項の規定による宅地等供給事業実施規程の承認			
12	第十一条の三十二第一項の規定による農業経営規程の承認			
13	第十一条の四十六第二項ただし書の規定による議決権の保有の制限に係る承認			
14	第四十条第一項の規定による仮理事の選任並びに役員を選挙及び役員を選任するための総会の招集			
15	第四十四条第二項の規定による組合の定款の変更の認可			
16	第五十条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可			
17	第六十三条第二項の規定による組合の登記未了による設立の認可の取消し			

18	第六十四条第二項の規定による組合の解散の議決の認可			
19	第七十一条第二項の規定による組合の清算人の選任			
20	第七十三条の二十七第一項の規定による県農業協同組合中央会の監査に係る意見の申述			
21	第九十三条第一項の規定による組合及び農事組合法人からの報告及び資料の徴収			
22	第九十三条第二項の規定による組合の子会社からの報告及び資料の徴収			
23	第九十四条第一項の規定による組合員の請求に基づく組合の業務及び会計の状況の検査			
24	第九十四条第二項の規定による法令等に違反する疑いがあると認める組合及び農事組合法人の業務及び会計の状況の検査			
25	第九十四条第三項の規定による信用事業及び共済事業を行う組合の健全な運営に必要な業務及び会計の状況の検査			
26	第九十四条第四項の規定による信用事業及び共済事業を行う組合の常例検査			
27	第九十四条の二第一項の規定による信用事業を行う組合の経営改善計画の提出の要求及び同計画の変更の命令			
28	第九十四条の二第二項の規定による信用事業を行う組合に対する監督上必要な命令			

三 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の施行に関する事務											
29	第九十四条の二第三項の規定による共済事業を行う組合に対する監督上必要な命令										
30	第九十五条第一項の規定による組合及び農事組合法人の法令等の違反に対する措置の命令										
31	第九十五条第二項の規定による組合及び農事組合法人の業務停止及び役員の変更に関する命令										
32	第九十五条第三項の規定による信用事業規程等の承認の取消し										
33	第九十五条の二の規定による組合及び農事組合法人の解散の命令										
34	第九十六条第一項の規定による組合の総会の決議並びに選挙及び当選の取消し										
35	第九十七条の規定による組合施設の専属利用契約の取消し										
1	第二十四条第一項の規定による組合の設立の認可										
2	第二十四条第二項の規定による組合設立に関する報告の徴収										
3	第四十二条において準用する民法第五十六条の規定による組合の仮理事の選任										
4	第四十三条第二項の規定による組合の定款の変更の認可										
5	第四十六条第二項の規定による組合の解散の認可										
6	第四十八条第二項の規定による組合の合併の認可										
7	第八十五条の三第一項の規定による市町村の共済事業の実施の認可										
8	第八十五条の六第一項の規定による市町村の共済事業実施区域の拡張の認可										
9	第八十五条の九第一項の規定による市町村の共済事業の全部廃止の認可										
10	第八十五条の十第一項の規定による市町村の共済事業に関する条例の変更の認可										
11	第八十七条の二第四項の規定による農作物共済に係る共済掛金等の滞納処分等の認可										
12	第四十条の三第二項の規定による共済関係を成立させないことを相当とする事由の存する旨の認定										
13	第七十条第四項の規定による農作物危険段階基準共済掛金率の設定の認可										
14	第七十条の七第五項の規定による果樹共済の収穫危険段階基準共済掛金率の設定の認可										
15	第七十条の七第九項の規定による果樹共済の樹体危険段階基準共済掛金率の設定の認可										
16	第七十条の十五第六項の規定による畑作物危険段階基準共済掛金率の設定の認可										
17	第七十条の二十三第三項の規定による園芸施設危険段階基準共済掛金率の設定の認可										
18	第四十二条の二の規定による										

<p>四 農業災害補償法施行令(昭和二十二年政令第二百九十九号)の施行に関する事務</p>	<p>1 第二条の四第一項の規定による組合の事務費に係る賦課金の額及び賦課方法の承認</p>	<p>2 第二条の四第二項の規定による共済事業を行う市町村の事務費に係る賦課金の額及び賦課方法に関する報告の徴収</p>	<p>26 第四百二十二条の七の規定による組合の総会及び総代会の決議並びに役員及び総代の選挙及び当選の取消し</p>	<p>25 第四百二十二条の六第三項の規定による農業共済団体の解散の命令</p>	<p>24 第四百二十二条の六第二項の規定による農業共済団体の役員解任</p>	<p>23 第四百二十二条の六第一項の規定による農業共済団体の役員全部又は一部の改選の命令</p>	<p>22 第四百二十二条の五第二項の規定による農業共済団体に対する監督上必要な措置の命令</p>	<p>21 第四百二十二条の五第一項の規定による農業共済団体の法令等の違反に対する措置の命令</p>	<p>20 第四百二十二条の四の規定による組合員の請求に基づく農業共済団体の業務及び会計の状況の検査</p>	<p>19 第四百二十二条の三の規定による組合等の業務及び会計の状況の常例検査</p>	<p>る組合等の業務及び会計に関する必要な報告の徴収並びに業務及び会計の状況の検査</p>
<p>七 農業協同組合法施行令(昭和二十七年政令第二百七十一号)の施行に関する事務</p>	<p>6 第九条第三項の規定による合併推進法人の指定の取消し</p>	<p>5 第九条第二項の規定による合併推進法人の業務の改善命令</p>	<p>4 第九条第一項の規定による合併推進法人の業務に関する必要な報告の徴収</p>	<p>3 第八条第一項の規定による合併推進法人の事業計画及び収支予算の認可並びに事業計画及び収支予算の変更の認可</p>	<p>2 第六条第一項の規定による合併推進法人の指定</p>	<p>1 第二条第一項の規定による合併経営計画の認定</p>	<p>4 第五十四条の規定による農業会議に対する必要な措置の命令</p>	<p>3 第五十三条の規定による農業会議に対する検査及び命令</p>	<p>2 第四十五条第二項の規定による農業会議の会則の変更の認可</p>	<p>1 第十四条第二項の規定による委員解任請求の通告</p>	<p>3 第二条の四第四項の規定による組合等の保険金に係る賦課金の額及び賦課方法に関する報告の徴収</p>
<p>五 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の施行に関する事務</p>	<p>六 農業協同組合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の施行に関する事務</p>	<p>七 農業協同組合法施行令(昭和二十七年政令第二百七十一号)の施行に関する事務</p>	<p>七 農業協同組合法施行令(昭和二十七年政令第二百七十一号)の施行に関する事務</p>	<p>七 農業協同組合法施行令(昭和二十七年政令第二百七十一号)の施行に関する事務</p>	<p>七 農業協同組合法施行令(昭和二十七年政令第二百七十一号)の施行に関する事務</p>	<p>七 農業協同組合法施行令(昭和二十七年政令第二百七十一号)の施行に関する事務</p>	<p>七 農業協同組合法施行令(昭和二十七年政令第二百七十一号)の施行に関する事務</p>	<p>七 農業協同組合法施行令(昭和二十七年政令第二百七十一号)の施行に関する事務</p>	<p>七 農業協同組合法施行令(昭和二十七年政令第二百七十一号)の施行に関する事務</p>	<p>七 農業協同組合法施行令(昭和二十七年政令第二百七十一号)の施行に関する事務</p>	<p>七 農業協同組合法施行令(昭和二十七年政令第二百七十一号)の施行に関する事務</p>
<p>農務事務</p>	<p>農務事務</p>	<p>農務事務</p>	<p>農務事務</p>	<p>農務事務</p>	<p>農務事務</p>	<p>農務事務</p>	<p>農務事務</p>	<p>農務事務</p>	<p>農務事務</p>	<p>農務事務</p>	<p>農務事務</p>

八 農住組合法（昭和十五年法律第八十六号）の施行に関する事務

1	第九条第一項の規定による交換分画の認可			
2	第十一条の規定による交換分画の公告後の土地の形質変更の認可			
3	第四十八条第二項の規定による定款及び事業基本方針の変更の認可			
4	第六十七条第一項の規定による農住組合の設立の認可			
5	第七十一条第二項の規定による農住組合の解散決議の認可			
6	第七十二条第二項の規定による農住組合の合併の認可			
7	第八十一条の規定による業務及び財産状況の報告の徴収			
8	第八十二条第一項の規定による組合員の請求に基づく組合の検査			
9	第八十二条第二項の規定による監督上必要な組合の検査			
10	第八十三条第一項の規定による法令等の違反に対する措置命令			
11	第八十三条第二項の規定による措置命令に従わない農住組合の業務の停止命令及び役員の変更命令			
12	第八十四条第一項の規定による農住組合の解散命令			
13	第八十五条第一項の規定による組合員の請求に基づく総会の招集手続及び議決並びに選挙及び当選の取消し			

農村振興課

九 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の施行に関する事務		1 第五十三条第四項の規定による組合等の業務報告書等の提出期限の延期の承認	2 第五十六条第二項の規定による組合等の信用事業及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の時期の延期の承認	14 第八十五条第二項の規定による組合員の請求に基づく創立総会の招集手続及び議決並びに選挙及び当選の取消し	15 第九十二条の規定による事業の促進を図るための助言及び指導
1	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の施行に関する事務	1 第四条第一項の規定による農地の転用の許可（2に掲げるものを除く。）	2 第四条第一項の規定による農地の転用の許可（許可に係る農地の面積が二ヘクタール以下のものに限り。）	2 第十九条第二項の規定による地籍調査の成果の認証	3 第五条第一項の規定による農地等の転用のための権利の設定及び移転の許可（4に掲げるものを除く。）
					農務事務 所長



4	第五条第一項の規定による農地等の転用のための権利の設定及び移転の許可（許可に係る農地等の面積が二ヘクタール以下のものに限り。）					農務事務所 所長
5	第四条第三項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による農業会議の意見の聴取					
6	第七条第一項の規定による指定					
7	第十一条第一項の規定による買収令書の交付					
8	第十一条第二項の規定による公示					
9	第二十条第一項の規定による農地等の賃貸借の解除及び解約の許可（許可に係る農地等が二以上の農務事務所所管区域に係るものに限る。）					
10	第二十条第一項の規定による農地等の賃貸借の解除及び解約の許可（9に掲げるものを除く。）					農務事務所 所長
11	第二十条第三項の規定による農業会議の意見の聴取					
12	第三十九条第一項の規定による売渡通知書の交付					
13	第四十三条の二第一項の規定による和解の仲介（紛争に係る農地等が二以上の農務事務所所管区域に係るものに限る。）					
14	第四十三条の二第一項の規定による和解の仲介（13に掲げるものを除く。）					農務事務所 所長

15	第五十条第一項の規定による買収令書の交付					
16	第五十条第二項の規定による公示					
17	第五十五条第二項の規定による不物件の収去令状の交付					
18	第六十四条の規定による売渡予約書の交付					
19	第六十七条第一項の規定による売渡通知書の交付					
20	第六十八条第一項の規定による国有財産の貸付け					
21	第七十三条第一項の規定による農地等の権利の設定及び移転の許可					
22	第七十四条の二第三項の規定による道路等の譲与通知書の交付					
23	第七十五条の二第一項の規定による草地利用権の設定に関する承認					
24	第七十五条の二第二項（第七十五条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査					
25	第七十五条の二第四項（第七十五条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による農業会議等の意見の聴取					
26	第七十五条の二第五項（第七十五条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示					
27	第七十五条の七第一項の規定					



		果樹 食品 流通 課			
三 山梨県卸	七 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の施行に関する事務	一 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の施行に関する事務		二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の施行に関する事務	
		1 第四条の規定による果樹園経営計画の認定	2 第八条の規定による生産者等に対する報告書の徴収	1 第五十五条の規定による地方卸売市場の開設の許可	2 第五十八条第一項の規定による卸売業務の許可
1 第五条の規定による地方卸売	6 第六十六条第一項の規定による地方卸売市場の開設者及び卸売業者に対する報告の徴収及び立入検査	5 第六十五条第一項の規定による地方卸売市場の開設の許可の取消し	4 第六十四条第一項の規定による業務規程の変更の承認	3 第六十条の規定による地方卸売市場の廃止の許可	
					農務事務 所長

		畜産 課			
一 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）の施行に関する事務	四 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の施行に関する事務	七 卸売市場の開設者及び卸売業者に対する報告の徴収		七 卸売市場の開設者及び卸売業者の営業の譲渡しの認可	
		1 第三条第一項の規定による経営改善措置に関する計画の承認	2 第三条第二項の規定による事業提携に関する計画の承認	3 第四条第一項の規定による経営改善措置に関する計画の変更の承認	4 第四条第二項の規定による計画の承認の取消し
					家畜保健衛生所長

四 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第九号)の施行に関する	事務	1 第三条第一項の規定による家畜の免許	2 第三条第二項第一号の規定による講習機関の指定	3 第四条の二第一項の規定による講習会の開催	4 第五条の規定による免許の登録	5 第六条第二項の規定による免許証の交付	6 第七条第一項の規定による家畜商の免許の取消し	7 第七条第二項の規定による免許の取消し及び事業停止命令	8 第十一条の三第一項の規定による家畜商に対する立入検査	1 第三条第七項の規定による牧野管理規程についての助言及び勧告	2 第六条第一項の規定による牧野の立入検査	3 第六条第二項の規定による牧野に係る必要な措置の指示	4 第九条第一項の規定による牧野の改良及び保全の指示	5 第十条第二項の規定による牧野の改良及び保全の指示の変更	1 第四条第一項第二号の規定による臨時種畜検査の実施	2 第七条第一項の規定による種畜証明書の効力の取消し及び停止		

七 飼料の安全性の確保	事務	六 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の施行に関する事務	五 家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)の施行に関する事務	1 第二十九条第一項の規定による家畜人工授精師の免許証の書換え交付	2 第二十九条第二項の規定による家畜人工授精師の免許証の再交付	1 第四条の二第五項の規定による特定疾病の検査命令	2 第五条第一項の規定による監視伝染病の検査命令	3 第六条第一項の規定による注射、薬浴及び投薬の実施命令	4 第十七条第一項の規定による患畜等の殺処分命令	5 第二十条第一項の規定による病性鑑定のための処分	6 第五十八条第四項の規定による評価人の選定	1 第二十四条第一項の規定による飼料の廃棄、回収等の措置命令	3 第十六条第一項の規定による家畜人工授精師の免許の交付	4 第十九条第一項の規定による家畜人工授精師の免許の取消し	5 第十九条第二項の規定による家畜人工授精師の業務の取消し	6 第二十四条の規定による家畜人工授精所の開設の許可	7 第二十六条第二項の規定による家畜人工授精所開設の許可の取消し及び停止命令					

九 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）の施行に関する事務					八 家畜商法施行令（昭和二十八年政令第百五十二号）の施行に関する事務					及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の施行に関する事務				
4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	令	
第十二条第一項の規定による集約酪農地域における酪農事業	第十条第一項の規定による集約酪農地域における酪農事業施設の新規設置の承認	第五条の規定による集約酪農地域の区域及び計画の変更	第二条の四第三項の規定による市町村酪農及び肉用牛生産近代化計画の認定	第六条の規定による免許証の再交付	第五条の規定による免許証の書換え交付	第四条の三の規定による従業者の変更等の場合の免許証の交付	第三条第三項の規定による登録の変更	第一条の四第一項の規定による講習の免除	第五十六条第七項の規定による収去した飼料等の試験の結果の概要の公表	第五十六条第二項の規定による販売業者に対する立入検査及び飼料等の収去	第三十三条第一項の規定による製造業者及び販売業者に対する表示事項及び遵守事項に係る指示	第二十七条第一項の規定による規格設定飼料の検定		

十一 家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）の施行に関する事務											十 養ほう振興法（昭和三十年法律第百八十一号）の施行に関する事務		施設の変更の承認	
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	5			
第二十三条の規定による市場	第二十二条第一項の規定による市場再編整備計画の変更の承認	第二十条第二項の規定による再編整備に係る勧告	第十九条第一項の規定による市場再編整備地域の指定	第十八条の二の規定による家畜取引業者の業務停止命令	第十八条第二項の規定による家畜市場の登録の取消し及び開場停止	第十八条第一項の規定による家畜市場の登録の取消し	第十五条の規定によるせり売り及び入札以外での家畜売買の許可	第九条第二項の規定による家畜市場登録証の再交付	第九条第一項の規定による家畜市場登録証の書換え交付	第三条の規定による家畜市場の登録	第十九条第三項の規定による生乳取引契約に係る改善勧告	第四条第一項の規定による転飼の許可		

<p>十三 養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）の施行に関する事務</p>						<p>十二 山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）の施行に関する事務</p>								
<p>1 第五条第一項の規定による標準鶏の認定</p>						<p>1 第三条第一項の規定による移入の制限</p>			<p>再編整備地域の指定解除</p>					
<p>2 第七条第一項の規定によるふ化業者の登録</p>						<p>2 第四条第一項の規定による移動の制限</p>			<p>12 第二十六条第一項の規定による市場再編整備地域内への移動許可</p>					
<p>3 第八条第一項の規定による登録ふ化業者の要件適合の確認</p>						<p>3 第五条第一項の規定による移出の制限</p>			<p>13 第二十七条の二第一項の規定による市場外取引の許可</p>					
<p>4 第十条第一項の規定によるふ化業者登録の取消し</p>									<p>14 第二十九条第一項の規定による家畜市場開設者に対する報告の徴収</p>					
<p>5 第十四条の規定による法定義務履行のための措置命令</p>									<p>15 第二十九条第二項の規定による家畜市場開設者に対する立入検査</p>					
<p>6 第十六条第一項の規定による登録ふ化業者に対する報告の徴収及び立入検査</p>														

<p>十六 山梨県種畜検査保護条例（昭和三十六年山梨県条例第三十一号）の施行に関する事務</p>					<p>十五 養鶏振興法施行規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の施行に関する事務</p>					<p>十四 薬事法の施行に関する事務</p>				
<p>1 第三条の規定による種畜検査</p>					<p>6 第七十二条第三項及び第四項の規定による施設の使用禁止及び改善の命令</p>					<p>1 第二十四条第一項の規定による医薬品の販売業の許可</p>				
<p>2 第五条第一項の規定による種畜証明書の効力の停止及び取消し</p>					<p>5 第七十条第一項の規定による承認取消医薬品等の廃棄等の措置命令</p>					<p>2 第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の許可の更新</p>				
<p>3 第五条第二項の規定による種畜証明書の効力の停止の解除</p>					<p>4 第二十七条の規定による医薬品の販売管理者の兼業の許可</p>					<p>3 第二十六条第三項の規定による卸売一般販売業の販売先変更許可</p>				
<p>4 第十五条第一項の規定による飼養者等に対する立入検査</p>					<p>3 第五十一条の規定による種畜証明書の効力の停止の解除</p>					<p>4 第二十七条の規定による医薬品の販売管理者の兼業の許可</p>				
<p>5 第十七条の規定による罰則の適用</p>										<p>5 第七十条第一項の規定による承認取消医薬品等の廃棄等の措置命令</p>				
										<p>6 第七十二条第三項及び第四項の規定による施設の使用禁止及び改善の命令</p>				
										<p>5 第七十条第一項の規定による承認取消医薬品等の廃棄等の措置命令</p>				
										<p>4 第二十七条の規定による医薬品の販売管理者の兼業の許可</p>				
										<p>3 第二十六条第三項の規定による卸売一般販売業の販売先変更許可</p>				
										<p>2 第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の許可の更新</p>				
										<p>1 第二十四条第一項の規定による医薬品の販売業の許可</p>				
										<p>家畜保健衛生所長</p>				
										<p>家畜保健衛生所長</p>				
										<p>家畜保健衛生所長</p>				
										<p>家畜保健衛生所長</p>				
										<p>家畜保健衛生所長</p>				

二十 山梨県 種畜貸付け 等に関する 条例（昭和 四十二年山 梨県条例第	十七 加工原 料乳生産者 補給金等暫 定措置法 （昭和四十 年法律第百 十二号）の 施行に關す る事務	十八 加工原 料乳生産者 補給金等暫 定措置法施 行令（昭和 四十年政令 第三百三十 八号）の施 行に關する 事務	十九 寒冷地 等特殊地域 における営 農改善のた めの家畜の 貸付け等に 關する規則 （昭和四十 一年山梨県 規則第十五 号）の施行 に關する事 務	1 第六条第一項の規定による生 乳生産者団体の指定	2 第十条第一項の規定による指 定生乳生産者団体の指定解除	3 第十条第二項の規定による指 定生乳生産者団体の指定解除	1 第五条の規定による加工原料 乳の数量の認定	2 第十四条第一項の規定による 加工原料乳及び指定乳製品の生 産者等に対する報告の徴収	3 第十四条第二項の規定による 加工原料乳及び指定乳製品の生 産者等に対する立入検査	1 第十二条第一項第四号の規定 による借受者に対する飼育管理 の変更承認	2 第十八条の規定による家畜の 譲与及び譲渡の決定	3 第二十一条の規定による借受 者の賠償額の決定	4 第二十二条第一項及び第二項 の規定による違反借受者に対す る返納命令	5 第二十二條第三項の規定によ る返納期日及び場所の指定	1 第十五条の規定による借受者 の賠償額の決定	2 第十六条の規定による違反借 受者に対する返納命令

二十三 獣医 療法（平成 四年法律第 四十六号） の施行に關 する事務	三十三号） の施行に關 する事務	二十一 山梨 県種畜貸付 け等に関する 条例施行 規則（昭和 四十四年山 梨県規則第 四十四号） の施行に關 する事務	二十二 肉用 子牛生産安 定等特別措 置法（昭和 六十三年法 律第九十八 号）の施行 に關する事 務	1 第三条の規定による種畜貸付 けの決定	2 第五条の規定による貸付期間 の変更承認	3 第六条の規定による管理者及 び飼養場所の変更承認	4 第十一条第一項の規定による 種畜の譲与の決定	5 第十一条第二項の規定による 種畜の譲渡の決定	1 第七条第一項の規定による協 会の指定	2 第八条第一項の規定による業 務規程の変更	3 第九条第一項の規定による指 定協会の指定解除	4 第十七条第一項の規定による 肉用子牛の生産者等に対する報 告の徴収及び立入検査	1 第六条の規定による診療施設 の使用制限命令等	2 第七条第三項の規定による往 診診療者等に対する措置命令	3 第八条第一項の規定による開 設者又は管理者に対する報告の 徴収及び立入検査	4 第八条第二項の規定による往 診診療者等に対する報告の徴収 及び物件の提出命令	5 第十四条第三項の規定による

<p>二十四 獣医療法施行令（平成四年政令第二百七十四号）の施行に関する事務</p>	<p>二十五 山梨県立まきば公園設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第二号）の施行に関する事務</p>	<p>二十六 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）の施行に関する事務</p>	<p>診療施設整備計画の認定</p>	<p>1 第四条第一項の規定による診療施設整備計画の変更の認定</p>	<p>2 第四条第三項の規定による診療施設整備計画の認定の取消し</p>	<p>1 第七条第二項の規定による休園日の変更の承認</p>	<p>2 第八条の規定による開園時間の変更の承認</p>	<p>3 第十一条第一項の規定による行為の許可及び変更の許可</p>	<p>4 第十二条の規定による利用の停止及び制限</p>	<p>1 第四条の規定による家畜排せつ物の適正な管理のための指導及び助言</p>	<p>2 第五条第一項の規定による管理基準を遵守すべき勧告</p>	<p>3 第五条第二項の規定による管理基準を遵守すべき勧告に係る措置命令</p>	<p>4 第六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	<p>5 第八条第三項の規定による県計画の策定及び変更</p>	<p>6 第九条第三項の規定による処理高度化施設整備計画の認定</p>	<p>7 第十条第一項の規定による計画の変更の認定</p>	<p>8 第十条第二項の規定による計画の認定の取消し</p>	<p>9 第十三条の規定による計画の実施状況の報告の徴収</p>	<p>1 第十二条の規定による販売指定品目の変更及び追加指定</p>	<p>2 第十五条第一項において準用する第八条の規定による動物用医薬品販売許可証の書換え交付</p>	<p>3 第十五条第一項において準用する第九条の規定による動物用医薬品販売許可証の再交付</p>	<p>1 第六条第二項の規定による検査</p>	<p>2 第八条第二項の規定による利用料金の額の承認</p>	<p>1 第四十八条第二項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による組合の定款変更の認可</p>	<p>2 第六十四条（第八十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可</p>	<p>3 第六十六条の二（第八十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可の取消し</p>	<p>4 第六十八条第二項（第八十六条第五項において準用する場合</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>	<p>家畜保健衛生所長</p>
--	---	--	--------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------	------------------------------	------------------------------------	------------------------------	--	-----------------------------------	--	----------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	--	--	-------------------------	--------------------------------	---	--	--	--------------------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------



<p>二 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)の施行に関する事務</p>	<p>3 第十條の規定による漁業の免許</p> <p>2 第八條第六項(同條第七項において準用する場合を含む。)の規定による漁業権行使規則等の認可等</p> <p>1 第五條第二項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定による共同申請に係る代表者の指定</p> <p>12 第二百二十五條第一項の規定による組合の總會決議、選挙及び当選の取消し</p> <p>11 第二百二十四條の二第一項の規定による組合の解散命令</p> <p>10 第二百二十四條第一項の規定による組合の法令等の違反に対する措置命令</p> <p>9 第二百二十三條の二第二項及び第三項の規定による組合の業務執行方法の変更、業務停止等の命令</p> <p>8 第二百二十三條の二第一項の規定による改善計画の変更命令</p> <p>7 第二百二十三條の規定による組合の業務及び会計状況の検査</p> <p>6 第二百二十二條第一項の規定による組合に対する報告徴収及び資料の提出命令</p> <p>5 第六十九條第二項(第八十六條第五項において準用する場合を含む。)の規定による組合の合併、解散及び清算の認可</p> <p>を含む。)の規定による組合の解散の決議の認可</p>								
	<p>17 第三百三十四條第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>16 第二百二十九條第六項の規定による遊漁規則の変更命令</p> <p>15 第二百二十九條第三項の規定による遊漁規則変更の認可</p> <p>14 第二百二十九條第一項の規定による遊漁規則設定の認可</p> <p>13 第二百二十八條第二項の規定による増殖命令違反に対する漁業権取消し</p> <p>12 第二百二十八條第一項の規定による増殖計画の決定及び増殖命令</p> <p>11 第六十七條第一項の規定による採捕制限等の指示の遵守命令</p> <p>10 第六十七條第四項の規定による内水面漁場管理委員会の指示に関する取消し</p> <p>9 第五十條第一項の規定による漁業権の設定登録</p> <p>8 第四十條の規定による錯誤によつてした漁業免許の取消し</p> <p>7 第三十九條第一項の規定による漁業権の変更、取消し及び停止の命令</p> <p>6 第三十八條第一項の規定による適格性の喪失による漁業権の取消し</p> <p>5 第三十七條第一項の規定による休業による漁業権の取消し</p> <p>4 第三十四條の規定による漁業権に係る制限又は条件付与の決定</p>								

				<p>三 漁船法 (昭和二十五年法律第百七十八号)の施行に関する事務</p>				<p>四 生系の輸入に係る調整等に関する法律(昭和二十六年法律第三百十号)の施行に関する事務</p>				<p>五 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の施行に関する事務</p>			
				<p>18 第三百三十四条第二項の規定による立入検査</p>				<p>1 第十条第一項の規定による漁船の登録</p>				<p>1 第十八条第一項の規定による保護水面区域内での工事施行の許可</p>			
				<p>2 第十二条第一項の規定による漁船登録票の交付</p>				<p>2 第十八条第二項の規定による無許可工事の変更及び原状回復命令</p>				<p>2 第十八条第二項の規定による無許可工事の変更及び原状回復命令</p>			
				<p>3 第十三条の規定による漁船及び登録票の検認</p>				<p>3 第二十二條第二項の規定によるさく河魚類の通路の保護管理命令</p>				<p>3 第二十二條第二項の規定によるさく河魚類の通路の保護管理命令</p>			
				<p>4 第十七条第三項の規定による漁船の変更の登録及び登録票の書換え交付</p>				<p>4 第三十条第一項の規定による報告の徴収</p>				<p>4 第三十条第一項の規定による報告の徴収</p>			
				<p>5 第十九条の規定による漁船登録の取消し</p>											
				<p>6 第五十条第一項の規定による立入検査</p>											

				<p>六 主要農作物種子法 (昭和二十七年法律第百三十一号)の施行に関する事務</p>				<p>七 山梨県漁業調整規則 (昭和二十七年山梨県規則第五号)の施行に関する事務</p>				<p>八 小型漁船の総トン数の測度に関する政令 (昭和二十八年政令第百五十九号)の施行に関する事務</p>				<p>九 種苗法</p>			
				<p>1 第三条第一項の規定によるほ場の指定</p>				<p>1 第四条の規定による漁業の許可</p>				<p>1 第一条第一項及び第三項の規定による小型漁船の測度</p>				<p>1 第五十条第四項の規定による</p>			
				<p>2 第七条第二項の規定による原種及び原原種のほ場の指定</p>				<p>2 第七条第二項の規定による漁業許可期間の短縮</p>				<p>2 第一条第一項及び第三項の規定による小型漁船の測度</p>							
								<p>3 第十一条の規定による漁業許可及び許可内容の変更許可</p>				<p>3 第三十一条の規定による水産動植物の移植の許可</p>							
				<p>4 第十四条の規定による漁業許可の定数の決定及びその変更</p>				<p>4 第二十八条の規定による試験研究のための特別採捕の許可</p>				<p>4 第二十八条の規定による試験研究のための特別採捕の許可</p>							
				<p>5 第十七条第一項の規定による漁業調整その他公益上の必要による漁業許可の変更及び取消し並びに公益上の必要による操業停止</p>				<p>5 第十七条第一項の規定による漁業許可の変更及び取消し並びに公益上の必要による操業停止</p>				<p>5 第十七条第一項の規定による漁業許可の変更及び取消し並びに公益上の必要による操業停止</p>							

農業技術課					（平成十年法律第八十三号）の施行に関する事務										
5	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	十
農薬販売者に対する販売の制限	第三十条第一項の規定による 立入検査及び収去の実施	第二十九条第三項の規定による販売業者に対する報告の徴収	第二十九条第一項の規定による生産業者等に対する報告の徴収	第二十二条の二第二項の規定による特殊肥料の品質表示基準の設定の申し出	第二十一条の規定による施用上の注意等の表示命令	第十九条第二項の規定による普通肥料の譲渡の許可	第十三条第四項の規定による登録証の書換え交付	第十三条第三項の規定による登録証の書換え交付	第十三条第二項の規定による登録証の書換え交付	第十三条第一項の規定による登録証の更新	第十二条第四項の規定による登録の更新	第十条の規定による登録証の交付	第四条第二項の規定による普通肥料の登録	第一条の規定による普通肥料の登録	十 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例（平成十年山梨県条例第二号）の施行に関する事務

農業技術課					（昭和十五年法律第二十七号）の施行に関する事務										
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	二
第三十条第三項の規定による	第三十条第一項の規定による 立入検査及び収去の実施	第二十九条第三項の規定による販売業者に対する報告の徴収	第二十九条第一項の規定による生産業者等に対する報告の徴収	第二十二条の二第二項の規定による特殊肥料の品質表示基準の設定の申し出	第二十一条の規定による施用上の注意等の表示命令	第十九条第二項の規定による普通肥料の譲渡の許可	第十三条第四項の規定による登録証の書換え交付	第十三条第三項の規定による登録証の書換え交付	第十三条第二項の規定による登録証の書換え交付	第十三条第一項の規定による登録証の更新	第十二条第四項の規定による登録の更新	第十条の規定による登録証の交付	第四条第二項の規定による普通肥料の登録	第一条の規定による普通肥料の登録	二 肥料取締法（昭和十五年法律第二十七号）の施行に関する事務

								三 植物防疫 法（昭和二 十五年法律 第一百五十一 号）の施行 に関する事 務												
16 第三十条第七項の規定による 立入検査及び収去結果の公表			17 第三十一条第二項の規定によ る譲渡又は引渡し制限及び禁 止並びに登録の取消し			18 第三十一条第三項の規定によ る譲渡又は引渡し制限及び禁 止並びに登録又は仮登録の取消 し			19 第三十四条第三項の規定によ る行政処分に対する異議申立人 の意見の聴取			20 第三十五条第二項の規定によ る適用除外の協議								
2 第二十四条第二項の規定によ る防除計画の策定			3 第二十四条第四項の規定によ る防除計画の協議			4 第二十九条第一項の規定によ る有害動物及び有害植物の防除 に関する措置			5 第三十二条第四項の規定によ る病害虫発生予察情報の発表			6 第三十二条第四項の規定によ る病害虫発生予察情報のうち注 意報及び特殊報の発表			7 第三十二条第四項の規定によ る病害虫発生予察情報のうち警 報の発表			8 第三十二条第四項の規定によ る県有防除器具の貸付け		
									病害虫防 除所長									農務事務 所長		

										四 天災によ る被害農林 漁業者等に 対する資金 の暫定措置 法（昭和三十 年法律第 百三十六 号）の施行 に関する事 務																								
1 第三十二条第二項の規定による水					2 第五十六条第三項の規定によ る会計検査					1 第五十五条の規定による事業 及び財産状況の報告の徴収					2 第五十六条第三項の規定によ る会計検査					3 第三十三条第一項の規定によ る病害虫防除員の設置					10 第三十八条第一項の規定によ る報告徴収等									
																														農務事務 所長				

<p>業経営改善 資金助成条 例施行規則 (昭和三十 六年山梨県 規則第四十 一号)の施 行に関する 事務</p>	<p>産業振興資金に対する利子補助 承認</p> <p>2 第三条第二項の規定による合 併事務所建設資金及び農業協同 組合併促進資金に対する利子 補助承認</p>	<p>総合農業 技術セン ター所長</p>	<p>九 山梨県総 合農業技術 センター手 数料条例 (昭和四十 三年山梨県 条例第二十 号)の施行 に関する事 務</p>	<p>1 第二条の規定による手数料の 減免(総合農業技術センターに おいて申請を受けるものに限 る。)</p> <p>2 第二条の規定による手数料の 減免(1に掲げるものを除 く。)</p>	<p>農務事務 所長</p>	<p>十 山梨県飼 料検定条例 (昭和五十 一年山梨県 条例第二十 九号)の施 行に関する 事務</p>	<p>第一条の規定による検定</p>	<p>総合農業 技術セン ター所長</p>	<p>十一 農業経 営基盤強化 促進法の施 行に関する 事務</p>	<p>1 第五条第一項の規定による県 基本方針の策定</p> <p>2 第六条第六項の規定による市 町村基本構想の同意</p>	<p>農務事務 所長</p>	<p>十二 山梨県 立農業大学 校の設置及 び管理に関 する条例 (昭和五十 九年山梨県 条例第十 号)</p>	<p>第八条の規定による授業料の減 免</p>	<p>農業大学 校長</p>
<p>号)の施行 に関する事 務</p>	<p>十三 青年等 の就農促進 のための資 金の貸付け 等に関する 特別措置法 (平成七年 法律第二十 号)の施行 に関する事 務</p>	<p>1 第四条第一項の規定による就 農計画の認定</p> <p>2 第五条第一項の規定による法 人の指定</p>	<p>十四 持統性 の高い農業 生産方式の 導入の促進 に関する法 律(平成十 一年法律第 百十号)の 施行に關す る事務</p>	<p>1 第三条第一項の規定による導 入指針の策定</p> <p>2 第三条第三項の規定による導 入指針の変更</p> <p>3 第三条第四項の規定による導 入指針の公表</p> <p>4 第四条第三項の規定による導 入計画の認定</p> <p>5 第五条第一項の規定による変 更導入計画の認定</p> <p>6 第五条第二項の規定による導 入計画の認定の取消し</p> <p>7 第九条の規定による認定導入 計画の報告徴収</p>	<p>総合農業 技術セン ター所長</p>	<p>十五 山梨県 農業改良資 金貸付規則 (平成十四 年山梨県規 則第四十九 号)の施行</p>	<p>1 第五条第一項の規定による貸 付資格の認定</p> <p>2 第七条の規定による貸付けの 決定</p> <p>3 第八条第一項の規定による借 用証書の提出</p>	<p>農務事務 所長</p>						

耕地			業務 に 関 す る 事 務
課 一 法 十 百 九 十 五 号 の 施 行 に 関 す る 事 務			
6	第九條第四項（第四十八條第九項（第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十二條の三第二項（第五十三條の四第二項、第九十六條及び第九十六條の四において準用する場合を含む。）、第九十五條第三項、第九十五條の二第三項及び第九十六條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請及び協議の却下	第九條第四項（第四十八條第九項（第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十二條の三第二項（第五十三條の四第二項、第九十六條及び第九十六條の四において準用する場合を含む。）、第九十五條第三項、第九十五條の二第三項及び第九十六條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出に対する決定	農務事務所 農務事務所 農務事務所 農務事務所 農務事務所
5	第九條第二項（第四十八條第九項（第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十二條の三第二項（第五十三條の四第二項、第九十六條及び第九十六條の四において準用する場合を含む。）、第九十五條第三項、第九十五條の二第三項及び第九十六條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出に対する決定	第九條第二項（第四十八條第九項（第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十二條の三第二項（第五十三條の四第二項、第九十六條及び第九十六條の四において準用する場合を含む。）、第九十五條第三項、第九十五條の二第三項及び第九十六條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出に対する決定	
4	第八條第六項の規定による土地改良区の設立の申請を適当と決定したときの公告	第八條第六項の規定による土地改良区の設立の申請を適当と決定したときの公告	
3	第八條第一項の規定による土地改良区の設立に係る適否の決定	第八條第一項の規定による土地改良区の設立に係る適否の決定	
2	第七條第五項の規定による専門的知識を有する技術吏員の援助	第七條第五項の規定による専門的知識を有する技術吏員の援助	農務事務所 農務事務所
1	第六條第三項の規定によるあつせん及び調停	第六條第三項の規定によるあつせん及び調停	農務事務所 農務事務所

7	第十條第一項の規定による土地改良区の設立認可	第十條第一項の規定による土地改良区の設立認可	
8	第十條第三項の規定による土地改良区成立の公告	第十條第三項の規定による土地改良区成立の公告	
9	第十八條第十七項の規定による土地改良区役員就任及び退任並びに氏名及び住所変更の公告	第十八條第十七項の規定による土地改良区役員就任及び退任並びに氏名及び住所変更の公告	農務事務所 農務事務所
10	第二十九條の三第一項の規定による土地改良区の仮理事の選任及び役員選挙のための総会招集	第二十九條の三第一項の規定による土地改良区の仮理事の選任及び役員選挙のための総会招集	
11	第三十條第二項の規定による土地改良区の定款変更の認可	第三十條第二項の規定による土地改良区の定款変更の認可	
12	第三十條第三項の規定による土地改良区の定款変更の認可をした旨の公告	第三十條第三項の規定による土地改良区の定款変更の認可をした旨の公告	
13	第三十六條第八項の規定による特定受益者からの賦課金徴収の認可	第三十六條第八項の規定による特定受益者からの賦課金徴収の認可	農務事務所 農務事務所
14	第三十九條第五項の規定による土地改良区が行う賦課金等の滞納処分の認可	第三十九條第五項の規定による土地改良区が行う賦課金等の滞納処分の認可	農務事務所 農務事務所
15	第四十一條第四項の規定による土地改良区への行為に対する債権者からの異議申出に対する決定	第四十一條第四項の規定による土地改良区への行為に対する債権者からの異議申出に対する決定	
16	第四十八條第一項の規定による土地改良区が土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合の認可	第四十八條第一項の規定による土地改良区が土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合の認可	農務事務所 農務事務所
17	第四十八條第九項（第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。）において準用する	第四十八條第九項（第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。）において準用する	農務事務所 農務事務所

<p>る第八条第一項の規定による土地改良区が土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合の適否の決定及び通知</p>	<p>18 第四十八条第九項（第九十六条の三第五項において準用する第八十六条の四）において準用する第八十六条の規定による適当と決定する旨の決定の公告</p>	<p>19 第四十八条第十一項の規定による土地改良区が土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合の認可の公告</p>	<p>20 第四十九条第一項の規定による応急工事計画の認可</p>	<p>21 第五十二条第一項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の認可</p>	<p>22 第五十二条の二第一項（第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の適否の決定</p>	<p>23 第五十二条の二第四項（第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）において準用する第八十六条の規定による換地計画の適否決定の公告</p>	<p>24 第五十三条の四第一項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の変更の認可</p>	<p>農務事務 所長</p>	<p>農務事務 所長</p>	<p>農務事務 所長</p>	<p>農務事務 所長</p>	<p>農務事務 所長</p>	<p>農務事務 所長</p>	<p>農務事務 所長</p>
<p>可 25 第五十四条第四項（第八十九条の二第十項及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定による換地処分があつた旨の公告</p>	<p>26 第五十六条第四項の規定による土地改良区の協議に関する裁定</p>	<p>27 第五十七条の二第一項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による管理規程の認可</p>	<p>28 第五十七条の二第三項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による管理規程の変更又は廃止の認可</p>	<p>29 第五十七条の二第四項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による管理規程の新設、変更又は廃止の認可の公告</p>	<p>30 第五十七条の五（第五十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う農業集落排水施設整備事業等の認可</p>	<p>31 第六十七条第二項の規定による土地改良区解散の認可</p>	<p>32 第六十七条第三項の規定による土地改良区解散の公告</p>	<p>33 第七十二条第二項の規定による土地改良区合併の認可</p>	<p>34 第七十二条第三項の規定による</p>	<p>農務事務 所長</p>	<p>農務事務 所長</p>	<p>農務事務 所長</p>	<p>農務事務 所長</p>	<p>農務事務 所長</p>

<p>る土地改良区合併の公告</p>								
35	第七十七条第二項の規定による土地改良区連合設立の認可							
36	第八十一条の規定による土地改良区連合における所属土地改良区数の増減に係る認可							
37	第八十五条の二第七項の規定による市町村が国に申請するための農業振興地域整備計画に定める国営土地改良事業の同意							
38	第八十五条の四第二項の規定による農用地造成事業の計画の概要についての市町村長との協議	農務事務所長						
39	第八十五条の四第三項において準用する第八十五条第六項の規定による市町村長との協議をしようとする旨の公告及び当該協議に係る土地改良事業計画の概要の縦覧	農務事務所長						
40	第八十六条第一項の規定による県営土地改良事業を行うべきことの申請に対する適否の決定	農務事務所長						
41	第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の策定	農務事務所長						
42	第八十七条第五項（第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項並びに第八十九条の二第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告	農務事務所長						
43	第八十七条第七項（第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項並びに第八十九条の二第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による異							
<p>議申立てに対する決定</p>								
44	第八十七条の二第一項の規定による県営土地改良事業の施行	農務事務所長						
45	第八十七条の二第六項（第八十七条の三第十五項において準用する場合を含む。）の規定による県営土地改良事業計画策定に伴う関係市町村長等との協議	農務事務所長						
46	第八十七条の二第八項（第八十七条の三第六項、第十項、第十三項及び第十五項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長等との協議をしようとする旨の公告及び当該土地改良事業計画の概要の縦覧	農務事務所長						
47	第八十七条の三第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更及び廃止に伴う変更及び廃止後の土地改良事業計画の概要等の公告及び第三条資格者の同意	農務事務所長						
48	第八十七条の三第二項の規定による県営土地改良事業計画の変更に伴う農用地外資格者等の同意	農務事務所長						
49	第八十七条の三第四項の規定による県営土地改良事業計画の変更及び廃止に伴う関係市町村長等との協議	農務事務所長						
50	第八十七条の三第五項の規定による国営土地改良事業計画の変更に伴う関係市町村長との協議	農務事務所長						
51	第八十七条の三第七項の規定による市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画の変更及び廃止をする場合の市町村の同意	農務事務所長						



62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52				
第九十四条の四の二第一項の良財産の譲与	第九十四条の三第二項の規定による補償に代えての国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産の譲与	第九十四条の三第一項の規定による国営土地改良事業によつて生じた一般土地改良施設に係る土地等の土地改良区等への譲与	第九十四条の二の規定による国営土地改良事業で代替した財産の交換	第九十条第十二項（第九十条の二第八項及び第九十一条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による異議申立てに対する決定	第八十九条の二第九項の規定による換地処分	第八十九条の二第七項の規定による使用及び収益の停止	第八十九条の二第六項の規定による一時利用地の指定並びに使用及び収益の停止	第八十九条の二第一項の規定による換地計画の策定	第八十八条第一項の規定による応急工事計画の策定と事業実施	第八十七条の三第十二項の規定による農用地造成事業に係る国営土地改良事業計画の変更及び廃止をする場合の地方公共団体等の同意				
農務事務	農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長		農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長				
72	71	70	69	68	67	66	65	64	63					
第九十五条第三項において準用する第八十六条の規定による農業協同組合等が行う土地改良事業の施行に係る公告	第九十五条第三項において準用する第八十六条の規定による農業協同組合等が行う土地改良事業の施行に係る適否の決定	第九十五条第三項において準用する第八十一条の規定による農業協同組合等が行う土地改良事業の施行に係る適否の決定	第九十四条の十第一項の規定による県有土地改良財産の土地改良区への管理委託	第九十四条の八第七項の規定による埋立予定地の配分通知書に記載された場所の使用許可	第九十四条の八第四項の規定による埋立予定地の配分通知書に記載した事項の公告	第九十四条の八第三項の規定による埋立予定地の配分通知書の交付	第九十四条の八第一項の規定による国営土地改良事業に係る埋立予定地の土地配分計画の公告	第九十四条の六第一項の規定による国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産の管理の委託	第九十四条の五第一項の規定による国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産台帳の整備	規定による国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産の他目的使用				
農務事務	農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長	農務事務 所長				



										による県営土地改良事業の工事を完了した旨の公告	所長
										90 第十九条の規定による土地改良事業の障害物の移転、除去及び取壊し	農務事務所長
										91 第二十條の規定による管理する土地改良施設の急迫の災害防止のための他人の土地の一時使用等及び補償	農務事務所長
										92 第二十二條第二項ただし書の規定による土地の形質変更等の許可	農務事務所長
										93 第二十五條の二の規定による都市計画区域内の区画整理事業の施行認可に係る都市計画地方審議会等の意見の聴取	農務事務所長
										94 第三十一條第一項の規定による土地改良区等の事業報告の徴収並びに業務及び会計状況の検査	農務事務所長
										95 第三十二條第二項の規定による連合会の事業報告の徴収並びに業務及び会計状況の検査	
										96 第三十三條の規定による土地改良区の事業及び会計の検査請求に基づく検査	農務事務所長
										97 第三十四條第一項の規定による土地改良区等の業務及び会計に係る違反行為に対する措置命令	農務事務所長
										98 第三十四條第二項の規定による土地改良区の措置命令違反に対する役員改選命令	
										99 第三十四條第三項の規定による土地改良区の役員改選命令違反に対する役員の解任	

							二 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和二十六年山梨県条例第二十一号）の施行に関する事務		100 第三十五條第一項の規定による土地改良区の解散命令		
							三 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和三十六年山梨県条例第五十六号）の施行に関する事務		101 第三十六條第一項の規定による土地改良区の決議、選挙及び当選の取消し		
									第二条第一項の規定による県営土地改良事業に係る分担金の額の決定		農務事務所長
									1 第四条の規定による県営土地改良事業によつて生じた土地改良財産の土地改良区等への無償譲与		農務事務所長
									2 第六条第一項の規定による県営土地改良事業によつて生じた土地改良財産に係る土地改良財産台帳の整備		農務事務所長
									3 第七条第一項の規定による譲受者が譲与を受けた県営土地改良事業によつて生じた土地改良財産の用途廃止、用途及び目的外使用並びに改築及び追加工事の承認		農務事務所長
									4 第八条の規定による県営土地改良事業によつて生じた土地改良財産の管理委託		農務事務所長
									5 第十二條の規定による管理受託者からの報告の徴収		農務事務所長
									6 第十三條第一項の規定による管理委託財産の実地監査		農務事務所長

四 山梨県建設工事執行規則の施行に関する事務	7 第十四条の規定による管理委託の解除 第二十五条第四項の規定による軽易な変更	農務事務 所長
------------------------	--	------------

注 所長名は、備考欄に記載する。  
八 土木部

組織名	事務の種類	事項	専決区分	備考
土木 総務 課	一 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の施行に関する事務	1 第三条第一項の規定による建設業の許可 2 第三条第三項の規定による建設業の許可の更新 3 第十九条の五の規定による発注者に対する勧告 4 第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の実施 5 第二十七条の二十八の規定による再審査 6 第二十七条の三十五第一項の規定による経営状況分析の実施 7 第二十七条の三十八の規定による建設業者団体に対する報告の請求 8 第二十八条第一項の規定による建設業者及び特定建設業者による	長部 本庁 長課 長所 関機先出	

9 第二十八条第二項の規定による建設業を営む者に対する指示				
10 第二十八条第三項の規定による建設業者に対する営業停止命令				
11 第二十八条第四項の規定による国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可業者の本県内の営業に関する指示				
12 第二十八条第五項の規定による国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可業者の本県内の営業に関する営業停止命令				
13 第二十八条第七項の規定による注文者に対する勧告				
14 第二十九条の規定による建設業者の許可の取消し（15に掲げるものを除く。）				
15 第二十九条の規定による建設業者の許可の取消し（廃業届に基づき行うものに限る。）				
16 第二十九条の二第一項の規定による営業所の所在地を確知できないとき等の許可の取消し				
17 第二十九条の三第三項の規定による許可取消し前の請負工事の施工差止め				
18 第二十九条の四第一項の規定による営業停止業者役員等の営業禁止				
19 第二十九条の四第二項の規定による許可取消し業者役員等の新たな営業の禁止				

四 山梨県建設工事執行規則の施行に関する事務		三 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)の施行に関する事務			二 建設機械抵当法施行令(昭和十九年政令第二百九十四号)の施行に関する事務							
2	1	3	2	1	3	2	1	24	23	22	21	20
第二十五条第四項の規定による軽易な変更(建設事務所に係るものに限る。)	第二十五条第四項の規定による軽易な変更(建設事務所に係るものに限る。)	第二十五条第一項第三号の規定による鑑定人の特別手当の額の決定	第二十五条第一項第二号の規定による証人等の旅費等の額の決定	第十二条の規定による指定職員の指定	第十条及び附則第四項において準用する第十条の規定による申請書の副本の送付	第八条第二項の規定による検認	第八条第一項の規定による建設機械の打刻	第四十二条第一項の規定による公正取引委員会への措置請求	第四十一条第三項の規定による特定建設業者に対する損害額の立替払等の勧告	第四十一条第二項の規定による特定建設業者に対する賃金相当額の立替払等の勧告	第四十一条第一項の規定による建設業を営む者及び建設業者団体に對する指導、助言及び勧告	第三十一条第一項の規定による建設業者に対する報告の徴収及び立入検査
	建設事務所 所長											
新環状・												
五 浄化槽法の施行に関する事務												
6	5	4	3	2	1	8	7	6	5	4	3	
第二十七条第一項の規定による浄化槽工事業者の登録の抹消	第二十四条第一項の規定による登録の拒否	第二十三条第三項の規定による登録簿の閲覧	第二十三条第一項の規定による浄化槽工事業者登録簿への登録	第二十一条第三項の規定による浄化槽工事業者の登録の更新	第二十一条第一項の規定による浄化槽工事業者の登録	第二十五条第四項の規定による軽易な変更(桂川流域下水道事務所に係るものに限る。)	第二十五条第四項の規定による軽易な変更(釜無川流域下水道事務所に係るものに限る。)	第二十五条第四項の規定による軽易な変更(深城ダム管理事務所に係るものに限る。)	第二十五条第四項の規定による軽易な変更(大門・塩川ダム管理事務所に係るものに限る。)	第二十五条第四項の規定による軽易な変更(荒川ダム管理事務所に係るものに限る。)	第二十五条第四項の規定による軽易な変更(広瀬・琴川ダム事務所に係るものに限る。)	軽易な変更(新環状・西関東道路建設事務所に係るものに限る。)
						桂川流域 下水道事 務所長	釜無川流 域下水道 事務所長	深城ダム 管理事務 所長	大門・塩 川ダム管 理事務所 長	荒川ダム 管理事務 所長	広瀬・琴 川ダム事 務所長	西関東道 路建設事 務所長



号)の施行  
に関する事  
務

の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)第二条の表第三項に係るもの並びに建設事務所長専決事項を除く。

建設事務所  
所長

三 測量法の  
施行に關す  
る事務

第二十四条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による測量標の移転の請求についての送付

四 土地改良  
法の施行に  
關する事務

1 第五条第六項の規定による国土交通大臣の所管に属する国有財産の土地改良事業施行地区編入の承認

2 第五十条第一項の規定による国土交通大臣の所管に属する国有財産の譲与

3 第五十条第二項の規定による国土交通大臣の所管に属する国有財産への編入

五 土地収用  
法(昭和二十  
六年法律第  
二百十九  
号)の施行  
に關する事  
務

1 第十一条第一項の規定による事業の準備のための立入の許可

2 第十四条第一項の規定による事業の準備のための土地の試掘等の許可

3 第十九条第一項(第三十二条第二項、第三十四条の二第二項及び第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業認定申請書等の欠

陥の補正

4 第十九条第二項(第三十二条第二項、第三十四条の二第二項及び第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業認定申請書等の却下

5 第二十条(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定

6 第二十一条(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取

7 第二十三条第一項(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会の開催

8 第二十三条第二項(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会の開催の公告

9 第二十四条第一項(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業認定申請書等の送付

10 第二十五条第二項(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による利害関係人からの意見書の送付

11 第二十五条の二第二項(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による審議会等の意見の聴取

12 第二十六条第二項(第百三十八条第一項において準用する場

六 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) の施行に関する事務		1 第九十条第二項の規定による普通財産である国土交通大臣の所管に属する国有財産の貸付け及び譲与	17 第八十九条第一項(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による土地の形質変更、工作物の新築等の承認	16 第三十四条の三(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による手続開始の告示	15 第三十三条(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による手続の保留の告示	14 第三十条第二項及び第三項(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業廃止又は変更についての告示	13 第二十八条の三第一項(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による土地の形質変更の許可	合を含む。)の規定による事業の認定に関する書類の写の送付
3 第九十四条第二項の規定による道路の不用物件(国土交通大臣の所管に属する国有財産)の譲与	2 第九十二条第四項の規定による道路の不用物件(国土交通大臣の所管に属する国有財産)の交換の同意							

十一 山梨県 公有財産事務取扱規則 の施行に関する事務			十 河川法 (昭和三十一年法律第百六十七号)の施行に関する事務	九 山梨県測量業者登録簿閲覧規則 (昭和三十七年山梨県規則第四号)の施行に関する事務	八 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)の施行に関する事務	七 土地区画 整理法(昭和二十九年法律第九号)の施行に関する事務	第七十条の規定による国土交通大臣の所管に属する国有財産の土地区画整理事業施行地区編入の承認
3 第二十七条の規定による評価金額五百万円以上三千万円未満	2 第十三条第一項及び第四項の規定による評価金額五百万円未満の普通財産の交換	1 第十三条第一項及び第四項の規定による評価金額五百万円以上三千万円未満の普通財産の交換	第九十三条第一項の規定による廃川敷地等(国土交通大臣の所管に属する国有財産)の譲与	第八条の規定による閲覧の停止及び禁止	第三十六条の規定による国土交通大臣の所管に属する国有財産の貸付け及び譲与		





<p>11 第三十二条第五項の規定による所轄警察署長との協議</p>	<p>建設事務 所長</p>
<p>12 第三十五条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占有の協議に対する同意（電気通信設備に係る占有物件（昭和六十年七月十五日建設省道路政発第五十四号による物件に限る。）、地下街、地下室、上空通路（道路を縦断する通路その他特殊な通路を含む。）、高架道路の路面下の占有（昭和四十年八月二十五日建設省道路政発三百六十七号による物件に限る。）、トンネル（新規のものに限る。）及び橋梁（新規のものに限る。）の占有に係るものに限る。）</p>	<p>建設事務 所長</p>
<p>13 第三十五条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占有の協議に対する同意（12に掲げるものを除く。）</p>	<p>建設事務 所長</p>
<p>14 第四十条第二項（第九十一条</p>	<p>建設事務</p>
<p>第二項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復に代わる措置の指示</p>	<p>所長</p>
<p>15 第四十三条の二の規定による車両積載物の落下予防等の措置命令</p>	<p>建設事務 所長</p>
<p>16 第四十四条第四項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による工作物管理者に対する危険防止の措置命令</p>	<p>建設事務 所長</p>
<p>17 第四十六条第一項の規定による通行の禁止及び制限</p>	<p>建設事務 所長</p>
<p>18 第四十七条第三項の規定による通行の禁止及び制限</p>	<p>建設事務 所長</p>
<p>19 第四十七条の二第一項の規定による特殊車両の通行許可</p>	<p>建設事務 所長</p>
<p>20 第四十七条の三第一項の規定による違反車両の通行中止等の措置命令</p>	<p>建設事務 所長</p>
<p>21 第四十七条の三第二項の規定による道路に関する必要な措置命令</p>	<p>建設事務 所長</p>
<p>22 第四十八条第二項及び第四項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路保全立体区域内に関する必要な措置命令</p>	<p>建設事務 所長</p>
<p>23 第四十八条の二第一項及び第二項の規定による自動車専用道路の指定</p>	<p>建設事務 所長</p>
<p>24 第四十八条の五第一項の規定による自動車専用道路との連結及び交差の協議及び許可</p>	<p>建設事務 所長</p>











二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の施行に関する事務														
6	5	4	3	2	1	15	14	13	12	11	10	9	8	すべり防止施設に関する監督 すべり防止施設に関する措置
第二十二條第一項の規定による 立入検査	第十一條第一項の規定による 傾斜地崩壊防止工事の施工命令	第十條第二項の規定による急 傾斜地崩壊防止工事の施工命令	第十條第一項の規定による急 傾斜地崩壊防止工事の施工命令	第八條第一項の規定による制 限行爲許可の取消し、許可条件 の変更並びに行爲の中止命令そ の他の措置命令	第三條第一項の規定による急 傾斜地崩壊危険区域の指定	第三十八條第二項の規定によ る延滞金の徴収の決定	第三十六條第一項の規定によ る受益者への費用の負担の決定	第三十五條第三項の規定によ る附帯工事の費用の負担の決定	第三十四條第一項の規定によ る工事の原因者への費用の負担 の決定	第三十三條第一項の規定によ る兼用工作物の費用の協議	第二十五條の規定による居住 者に対する立ち退きの指示	第二十三條第二項の規定によ る地すべり防止施設に係る措置 命令	第二十三條第一項の規定によ る地すべり防止施設に係る措置 命令	
	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長						建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十五年山梨県規則第七号）の施行に関する事務												
四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の施行に関する事務												
7	6	5	4	3	2	1	3	2	1	8	7	る附帯工事の費用の負担の決定 る受益者負担金の徴収の決定
第八條第三項の規定による関 係市町村長の意見の聴取	第八條第一項の規定による土 砂災害特別警戒区域の指定	第六條第三項の規定による関 係市町村長の意見の聴取	第六條第一項の規定による土 砂災害警戒区域の指定	第五條第九項の規定による損 失補償の協議	第五條第一項の規定による基 礎調査のための他人の土地の立 入り及び一時使用（1に掲げる ものを除く。）	第五條第一項の規定による基 礎調査のための他人の土地の立 入り及び一時使用（本庁の職員 に係るものに限る。）	第九條の規定による損失補償 の協議	第四條の規定による急傾斜地 崩壊危険区域内の行爲の許可の 更新	第三條の規定による急傾斜地 崩壊危険区域内における行爲の 許可	第二十六條の規定による急傾 斜地崩壊防止工事等の報告の徴 収	第二十三條第一項の規定によ る受益者負担金の徴収の決定	
建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長	建設事務 所長





都市計画課											一 土地区画 整理法の施行に関する事務				
10 第五十五条第十二項の規定による市町村の事業計画変更の認可	9 第五十二条第一項の規定による公共団体施行の事業認可	8 第四十九条の規定による決算報告書の承認	7 第四十五条第二項の規定による組合解散の認可	6 第三十九条第一項の規定による組合の定款及び事業計画の変更の認可	5 第十四条第一項の規定による組合成立の認可	4 第十三条第一項の規定による個人施行の廃止及び終了の認可	3 第十一条第四項の規定による施行者変動の規約の認可	2 第十条第一項の規定による事業計画等の変更の認可	1 第四条第一項の規定による個人施行の認可	11 第十二条の規定による砂防指定地内における行為の許可の取消し等の処分	10 第十二条の規定による砂防指定地内における行為の許可の取消し等の処分（11に掲げるものを除く。）	9 第十一条第四項において準用する第八条の規定による砂防指定地内の行為に関する協議	建設事務所 所長	建設事務所 所長	所長
24 第百二十五条第四項の規定による組合設立認可の取消し	23 第百二十四条第二項の規定による個人施行者の施行認可の取消し	22 第百二十四条第一項の規定による事業等状況の検査及び措置等の命令	21 第百七条の二第四項の規定による住宅先行建設区内の宅地の指定の取消し	20 第百十条第四項の規定による督促手数料等の徴収	19 第百十条第一項の規定による清算金の徴収及び交付	18 第百二条第一項の規定による仮清算金の徴収	17 第九十七条第一項の規定による換地計画の変更承認	16 第八十六条第一項の規定による換地計画の承認	15 第八十五条の二第五項の規定による住宅先行建設区内の宅地の指定等	14 第七十八条第二項の規定による建築物の移転及び除却費用の徴収	13 第七十七条第七項の規定による建築物等の使用許可	12 第七十六条第四項の規定による土地の原状回復等の命令	建設事務所 所長	建設事務所 所長	可

二 都市公園  
法の施行に  
関する事務

1	第五条第一項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による公園施設の設置及び管理の許可及び変更の許可			建設事務 所長
2	第六条第一項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による占用の許可			建設事務 所長
3	第六条第三項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可事項の変更の許可			建設事務 所長
4	第十条第二項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の措置の指示			建設事務 所長
5	第二十七條第一項及び第二項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し等及び措置命令			建設事務 所長
6	第二十七條第三項の規定による公告			建設事務 所長
7	第二十七條第四項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による除却した工作物等の保管			建設事務 所長
8	第二十七條第五項の規定による公示			建設事務 所長
9	第二十七條第六項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による工作物等の売却			建設事務 所長
10	第二十七條第七項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による工作物			建設事務 所長

三 山梨県都市公園条例の施行に関する事務

四 都市計画法の施行に関する事務

1	第四条第一項（第二十七條の規定による行為の許可			建設事務 所長
2	第五条の規定による休業日及び利用時間の変更			建設事務 所長
3	第九条第二項の規定による使用料の減免			建設事務 所長
4	第十六条第二項の規定による利用料金の額の承認			建設事務 所長
1	第五条第一項及び第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画区域の指定			
2	第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣への協議			
3	第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣への意見の申述			
4	第五条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による準都市計画区域の指定の同意			
5	第十八條第一項の規定による都市計画の決定			
6	第十九條第三項（第二十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の都市計画の決定等の同意			
7	第二十一條第一項の規定による都市計画の変更			

8	第二十一条の三の規定による計画提案に対する判断等			
9	第二十一条の四の規定による都市計画審議会への付議			
10	第二十一条の五第二項の規定による都市計画の決定等をしな い場合の措置			
11	第二十五条第一項の規定によ る立入り			
12	第二十六条第一項の規定によ る障害物の伐除及び土地の試掘 等の許可			
13	第二十八条第一項の規定によ る損失の補償			
14	第五十二条の二第一項の規定 による土地の形質の変更等の許 可			
15	第五十七条の三第一項の規定 による施行予定者が定められて いる際の建築許可			
16	第五十九条第一項の規定によ る都市計画事業の認可			
17	第五十九条第四項の規定によ る特許事業者が行う都市計画事 業に対する認可			
18	第六十三条第一項の規定によ る特許事業者が事業計画を変更 する際の認可			
19	第六十五条第一項の規定によ る都市計画事業内の建築行為に 対する許可			
20	第八十条第一項の規定による 報告及び資料の提出の要求並び に勧告及び助言			

		五 都市再開 発法（昭和 四十四年法 律第三十八 号）の施行 に関する事 務	
21	第八十一条第一項の規定によ る監督処分		
22	第八十二条第一項の規定によ る工事の状況に関する立入検査		
1	第七条の四第一項の規定によ る市街地再開発促進区域内の建 築許可		
2	第七条の五第一項の規定によ る無許可建築者に対する措置命 令		
3	第七条の九第一項の規定によ る個人施行者の認可		
4	第七条の十六第一項の規定に よる個人施行者の事業計画の変 更の認可		
5	第七条の十七第四項の規定に よる一人施行が数人になる場合 の規約の認可		
6	第七条の二十第一項の規定に よる個人施行者の事業終了の認 可		
7	第十一条第一項の規定による 組合設立の認可		
8	第四十九条の規定による清算 事務処理時の承認		
9	第五十一条第一項の規定によ る市町村施行の設計概要の認可		
10	第六十条第一項の規定による 土地の立入許可		
11	第六十条第二項の規定による 建築物等の立入許可		
12	第六十一条第一項の規定によ る障害物の伐除及び土地の試掘 等の許可		

27	第百十七条第三項の規定による債務の弁済計画の承認			
26	第百十二条の規定による事業代行開始の決定			
25	第百六条第三項の規定による延滞金の徴収			
24	第百四条の規定による清算金の徴収			
23	第九十九条の八第五項の規定による特定建築者決定の取消しの承認			
22	第九十九条の八第二項の規定による土地の明渡し請求			
21	第九十九条の八第一項の規定による特定建築者決定の取消し			
20	第九十九条の七の規定による建築計画変更の承認			
19	第九十九条の三第三項の規定による特定建築者決定の承認			
18	第七十二条第三項の規定による権利変換計画の変更の認可			
17	第七十二条第一項の規定による権利変換計画の認可			
16	第七十条第二項の規定による施行区域内の権利処分の承認			
15	第六十六条第八項の規定による土地の形質変更等の承認			
14	第六十六条第四項の規定による除却命令			
13	第六十六条第一項の規定による施行区域内の建築行為等の許可			

六 都市再開 発法施行令 (昭和四十四年政令第二百三十二号)の施行に関する事	28	第百十八条の二十四第一項の規定による清算金の徴収		
	29	第百十八条の二十七第一項の規定による物件の移転命令		
	30	第百十八条の二十八第二項の規定による特定建築者の決定		
	31	第百十八条の三第一項の規定による土地等の処分の承認		
	32	第百十八条の五第一項の規定による譲り受け希望申出等の撤回の同意		
	33	第二百一条第一項の規定による公共施設管理者負担金の請求		
	34	第二百二十四条第二項の規定による施行者への措置命令		
	35	第二百二十四条の二第一項の規定による個人施行者の処分の取消し		
	36	第二百二十四条の二第二項の規定による個人施行者の施行認可の取消し		
	37	第二百五条第四項の規定による組合設立認可の取消し		
38	第百三十三条第一項の規定による区分所有者間の管理規約に係る認可			
	第四条の二第三項の規定による審査委員解任の承認			

下水 道課		七 都市緑地 法（昭和四 十八年法律 七十二 号）の施行 に関する事 務	
1	第四条第一項の規定による公 共下水道に係る事業計画の認可 及び変更の認可	1	第八条第二項の規定による緑 地保全地域内における行為の禁 止及び制限並びに措置の命令
2	第二十五条の七第一項の規定 による流域下水道の全部又は一 部の指定及び施設の使用の一時 制限	2	第九条第一項（第十五条にお いて準用する場合を含む。）の 規定による原状回復の命令及び 措置の命令
3	第二十五条の十において準用 する第十二条の五の規定による 特定施設に係る計画の変更及び 廃止の命令	3	第十四条第一項の規定による 特別緑地保全地区内における行 為の許可
4	第二十五条の十において準用 する第十六条の規定による流域 下水道管理者以外の者の行う流 域下水道施設に係る工事等の承 認		
5	第二十五条の十において準用 する第十八条の規定による施設 の損傷行為をした者への費用負 担の命令		
6	第二十五条の十において準用 する第十八条の二の規定による 汚濁原因者への特定賦課金の負 担命令		

住宅 課		二 住宅建物	
1	公営住宅 法（昭和二 十六年法律 第九十三 号）の施行 に関する事 務	1	第三十七条の規定による公共 下水道管理者に対する工事及び 維持管理に関する指示
2	第三十七条第四項の規定によ る市町村の建替計画の承認申請 の經由	2	第三十七条の二の規定による 流域下水道使用者への改善命令
3	第四十九条第一項の規定によ る報告の徴収及び実地検査	3	第三十八条第一項の規定によ る許可等の取消し及び条件の変 更並びに必要な措置の命令
1	第十二条の規定による補助金 の交付	4	第三十八条第二項の規定によ る許可等の取消し及び条件の変 更並びに必要な措置の命令
2	第六十三条第一項の規定によ る都市計画事業（下水道に係る ものに限る。）の認可	5	第三十八条第六項の規定によ る原因者への補償金の負担命令
3	第五十九条第一項の規定によ る都市計画事業（下水道に係る ものに限る。）の認可	6	第三十七条の七の規定による流 域下水道に設けることのできる 物件の認定
4	第六十三条第一項の規定によ る都市計画事業（下水道に係る ものに限る。）の認可	7	第十七条の八の規定による流 域下水道に設けることのできる 物件の認定
5	第三十七条第四項の規定によ る市町村の建替計画の承認申請 の經由	8	第三十七条の八の規定による流 域下水道に設けることのできる 物件の認定
6	第四十九条第一項の規定によ る報告の徴収及び実地検査	9	第三十八条第一項の規定によ る許可等の取消し及び条件の変 更並びに必要な措置の命令
7	第十二条の規定による補助金 の交付	10	第三十八条第二項の規定によ る許可等の取消し及び条件の変 更並びに必要な措置の命令
8	第六十三条第一項の規定によ る都市計画事業（下水道に係る ものに限る。）の認可	11	第三十八条第六項の規定によ る原因者への補償金の負担命令
9	第五十九条第一項の規定によ る都市計画事業（下水道に係る ものに限る。）の認可		
10	第六十三条第一項の規定によ る都市計画事業（下水道に係る ものに限る。）の認可		
11	第三十七条第四項の規定によ る市町村の建替計画の承認申請 の經由		
12	第四十九条第一項の規定によ る報告の徴収及び実地検査		

取引業法  
(昭和二十七年法律第百七十六号)の施行に關する事務

14	第六十八條第一項及び第三項の規定による宅地建物取引主任者に対する指示													
13	第六十七條第一項の規定による宅地建物取引業の免許の取消し													
12	第六十六條第一項及び第二項の規定による宅地建物取引業の免許の取消し													
11	第六十五條第二項及び第四項の規定による宅地建物取引業者に対する業務の停止命令													
10	第六十五條第一項及び第三項の規定による宅地建物取引業者に対する指示													
9	第二十五條第七項の規定による宅地建物取引業の免許の取消し													
8	第二十二條の三第一項の規定による取引主任者証の有効期間の更新													
7	第二十二條の二第一項の規定による取引主任者証の交付													
6	第二十二條の規定による宅地建物取引主任者の登録の消除													
5	第二十條の規定による宅地建物取引主任者の変更の登録													
4	第十九條の二の規定による宅地建物取引主任者の登録の移転													
3	第十八條第一項の規定による宅地建物取引主任者の登録													
2	第三條第三項の規定による宅地建物取引業の免許の更新													
	地建物取引業の免許													

15	第六十八條第二項及び第四項の規定による宅地建物取引主任者に対する事務の禁止													
16	第六十八條の二第二項及び第二項の規定による宅地建物取引主任者の登録の消除													
17	第七十一條の規定による宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告													
18	七十二條第一項の規定による宅地建物取引業者に対する報告の徴収及び立入検査													
19	七十二條第二項の規定による宅地建物取引主任者に対する報告の徴収													
	第六條の規定による宅地建物取引業者名簿の閲覧の停止及び禁止													
	三 山梨県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則(昭和二十七年山梨県規則第三十三号)の施行に關する事務													
	四 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十一年建設省令第十二号)の施行に關する事務													
1	第四條の二第一項の規定による免許証の書換え交付													
2	第四條の三第一項の規定による免許証の再交付													
3	第五條の四の規定による名簿の訂正													
4	第六條第一項の規定による名簿の消除													
5	第十四條の十三第一項の規定による取引主任者証の書換え交付													

七 山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）	六 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第一号）の施行に関する事務	五 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の施行に関する事務	6 第十四条の十五第一項の規定による取引主任者証の再交付	1 第三条の規定による計画の認定	2 第五条第一項の規定による変更の認定	3 第七条の規定による指導及び助言	4 第八条の規定による報告の徴収	5 第九条の規定による地位の承継	6 第十条の規定による改善命令	7 第十一条第一項の規定による計画の認定の取消し	8 第十二条第一項の規定による建設に要する費用の補助	9 第十五条第一項の規定による家賃の減額に要する費用の補助	1 第十五条第一項の規定による家賃の決定	2 第十五条第二項の規定による家賃の変更	3 第十八条第二項の規定による入居者負担額の決定	1 第八条の規定による入居者の決定	2 第十四条の規定による家賃の決定	3 第十六条（第十八条第三項、

九 高齢者の居住の安定確保に関する	八 山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県規則第四十九号）の施行に関する事務	の施行に関する事務	第二十九条第三項及び第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による減免	4 第二十六条の規定による模様替え及び増築の承認	5 第二十七条第一項及び第二項の規定による認定	6 第二十九条第二項の規定による収入超過者の家賃の額の決定	7 第三十条の規定による高額所得者に対する明渡しの請求	8 第三十一条第二項の規定による高額所得者の家賃の額の決定	9 第三十二条の規定による住宅のあつせん	10 第四十条の規定による明渡し請求	11 第四十一条第一項の規定による県営住宅の社会福祉事業等への活用	1 第五条の規定による連帯保証人の変更の承認	2 第七条の規定による入居替え及び交換の承認	3 第八条の規定による同居の承認	4 第十一条の規定による入居承認の承認	5 第十四条第三項の規定による収入の認定	1 第六条（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録



る法律（平成十三年法律第二十六号）の施行に関する事務

2	第七条第一項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否			
3	第十二条の規定による指導及び助言			
4	第十三条第一項の規定による登録事項の訂正申請の指示			
5	第十三条第二項の規定による変更の登録の申請の指示			
6	第十四条第一項及び第二項の規定による登録の取消し			
7	第十五条の規定による登録の消除			
8	第十七条第一項の規定による指定登録機関の指定			
9	第二十条第一項の規定による指定の公示			
10	第二十四条の規定による監督命令			
11	第二十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査			
12	第二十六条第二項の規定による登録事務の休止及び廃止の公示			
13	第二十七条第一項の規定による指定の取消し			
14	第二十七条第二項の規定による指定の取消し及び登録事務の停止命令			
15	第二十七条第三項の規定による登録の取消し及び登録事務の停止の公示			
16	第二十八条第二項の規定による登録事務の実施の公示			

17	第三十一条（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定			
18	第三十四条の規定による指導及び助言			
19	第三十六条第一項の規定による目的外使用の承認			
20	第三十七条の規定による報告の徴収			
21	第三十八条の規定による認定事業者の地位の承継の承認			
22	第三十九条の規定による改善命令			
23	第四十条第一項の規定による計画の認定の取消し			
24	第四十一条第一項の規定による整備に要する費用の補助			
25	第四十三条第一項の規定による家賃の減額に要する費用の補助			
26	第五十条の規定による機構又は会社に対する供給の要請			
27	第五十二条第一項の規定による要請に基づき供給する公社に対する費用の補助			
28	第五十五条第一項の規定による公営住宅の使用			
29	第五十八条（第六十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認可			
30	第六十二条第一項の規定による終身建物賃貸借の解約の申し入れの承認			







48	第五十二条第一項第六号の規定による用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率の指定			
47	第五十二条第二項の規定による前面道路の幅員に乗じる数値及びその乗じる区域の指定			
46	第五十一条の規定による特殊建築物の位置の許可			
45	第四十八条第十三項の規定による公開による意見の聴取			
44	第四十八条第十二項の規定による用途規制の特例の許可			
43	第四十八条第十一項の規定による用途規制の特例の許可			
42	第四十八条第十項の規定による用途規制の特例の許可			
41	第四十八条第九項の規定による用途規制の特例の許可			
40	第四十八条第八項の規定による用途規制の特例の許可			
39	第四十八条第七項の規定による用途規制の特例の許可			
38	第四十八条第六項の規定による用途規制の特例の許可			
37	第四十八条第五項の規定による用途規制の特例の許可			
36	第四十八条第四項の規定による用途規制の特例の許可			
35	第四十八条第三項の規定による用途規制の特例の許可			
34	第四十八条第二項の規定による用途規制の特例の許可			

49	第五十二条第八項の規定による区域及び数値の指定			
50	第五十二条第十項の規定による計画道路がある場合の容積率の例外の許可			
51	第五十二条第十一項の規定による壁面線の指定がある場合の容積率の例外の許可			
52	第五十二条第十四項の規定による機械室等に関する容積率の例外の許可			
53	第五十三条第一項第六号の規定による用途地域の指定のない区域の建ぺい率の指定			
54	第五十三条第四項の規定による建ぺい率の例外の許可			
55	第五十三条第五項第三号の規定による建ぺい率の例外の許可			
56	第五十三条の二第一項の規定による敷地規模規制の例外の許可			
57	第五十六条第一項の規定による区域の指定			
58	第五十五条第二項の規定による高さ制限の例外の認定			
59	第五十五条第三項第一号の規定による高さ制限の例外の許可			
60	第五十五条第三項第二号の規定による高さ制限の例外の許可			
61	第五十六条の二第一項の規定による日影制限の例外の許可			
62	第五十七条第一項の規定による高架の工作物内の建築物の高さ制限の例外の認定			









八 山梨県建築基準法施行条例(昭	七 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の施行に関する事務	六 山梨県建築基準法施行細則の施行に関する事務	1 第八号第一項第二号の規定による災害による復旧建築物等の建築着工時期の認定	2 第九号第五項の規定による閲覧申請の承認(3に掲げるものを除く。)	3 第九号第五項の規定による閲覧申請の承認(第二号の第一号から第五号までに掲げるものに限る。)	1 第二十八号の四第三項第五号イの規定による優良宅地の認定	2 第二十八号の四第三項第六号の規定による優良住宅の認定	3 第三十一条の二第二項第十四号八の規定による優良宅地の認定	4 第三十一条の二第二項第十五号二の規定による優良住宅の認定	5 第六十二号の三第四項第十四号八の規定による優良宅地の認定	6 第六十二号の三第四項第十五号二の規定による優良住宅の認定	7 第六十三号第三項第五号イの規定による優良宅地の認定	8 第六十三号第三項第六号の規定による優良住宅の認定	1 第五号第一項の規定による特殊建築物の敷地形状と道路との関係の例外の許可		
			する基準の特例の認定													

九 都市計画法の施行に関する事務	和三十六年山梨県条例第十九号)の施行に関する事務	2 第五条第二項の規定による特殊建築物の敷地と道路との関係の例外の許可	3 第十条の規定による興業場等の敷地と道路との関係の例外の許可	4 第二十一条の四第三項の規定による都市計画区域以外の区域の容積率の例外の許可	5 第二十一条の五第四項第二号の規定による都市計画区域以外の区域の建ぺい率の例外の許可	6 第二十一条の六第二項第一号の規定による都市計画区域以外の区域の建築物の高さの例外の許可	7 第二十一条の六第二項第二号の規定による都市計画区域以外の区域の学校等の建築物の例外の許可	8 第二十一条の七第一項の規定による都市計画区域以外の区域の公益上必要な建築物の例外の許可	1 第二十九条第一項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域内の開発の許可(2に掲げるものを除く。)	2 第二十九条第一項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域内の開発の許可(開発面積が五ヘクタール以上のもの及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。)	3 第二十九条第二項の規定による都市計画区域及び準都市計画		





<p>十七 山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）の施行に関する事務</p>						<p>十六 山梨県景観条例の施行に関する事務</p>		<p>十五 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）の施行に関する事務</p>		<p>十四 浄化槽法の施行に関する事務</p>	
6	5	4	3	2	1	<p>第十七条の規定による大規模行為（屋外における物品の集積及び貯蔵を除く。）の届出に係る指導及び助言</p>		2	1	<p>第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条の施行に関する事務</p>	
<p>第十五条第三項の規定による</p>						<p>第十五条第二項の規定による</p>		<p>第十五条第一項の規定による</p>		<p>第十五条第一項の規定による</p>	
建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務

<p>十八 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）の施行に関する事務</p>						<p>第十四条第一項の規定による特別特定建築物の基準適合命令</p>		<p>第十三条第一項の規定による特別特定建築物の取消し等</p>		<p>第十二条第一項の規定による講習会の開催</p>		<p>第十一条第二項の規定による屋外広告業の登録事項の変更の登録</p>		<p>第十条第一項の規定による屋外広告業の登録の拒否</p>		<p>第九条第一項の規定による屋外広告業の登録</p>		<p>第八条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>		<p>第七条第一項第一号の規定による告示</p>		<p>第五条第一項の規定による報告の徴収</p>								
5	4	3	2	1	14	13	12	11	10	9	8	7	<p>広告物等の設置許可の取消し</p>		<p>特別特定建築物の取消し等</p>		<p>講習会の開催</p>		<p>登録事項の変更の登録</p>		<p>登録の拒否</p>		<p>登録</p>		<p>報告の徴収及び立入検査</p>		<p>告示</p>		<p>報告の徴収</p>	
<p>第十一条の規定による認定建築物の改善命令</p>						<p>第十条の規定による認定建築物の建築等及び維持保全状況の報告の徴収</p>		<p>第六条第三項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物の計画の認定</p>		<p>第五条第三項の規定による特別特定建築物についての指導及び助言</p>		<p>第三十九条第一項の規定による屋外広告業者からの報告の徴収及び立入検査</p>		<p>第三十八条第一項の規定による屋外広告業の登録の取消し等</p>		<p>第三十四条第一項の規定による講習会の開催</p>		<p>第三十一条第二項の規定による屋外広告業の登録事項の変更の登録</p>		<p>第三十条第一項の規定による屋外広告業の登録の拒否</p>		<p>第二十九条第一項の規定による屋外広告業の登録</p>		<p>第二十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>		<p>第十七条第一項第一号の規定による告示</p>		<p>第五条第一項の規定による報告の徴収</p>		
建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	建設事務	

						十九 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の施行に関する事務					
二十 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務						二十九 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の施行に関する事務					
6 第十二条の規定による計画の認定の取消し		1 第七条第一項の規定による特定建築物についての指導及び助言		2 第七条第二項の規定による特定建築物に対する指示		3 第七条第三項の規定による公表		4 第八条第三項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定		5 第九条第一項の規定による建築物の耐震改修の計画の変更認定	
7 第十一条の規定による認定建築物の改善命令		6 第十条の規定による認定建築物の耐震改修の状況の報告の徴収		8 第十二条の規定による計画の認定の取消し		1 第十条第三項の規定による分別解体等の計画の変更等の措置命令		2 第十四条の規定による分別解体等の実施に関する助言及び勧告		3 第十五条の規定による分別解体等の方法の変更等の措置命令	
4 第四十二条第一項の規定による特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に関する報告の徴収		建設事務 所長		建設事務 所長		建設事務 所長		建設事務 所長		建設事務 所長	

5 第四十三条第一項の規定による立入検査（特定建設資材に係る分別解体等に係るものに限る。）

建設事務 所長

注 所長名は、備考欄に記載する。  
別表第三会計課の項を次のように改める。

会計 一 地方自治法に關する事務									
1 第七十条第一項の規定による収入証紙の売りさばき人の指定及び取消し		2 第七十条第一項の規定による金額四千万円以上二億円未満の歳入の収納		3 第七十条第一項の規定による金額八千万円以上二億円未満の支払		4 第七十条第一項の規定による指定金融機関の担保物件の出納		5 第七十条第一項の規定による計算証明	
6 第七十条第一項の規定による報酬、給料、職員手当等、共済費（百万円未満を除く。）、恩給、賃金、旅費及び需用費（十万円以上の食糧費に限る。）の支払		7 金額百万円以上八千万円未満の支払（6に掲げる事項を除く。）		8 第七十条第一項の規定による金額百万円以上四千万円未満の歳入の収納		9 第七十条第一項の規定による保証金の受払い			

発行者 山梨県 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市丸の内一丁目六番一号 甲府市北口二丁目六番

二 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)の施行に関する事務	10 第七十条第一項の規定による金額百万円以上の雑部金の出納	11 第七十条第一項の規定による有価証券の受払い	12 第七十条第一項の規定による所得税の源泉徴収、県及び市町村民税の特別徴収並びに払込み	13 第七十条第一項の規定による金額百万円以上のれい入、れい出、振替、更正、訂正及び取消し	14 第七十条第一項の規定による報酬、給料、職員手当等、恩給、賃金、旅費及び需用費(十万円以上の食糧費に限る。)を除く金額百万円未満の支払	15 第七十条第一項の規定による金額百万円未満の歳入の収納	16 第七十条第一項の規定による金額百万円未満の雑部金の出納	17 第七十条第一項の規定による金額百万円未満のれい入、振替、更正、訂正及び取消し	1 第四百三条第三項の規定による知事が同意した国の歳入、歳出及び支出負担行為の確認に関する事務(特に重要なものに限る。)	2 第四百三条第三項の規定による知事が同意した国の歳入、歳出及び支出負担行為の確認に関する事務のうち、代行機関とする

四 会計検査院の会計検査に関する事務	三 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)の施行に関する事務	1 第六条第二項の規定による知事が同意した債権の管理に関する事務(特に重要なものに限る。)	2 第六条第二項の規定による知事が同意した債権の管理に関する事務のうち、代行機関として指定した範囲の事務(重要なものに限る。)	3 第六条第二項の規定による知事が同意した債権の管理に関する事務のうち、代行機関として指定した範囲の事務(2に掲げるものを除く。)

別表第三管理課の項第二号から第五号までを削る。  
**附 則**  
 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。